

第4次熊谷市障がい者計画
第7期熊谷市障がい福祉計画
第3期熊谷市障がい児福祉計画

熊谷市障がい者支援計画(案)

第7期

～ ともに生き、ともに暮らせるまちづくり ～

令和6年3月

熊谷市

目 次

第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨 2
- 2 計画の性格 3
- 3 計画の位置付け 3
- 4 関連計画 4
- 5 計画期間 5
- 6 計画の策定体制 6

第2章 障がい者の現状と現行の法制度

- 1 人口の推移 8
- 2 障がい者の推移 9
- 3 障がい者関係改正法令等 15

第3章 前計画の取組状況と課題

- 1 第3次障がい者計画の取組状況 24
- 2 第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の
取組状況 26
- 3 障害福祉サービスの利用状況 28
- 4 地域生活支援事業の利用状況 30
- 5 障がい者団体及び計画相談支援事業所の意見・要望
からの取り組むべき課題 33

第4章 熊谷市障がい者支援計画（第7期）の基本的な 考え方

- 1 基本理念 38
- 2 施策の基本方針 39
- 3 重点施策 40
- 4 計画の推進体制 44

第5章 施策の展開

基本方針1	心かようやさしいまちづくり	46
基本方針2	いきいき暮らすまちづくり	58
基本方針3	すこやかに育むまちづくり	71
基本方針4	生きがいのあるまちづくり	81
基本方針5	安心・安全なまちづくり	86

第6章 計画期間における見込量

1	障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量	96
---	------------------------	----

資料

1	第3次障がい者計画施策別評価	102
2	障がい者団体及び計画相談支援事業所の意見・要望等	113
3	策定経過	125
4	熊谷市障がい者施策推進委員会設置要綱	126
5	熊谷市障がい者施策推進委員会委員名簿	127

※ 本計画における「障害」「障がい」の表記については、前計画に引き続き、固有名詞や法令等において「障害」と表記されているものを除き、「障がい」と表記することとしています。

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

国においては、令和5年3月に障害者基本計画（第5次）を策定し、障がい者施策の基本的な方向を定めるとともに、理念の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施しています。

また、県においては、国の基本計画を踏まえ、「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を一体化した「第7期埼玉県障害者支援計画」を令和6年3月に策定し、施策を総合的かつ計画的に実施しています。

本市は、障害者基本法に基づく「熊谷市障がい者計画（第1次）」を、平成19年3月に計画期間10年として策定、平成29年度から計画期間4年で「熊谷市障がい者計画（第2次）」、令和3年度から計画期間3年で「熊谷市障がい者計画（第3次）」を策定し、令和5年度を最終年度として各種施策を進めています。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき策定が義務付けられている「熊谷市障害福祉計画（第5期）」、「熊谷市障害児福祉計画（第1期）」を、1冊にまとめた形で平成30年3月に策定し、令和3年度から計画期間3年で「熊谷市障がい福祉計画（第6期）」、「熊谷市障がい児福祉計画（第2期）」を策定し、各種施策を進めています。

以上から、本市の3計画について令和5年度で計画期間が終了することに伴い、現状の障がいのある方を取り巻く環境や関連する法制度の動向を踏まえ、「第7期熊谷市障がい者支援計画」を策定するものです。

※ 障害福祉サービス及び障がい児福祉サービスの支給対象となる障がい者（児） について（関連する章：第3章、第4章、第5章、第6章）

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障がい児福祉サービスの支給対象となる者（児）については、原則として次のとおりですが、身体障がい者（児）を除き、医師の診断書等により判断する場合がありますので、詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。

- ア 身体障害者手帳所持者 イ 療育手帳所持者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳所持者（発達障がい者を含む）

なお、高次脳機能障がいについては、器質性精神障がいとして精神障がいに分類されるものであり、精神障害者保健福祉手帳等により精神障害者であることが確認された場合、給付の対象となります。

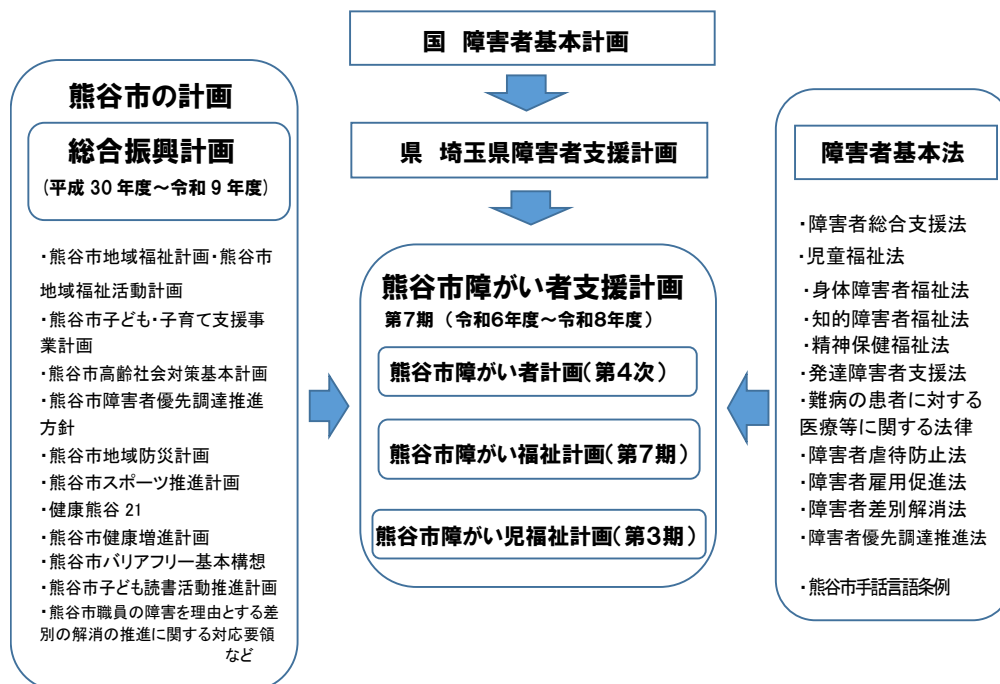
- エ 難病等対象者
- オ 障がい児については、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（発達障がい児を含む）を所持する児童、難病等対象児童

2 計画の性格

本計画は、前述のとおり、障害者基本法第11条第3項、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する計画を包括したものであり、本市の障がい者・障がい児施策の基本的方向や、達成すべき障害福祉サービス、障害児福祉サービスの目標などを明らかにし、障がい者・障がい児施策の総合的な推進を図るものです。

3 計画の位置付け

本計画は、前計画の施策を維持しながら、法令及び国の「障害者基本計画」をはじめとして、「埼玉県障害者支援計画」との関係に留意しつつ、本市の上位計画である「熊谷市総合振興計画」、「熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」や、関連計画である「熊谷市子ども子育て支援事業計画」、「熊谷市高齢社会対策基本計画」等との整合を図りながら障がい者福祉全般にわたる計画として策定するものです。



4 関連計画

熊谷市障がい者支援計画と関連する計画は以下のとおりです。本計画「第5章 施策の展開」における各施策は、担当課において策定する以下のそれぞれの計画と整合をとっています。

熊谷市障がい者支援計画と関連する計画と担当課

No.	計画名	担当課
1	熊谷市地域防災計画	危機管理課
2	熊谷市総合振興計画	企画課
3	熊谷市地域公共交通計画	企画課
4	熊谷市スポーツ推進計画	スポーツタウン推進課
5	熊谷市障害者活躍推進計画	職員課
6	くまがや男女共同参画推進プラン	男女共同参画室
7	健康熊谷21	健康づくり課
8	熊谷市健康増進計画	健康づくり課
9	熊谷市自殺対策計画	健康づくり課
10	熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画	福祉総務課
11	熊谷市避難行動要支援者避難支援計画	福祉総務課
12	熊谷市高齢社会対策基本計画	長寿いきがい課
13	熊谷市障害者優先調達推進方針	障害福祉課
14	熊谷市子ども・子育て支援事業計画	こども課
15	熊谷市バリアフリー基本構想	都市計画課
16	熊谷市営住宅等長寿命化計画	営繕課
17	熊谷市教育振興基本計画	学校教育課
18	熊谷市子ども読書活動推進計画	市立図書館

5 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、以降、3年ごとの計画期間とします。

次期（第8期）計画は、本計画の最終年度である、令和8年度に見直し策定することとします。

計画期間中に、法改正及びそれに伴う制度改正などがあった場合は、その動向により、計画期間中に本計画を見直してまいります。

30	令和1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
第2次熊谷市障がい者計画			第6期障がい者支援計画 (第3次熊谷市障がい者計画) +			第7期障がい者支援計画 (第4次熊谷市障がい者計画) +			第8期障がい者支援計画		
第5期熊谷市障害福祉計画			(第6期熊谷市障がい福祉計画) +			(第7期熊谷市障がい福祉計画) +					
第1期熊谷市障害児福祉計画			(第2期熊谷市障がい児福祉計画)			(第3期熊谷市障がい児福祉計画)					

障害者基本法による「障がい者計画」:障がい者の状況などを踏まえ、障がい者施策の方向性を示す総合的な計画

障害者総合支援法による「障がい福祉計画」:障害福祉サービス、相談支援(計画相談支援)及び地域生活支援事業の実施に係る目標や見込量を定める計画

児童福祉法による「障がい児福祉計画」:障害児通所支援及び障害児相談支援実施に係る目標や見込量を定める計画

6 計画の策定体制

(1) 熊谷市障がい者施策推進委員会による協議・検討

「熊谷市障がい者支援計画（第7期）」の策定に当たり、学識経験者、公募による市民、障がい者団体の代表者、関係行政機関の職員、障がい者福祉に関する事業者等 15 人の委員からなる「熊谷市障がい者施策推進委員会」において、協議・検討を行いました。

(2) 行政内部での策定体制

行政内部においては、市関係職員による「熊谷市障がい者施策推進庁内連絡会議作業部会」を設置し、障害福祉課が中心となって計画を策定しました。

(3) 障がい者団体及び計画相談支援事業所への意見・要望調査

計画の策定に当たり、障がいのある方の現状や意向などを把握するために、市内の障がい者団体（10 団体）及び計画相談支援事業所（10 事業所）を対象に意見・要望調査を行い、計画づくりに反映させています。

※ 意見・要望の内容等については、巻末の資料を参照

(4) 計画の公表

計画の推進を図る上では、計画に関わる全ての市民が、その目指すべき共生社会の在り方を理解し、将来像や取組内容についての共通理解を図っていくことが必要です。

そのため、市のホームページ等を活用したり、総ルビ版を作成するなど、広く市民に公表するとともに、普及・啓発に努めます。

第2章 障がい者の現状と現行の法制度

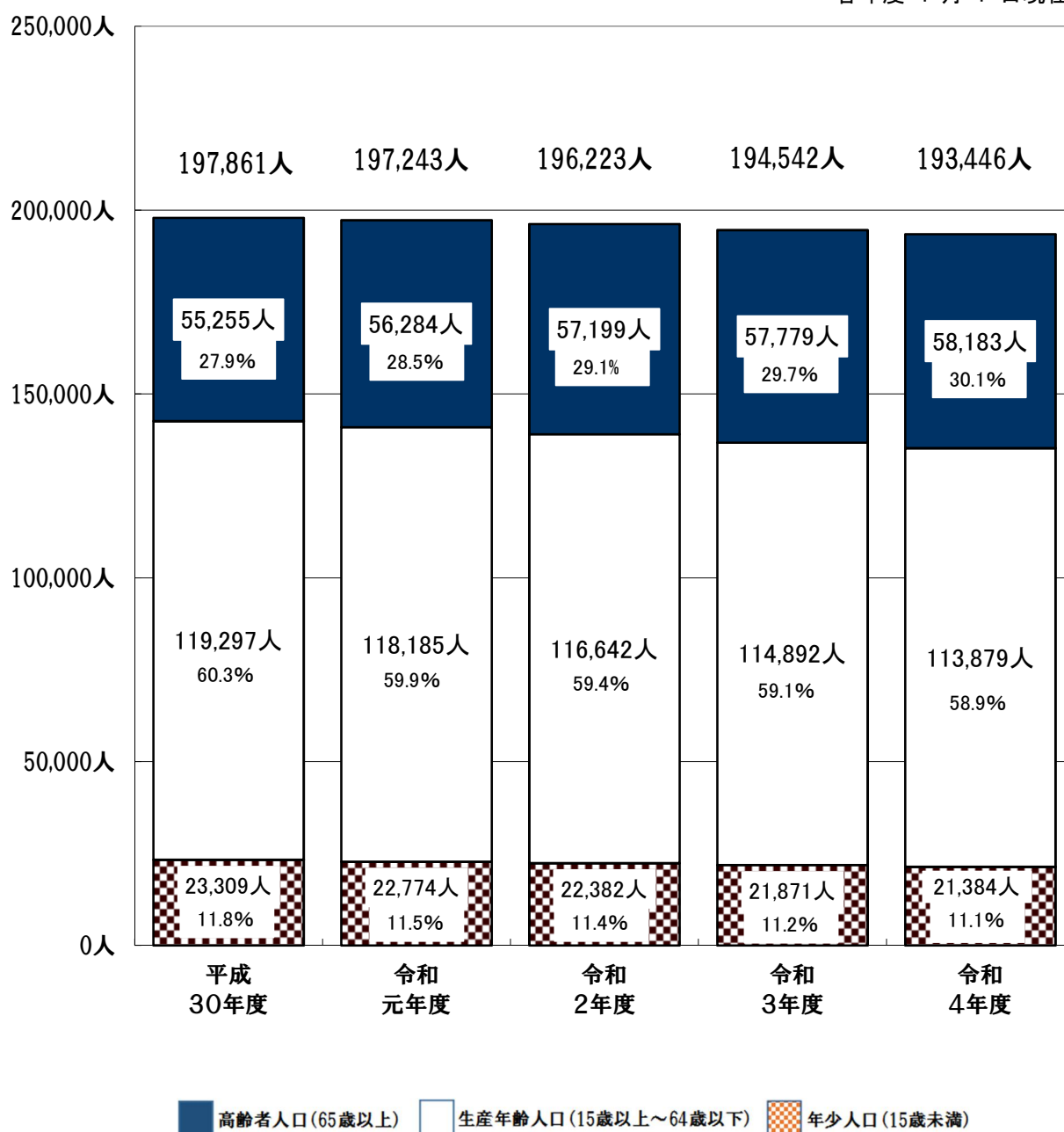
1 人口の推移

本市の住民基本台帳人口の推移を見てみると、総人口は、平成30年度から令和4年度までに4,415人の減（令和4年度総人口比の約2.3%減）と、年々減少しています。

また、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳～64歳）及び高齢者人口（65歳以上）それぞれの年齢三区分別の人口推移をみると、年少人口及び生産年齢人口が減少している一方、高齢者人口は更に増加しており、超高齢社会となっています。

グラフ1 年齢三区分別総人口の推移（住民基本台帳人口）

各年度4月1日現在



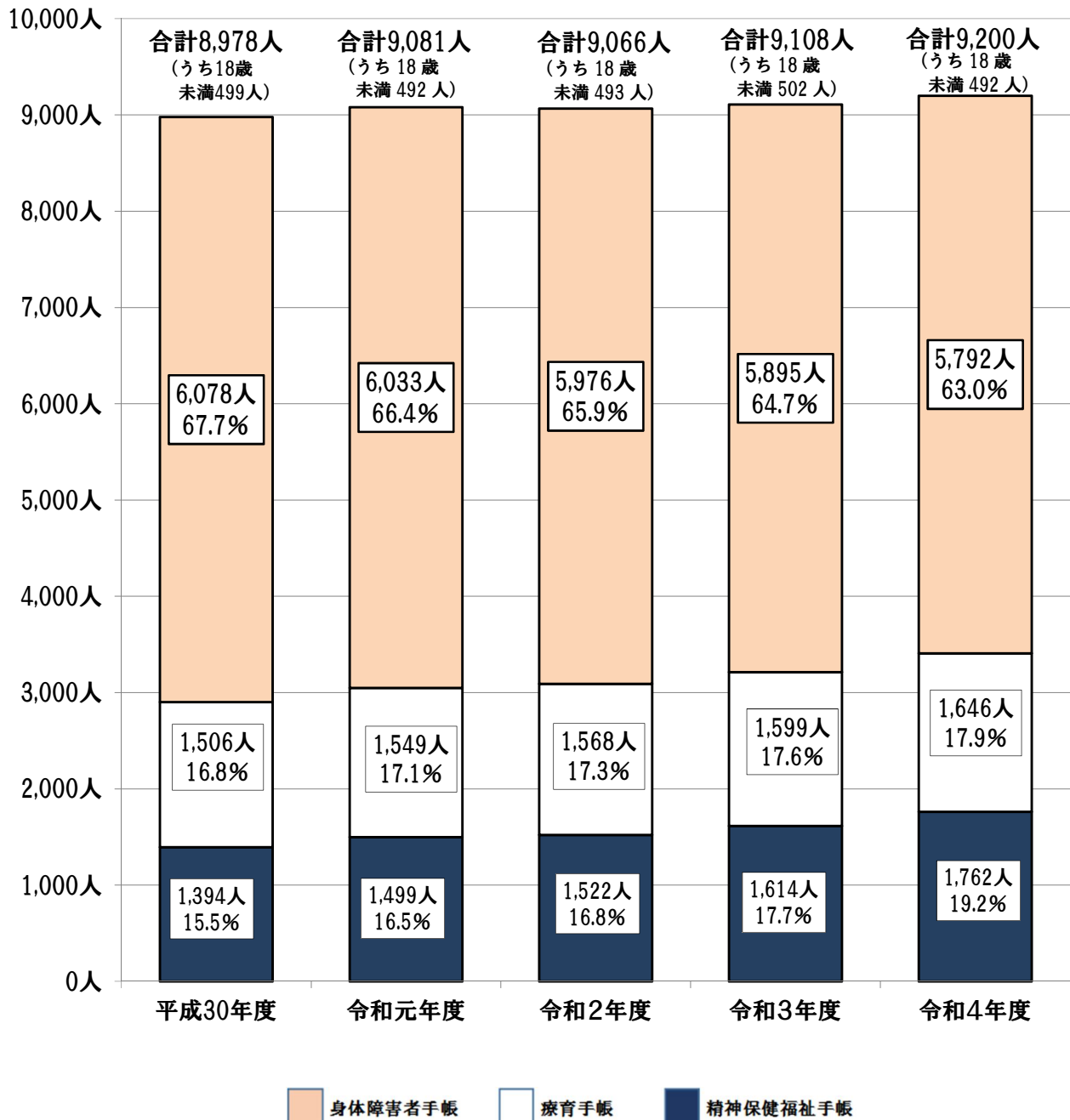
2 障がい者の推移

1 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者の総数は、横ばい傾向にありながらも平成30年度と比較すると222人増加しています。また、手帳種別ごとの傾向を見てみると、身体障害者手帳所持者は全体の63%を占めていますが、ここ近年は減少傾向にあります。一方、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

グラフ2 障害者手帳所持者の推移（種別）

各年度3月31日現在

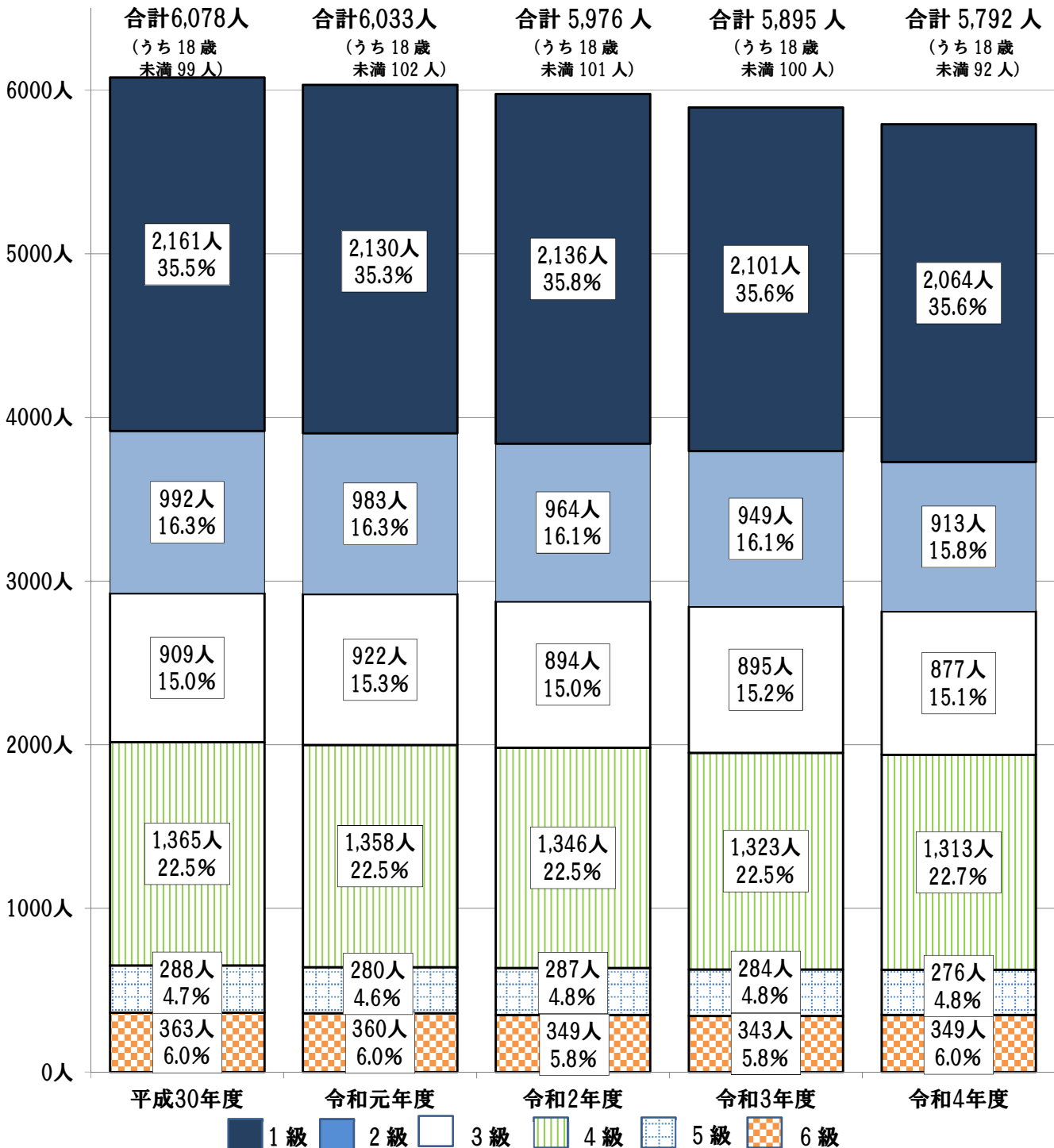


2 身体障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、令和4年度末現在で、5,792人です。平成30年度以降は減少傾向にあります。また、障がい者の等級別では、1・2級の重度者の占める割合は、50%台で推移しています。障がい種類別（次ページ グラフ4）では、構成比で肢体不自由が約50%と最も多く、次に内部障がいとなっており、両障がい者で全体の80%超となっています。

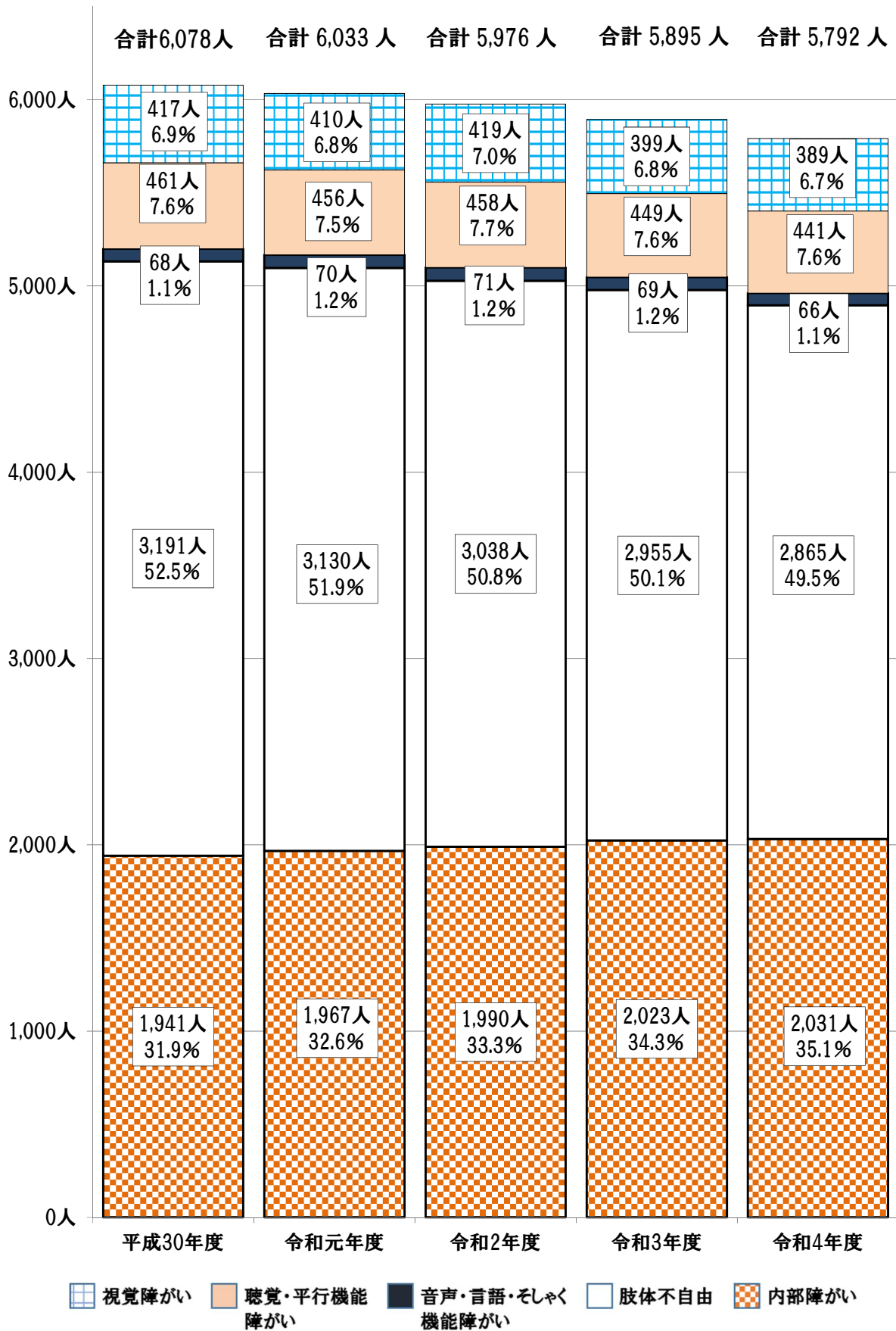
グラフ3 身体障害者手帳所持者の推移（障がい等級別）

各年度3月31日現在



グラフ4 身体障害者手帳所持者の推移（障がい種類別）

各年度3月31日現在

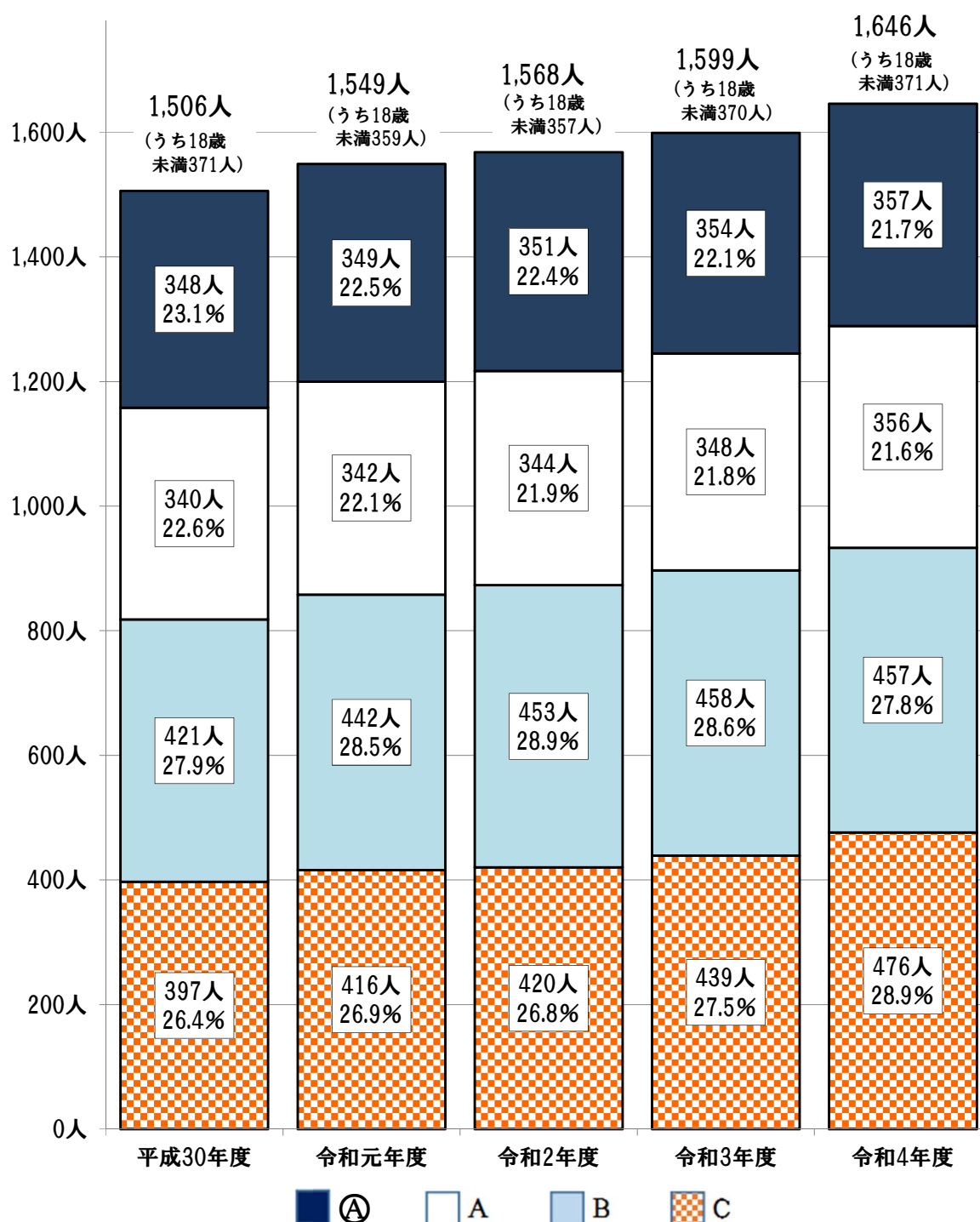


3 知的障がい者の状況

療育手帳の所持者数は、令和4年度末現在で1,646人となっており、平成30年度と比べると140人増加し、約1.09倍の増加率となっています。また、等級がCの軽度者が476人で、全体の28.9%と最も多く、増加率においても、軽度のCが1.20倍で最も高くなっています。

グラフ5 療育手帳所持者の推移

各年度3月31日現在



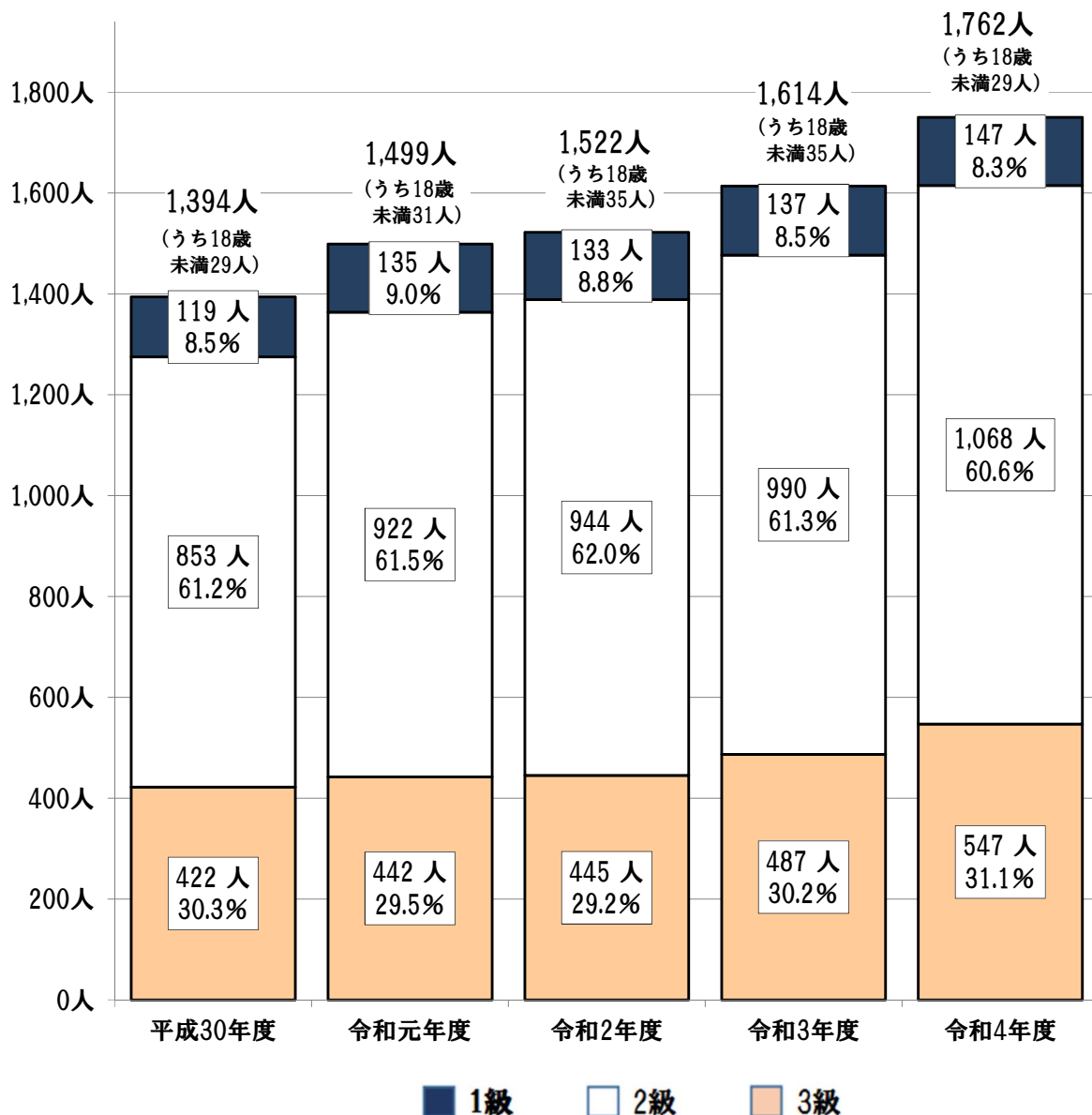
4 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和4年度末現在で1,762人であり、平成30年度と比べると368人と大幅に増加しています。これは、身体障害者手帳、療育手帳所持者と比較しても増加率が一番高く1.26倍となっています。増加要因としては、うつ病、統合失調症以外の精神疾患と呼ばれる診断の範囲が広がり患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだこと、そして就労の際の障がい者雇用枠の拡大など社会制度が整備されてきたことが考えられます。

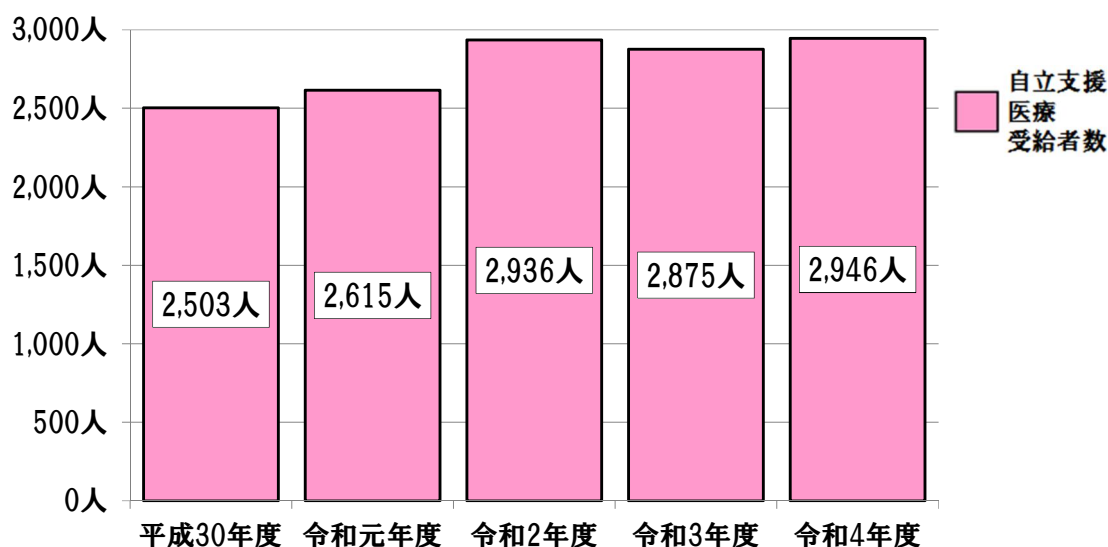
また、自立支援医療（精神通院用）受給者数は、令和4年度末現在で2,946人となっており、平成30年度と比べると443人増加し、ここ数年、手帳所持者とともに高い増加率となっています。

グラフ6 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

各年度3月31日現在



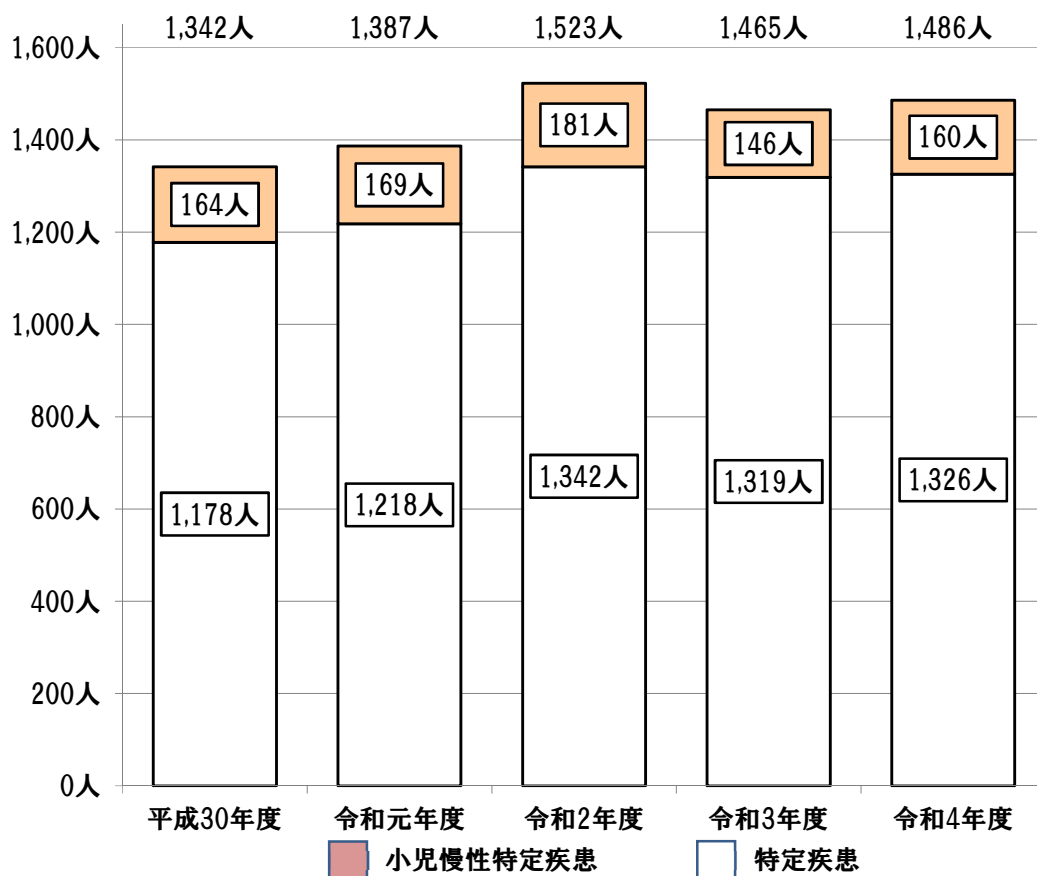
グラフ7 自立支援医療（精神通院用）受給者数の推移 各年度3月31日現在



5 難病患者の状況

難病患者の認定者数は、令和4年度末現在で、1,486人となっており、平成30年度以降、増加傾向となっています。

グラフ8 難病患者認定者数の推移 各年度3月31日現在



3 障がい者関係改正法令等

※ 各法令から抜粋しておりますので、この章中の「障害」は漢字表記とさせていただきます。

(1) 障害者総合支援法の改正

「障害者総合支援法」の改正(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律)が、令和4年12月16日に公布され、令和6年4月1日に施行されます。(ただし、「改正の概要」の2及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3及び5、6の一部は令和5年4月1日、4の一部は令和5年10月1日施行)

改正の趣旨	<p>障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実、福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上、調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備等を推進する。</p>
改正の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備 6. その他

(2) 精神保健福祉法の改正

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律が、令和4年12月16日に公布され、令和6年4月1日（一部は公布の日、令和5年4月1日等）に施行されます。

<p>改正の趣旨</p>	<p>精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念に則り、精神障害者の権利擁護を^{のつと}図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備する。</p>
<p>改正の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 精神保健に関する相談支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。 2. 医療保護入院の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・医療保護入院の入院期間、入院の期間の更新等 ・医療保護入院者等への退院促進措置 3. 入院者訪問支援事業の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣する。 4. 虐待防止に向けた取組の一層の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置 ・精神科病院における虐待通報の周知及び相談体制の整備

(3) 児童福祉法の改正

「児童福祉法」の改正(児童福祉法の一部を改正する法律)が、令和4年12月16日に公布され、令和6年4月1日に施行されます。

<p>改正の趣旨</p>	<p>児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。</p>
<p>障害児等に関する改正の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。 2. 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

（４）障害者雇用促進法の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が、令和4年12月16日に公布され、令和5年4月1日以降に順次施行されています。今回の改正では、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定時間10時間以上20時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれています。

<p>改正の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化 2. 週所定時間10時間以上20時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進 3. 企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上
--------------	--

(5) 障害者差別解消法の改正

「障害者差別解消法（障害を理由とする差別解消の推進に関する法律）」の改正は、令和3年6月4日に公布され、令和6年4月1日に施行されます。

改正の趣旨	事業者による合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、相談体制の充実や事例の収集・提供の確保など障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることを内容とする。
-------	---

障害者差別解消法第6条の規定に基づき、政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を定め、障害者差別解消法の改正に伴い、令和5年3月14日に基本方針の改定も行われました。

基本方針に定められている事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な方向 2. 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・法の対象範囲 ・不当な差別的取扱い ・合理的配慮 3. 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等の職員による取組を図るため、対応要領の策定（地方公共団体等は努力義務） 4. 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項 5. 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・相談等の体制整備 ・啓発活動 ・情報の収集、整理、提供 ・地域協議会 6. その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
----------------	---

(6) 災害対策基本法の改正

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が、令和3年5月20日に施行されたことを受け、市町村が事務を行う際の参考としている国作成の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定されました。

<p>改正の趣旨</p>	<p>指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接避難を促進し、要配慮者の支援を強化する。</p>
<p>主な改正内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示 <ul style="list-style-type: none"> ・指定福祉避難所を指定一般避難所と別けて指定し、公示する。 ・指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要避難者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に告示できる制度を創設 2. 指定福祉避難所への直接避難の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行う。 3. 避難所の感染症・熱中症・衛生環境対策 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、避難所の計画、検討を行う。 ・マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーティション等、衛生環境対策として必要な物資の備蓄を図る。 ・一般避難所においても要配慮者スペースの確保等必要な支援を行う。

(7) 医療的ケア児支援法の施行

「医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）」が、令和3年9月18日に施行されました。

<p>基本理念</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 2. 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 3. 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援 4. 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策 5. 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策
<p>主な改正内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国・地方公共団体による措置 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援 ・医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 ・相談体制の整備 ・情報共有の促進 ・広報啓発 ・支援を行う人材の確保 ・研究開発の推進 2. 保育所の設置者、学校の設置者等による措置 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所における医療的ケアその他の支援 ・学校における医療的ケアその他の支援 3. 医療的ケア児支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う。 ・医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う。

(8) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が、令和4年5月25日に施行されました。

<p>目的</p>	<p>この法律は、全ての障害者が、社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得、利用、円滑な意思疎通が極めて重要であることに鑑み、障害者</p>
-----------	--

	<p>による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とする。</p>
<p>基本理念</p>	<p>障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とする事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする。 2. 日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする。 3. 障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする。 4. 高度情報通信ネットワーク利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）。
<p>国・地方公共団体の責務</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国は、障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。 2. 地方公共団体は、その地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策を策定し、実施する責務を有する。 3. 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策が障害者でない者による情報の十分な取得、利用、円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、実施するものとする。
<p>基本的施策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者による情報取得等に資する機器等の開発・普及及び利用方法の習得のための施策 2. 防災・防犯情報の習得及び緊急の通報を行なえるようにするための施策 3. 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策 4. 障害者からの相談や障害者へ情報提供する際の障害の種類や程度に応じた配慮 5. 国民の関心・理解の増進を図るための広報活動・啓発活動 6. 調査研究の推進等

(9) 熊谷市手話言語条例

「熊谷市手話言語条例」は、「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」を進める本市において、手話は言語であるとの認識に立ち、ろう者への理解を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい、地域で安心して幸せに暮らすことができる共生社会の実現を目指し、平成29年4月1日に施行されています。

<p>基本理念</p>	<p>手話の普及の促進は、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生し、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重することを基本とする。</p>
<p>市の責務、役割等</p>	<p>【責務】 市民及び事業者の手話への理解を深め、手話を利用しやすい環境にするための施策の推進</p> <p>【県との連携・協力】</p> <p>【方針の策定】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 手話への理解及び手話の普及の促進 2. 手話による情報の発信及び取得 3. 手話による意思疎通の支援 <p>【手話を学ぶ機会の確保】 ろう者、手話通訳者その他手話を使用することができる者と協力して、市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。</p>

第3章 前計画の取組状況と課題

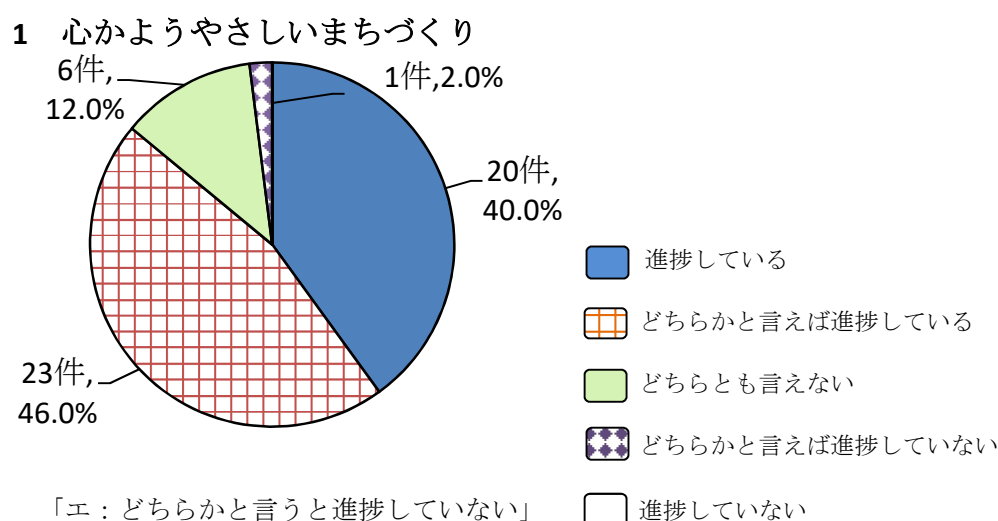
1 第3次障がい者計画の取組状況

第3次障がい者計画に位置付けた 170 施策の進捗状況について、担当課が 5 段階で自己評価した結果をグラフ化しました。

(※ 170 施策のうち、複数の課が担当している施策があり、評価対象の総数としては 236 となります。)

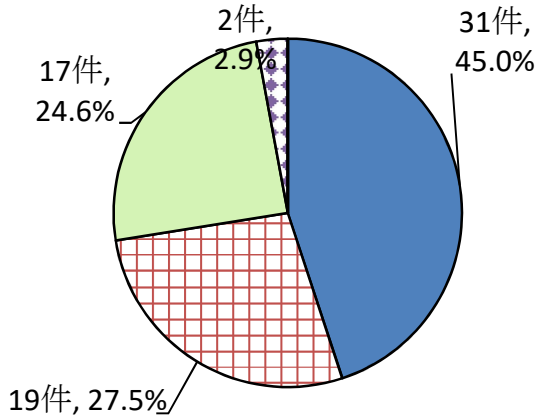
「進捗している」、「どちらかと言えば進捗している」と回答している課が全体の約 78% となっており、おおむね順調に進捗しているものと考えられますが、評価が低い施策については、施策の再構築を行います。(件)

基本方針	各課評価	ア：進捗している	イ：どちらかと言えば進捗している	ウ：どちらとも言えない	エ：どちらかと言うと進捗していない	オ：進捗していない	評価総数
1	心かようやさしいまちづくり	20	23	6	1	0	50
2	いきいき暮らすまちづくり	31	19	17	2	0	69
3	すこやかに育むまちづくり	10	18	6	0	0	34
4	生きがいのあるまちづくり	7	8	7	0	0	22
5	安心・安全なまちづくり	19	29	9	2	2	61
	合計	87	97	45	5	2	236



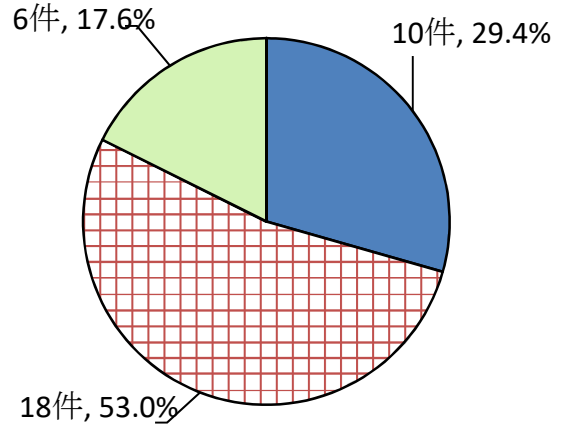
「エ：どちらかと言うと進捗していない」では、福祉教育の充実を目指す交流会が新型コロナの影響のため実施できなかったことが要因となっています。

2 いきいき暮らすまちづくり



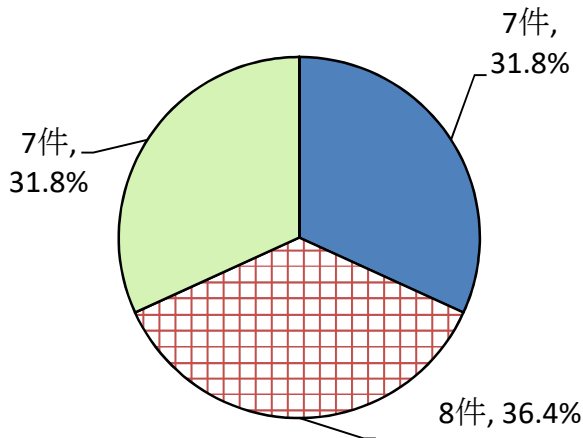
地域生活移行や地域生活の継続支援に対応したサービス提供体制の整備の分野で「ウ：どちらともいえない」が多くなっています。重要項目として取り組む必要があると考えます。

3 すこやかに育むまちづくり



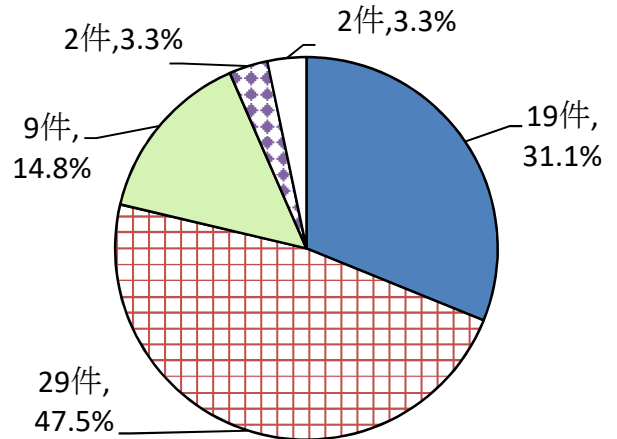
進捗していない等の回答はありませんが、保育、保健医療、教育、就労支援など関係機関と連携した支援で「ウ：どちらともいえない」が挙げられています。

4 生きがいのあるまちづくり



新型コロナの影響もあり、社会参加の促進で「ウ：どちらともいえない」が多くなっています。

5 安心・安全なまちづくり



「オ：進捗していない」の取組の1つである「地域の防災対策の推進」は、新型コロナの影響により福祉避難所研修会の会場や人員が限られ、ボランティア人材の育成につながらなかったことが挙げられます。

(個々の評価については「資料編」P102～112において掲載)

2 第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の取組状況

第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画の令和5年度における取組状況は下記のとおりです。各項目の目標値は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19第1項の規定に基づき国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して設定しています。

成果目標①：福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値		備考
地域生活への移行者数	目標値	14人	令和元年度末時点の施設入所者数の6% $223人 \times 6\% \approx 13.4人$
	実績	12人	令和3年度4人、令和4年度4人、令和5年度（見込数）4人 累計12人

成果目標②：精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値		備考
1年以上長期入院患者数 (65歳以上)	目標値	111人	令和元年6月末現在
	実績	91人	埼玉県全体の数字から熊谷市の人口割で算出（令和4年6月末現在） $3,454人 \times 2.63\% = 90.8人$
1年以上長期入院患者数 (65歳未満)	目標値	54人	令和元年6月末現在
	実績	53人	埼玉県全体の数字から熊谷市の人口割で算出（令和4年6月末現在） $2,032人 \times 2.63\% = 53.4人$

成果目標③：地域生活支援拠点等の整備

項目	数値		備考
地域生活拠点数	目標値	1施設	面的整備を進めているため1施設とする
	実績	1施設	

成果目標④：福祉施設から一般就労への移行等

ア 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

項目	数 値		備 考
一般就労移行者数A	目標値	14 人	令和元年度の移行実績から 就労移行支援 1.3 倍以上 $5 \text{ 人} \times 1.3 = 6.5 \div 7 \text{ 人}$ 就労継続支援 A 型 1.26 倍以上 $2 \text{ 人} \times 1.26 = 2.5 \div 3 \text{ 人}$ 就労継続支援 B 型 1.23 倍以上 $3 \text{ 人} \times 1.23 = 3.7 \div 4 \text{ 人}$
	実績 (見込)	27 人	令和3年度 11 人 令和4年度 8 人 令和5年度 (見込) 8 人

イ 一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数の増加

項目	数 値		備 考
Aのうち就労定着支援事業利用者数	目標値	10 人	Aの目標値×就労定着支援事業利用者の目標割合 $14 \text{ 人} \times 71.4\% = 9.9 \div 10 \text{ 人}$
	実績 (見込)	2 人	令和3年度 0 人 令和4年度 1 人 令和5年度 (見込) 1 人

ウ 就労定着支援事業所の就労定着率の増加

項目	数 値		備 考
就労定着支援事業所のうち8割以上の就労定着率の事業所数	目標値	2 箇所	
	実績 (見込)	1 箇所	

成果目標⑤：障がい児支援の提供体制の整備等

項目	数 値		備 考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所設置数	目標値	4 箇所	
	実績	3 箇所	令和5年8月1日現在
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所設置数	目標値	5 箇所	
	実績	4 箇所	令和5年8月1日現在

3 障害福祉サービスの利用状況

各障害福祉サービスの令和5年度末における利用実績は次のとおりです。

- (1) 地域での生活支援に欠かせない居宅介護等の「訪問系サービス」については、ほとんどのサービスにおいて増加傾向にありますが、重度訪問介護については減少傾向にあります。
- (2) 「日中活動系サービス」の就労支援系については、見込量に達していない状況ですが、利用実績は年々増加しています。また、短期入所も同様に利用実績が増加しています。
- (3) 居住系サービスの共同生活援助事業（グループホーム）や障害児支援サービスの児童発達支援や放課後等デイサービスは、事業所数の増加もあり、計画の見込量を上回る利用となっています。

障害福祉サービス			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (推計値)
訪問系	居宅介護	利用時間 (時間)	3,058	2,945	3,410	2,957	3,801	3,046
		利用者数 (人)	188	192	198	191	209	193
	重度訪問介護	利用時間 (時間)	6,170	6,457	7,016	5,894	7,955	4,606
		利用者数 (人)	37	36	40	34	43	29
	同行援護	利用時間 (時間)	742	740	842	863	953	955
		利用者数 (人)	42	38	45	41	48	45
行動援護	利用時間 (時間)	152	272	181	315	213	313	
	利用者数 (人)	13	20	15	23	17	24	
日中活動系	生活介護	利用日数 (日)	9,140	8,791	9,500	8,853	9,880	9,173
		利用者数 (人)	457	450	475	459	494	472
	自立訓練（機能訓練）	利用日数 (日)	10	9	10	28	15	53
		利用者数 (人)	2	1	2	4	3	5
	自立訓練（生活訓練）	利用日数 (日)	510	321	578	293	646	245
		利用者数 (人)	30	18	34	17	38	15
	就労移行支援	利用日数 (日)	742	769	826	816	924	815
		利用者数 (人)	53	51	59	56	66	60

第3章 前計画の取組状況と課題

障害福祉サービス			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (推計値)
日中活動系	就労継続支援 (A型)	利用日数 (日)	1,254	1,190	1,463	1,340	1,710	1,353
		利用者数 (人)	66	64	77	71	90	74
	就労継続支援 (B型)	利用日数 (日)	6,562	6,384	7,089	6,429	7,650	6,694
		利用者数 (人)	386	362	417	367	450	402
	就労定着支援	実利用者 数(人)	6	5	9	6	12	6
	療養介護	実利用者 数(人)	23	22	24	22	25	21
	短期入所(福祉 型)	利用日数 (日)	463	339	477	378	491	424
		利用者数 (人)	58	36	60	40	61	53
短期入所(医療 型)	利用日数 (日)	52	18	59	30	65	48	
	利用者数 (人)	13	5	13	6	13	10	
居住系	自立生活援助	利用者数 (人)	0	0	1	0	1	0
	共同生活援助	利用者数 (人)	210	233	227	249	245	269
	施設入所支援	利用者数 (人)	224	221	224	225	224	228
相談支援	計画相談支援	実利用者 数(人)	899	914	971	1,055	1,049	1,055
	地域移行支援	実利用者 数(人)	4	1	5	3	6	1
	地域定着支援	実利用者 数(人)	1	0	1	0	1	0
障害児支援	児童発達支援	利用日数 (日)	714	1,065	786	1,229	864	1,454
		利用者数 (人)	119	169	131	204	144	223
	放課後等デイサー ビス	利用日数 (日)	3,987	4,353	4,186	4,574	4,395	5,108
		利用者数 (人)	399	449	419	499	440	547
	保育所等訪問支援	利用日数 (日)	4	0.3	4	0.3	6	1
		利用者数 (人)	2	0.3	2	0.3	3	1
	居宅訪問型児童発 達支援	利用日数 (日)	0	0	6	0	6	0
		利用者数 (人)	0	0	1	0	1	0
障害児相談支援	実利用者 数(人)	240	329	250	314	260	329	

※ 利用時間、利用者数(延べ人数)及び利用日数は、月平均値です。

4 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業の令和5年度末における利用実績は次のとおりです。

令和元年度に設置された基幹相談支援センター（くまさぼ）は、障がいのある方及び家族から第一次的な相談に応じ、情報提供や助言を行うとともに、必要な障害福祉サービスの利用に関し、計画相談事業所に助言指導を行っています。

全体として、おおむね順調に進捗しているものと考えられます。

(1) 必須事業

事業名		令和3年度		令和4年度		令和5年度 (実績は推計値)	
		箇所数	利用者数 (月平均)	箇所数	利用者数 (月平均)	箇所数	利用者数 (月平均)
1	理解促進研修・啓発事業 (心のバリアフリー教室) ※○は実施中を表す	見込量	○	○	○	○	○
		実績	○	○	○	○	○
2	自発的活動支援事業 (障がい者団体運営費補助) ※○は実施中を表す	見込量	○	○	○	○	○
		実績	○	○	○	○	○
3 相談支援事業							
ア	相談支援事業 委託箇所数を記載	見込量	2		2		2
		実績	2		2		2
イ	基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	見込量	有		有		有
		実績	有		有		有
ウ	基幹相談支援センター 一等機能強化事業 ※実施の有無を記載	見込量	有		有		有
		実績	有		有		有
ウ	住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	見込量	有		有		有
		実績	有		有		有
4	成年後見制度利用支援事業 ※利用者数を記載	見込量		2		2	
		実績		2		2	
5	成年後見制度法人後見支 援事業 ※実施の有無を記載	見込量	有		有		有
		実績	有		有		有
6 意思疎通支援事業							
ア	手話通訳者・要約筆 記者派遣事業 ※利用件数	見込量		936		1,008	
		実績		674		626	
イ	手話通訳者設置事業 ※設置箇所数	見込量	1		1		1
		実績	1		1		1

第3章 前計画の取組状況と課題

手話奉仕員養成研修事業及び精神障がい者のための地域活動支援センター事業については、利用者数の増加が見られます。

事業名		令和3年度		令和4年度		令和5年度 (実績は推計値)		
7 日常生活用具給付等事業 ※月間の給付見込件数を記載								
ア	介護・訓練支援用具	見込量	15	15	15			
		実績	15	10	9			
イ	自立生活支援用具	見込量	34	36	39			
		実績	19	29	16			
ウ	在宅療養等支援用具	見込量	55	55	55			
		実績	36	10	12			
エ	情報・意思疎通支援用具	見込量	33	37	41			
		実績	20	23	12			
オ	排泄 ^{せつ} 管理支援用具	見込量	5,242	5,452	5,670			
		実績	4,207	4,384	4,518			
カ	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量	8	9	10			
		実績	6	2	2			
8	手話奉仕員養成研修事業		養成講習 修了者数	手話奉 仕員登 録者数 (新規)	養成講習 修了者数	手話奉 仕員登 録者数 (新規)	養成講習 修了者数	手話奉 仕員登 録者数 (新規)
		見込量	13	1	10	1	10	1
		実績	12	1	16	1	31	1
9	移動支援事業		月実利用 者数	月延べ 利用時 間数	月実利用 者数	月延べ 利用時 間数	月実利用 者数	月延べ 利用時 間数
		見込量	140	15,600	148	16,536	157	17,532
		実績	83	8,328	79	7,816	85	8,459
10	地域活動支援センター事業		箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
		熊谷市(向陽)	見込量	1	90	1	90	1
		実績	1	39	1	54	1	70
	他市町村分	見込量	3	3	3	3	3	3
		実績	3	4	3	4	3	4

(2) 任意事業

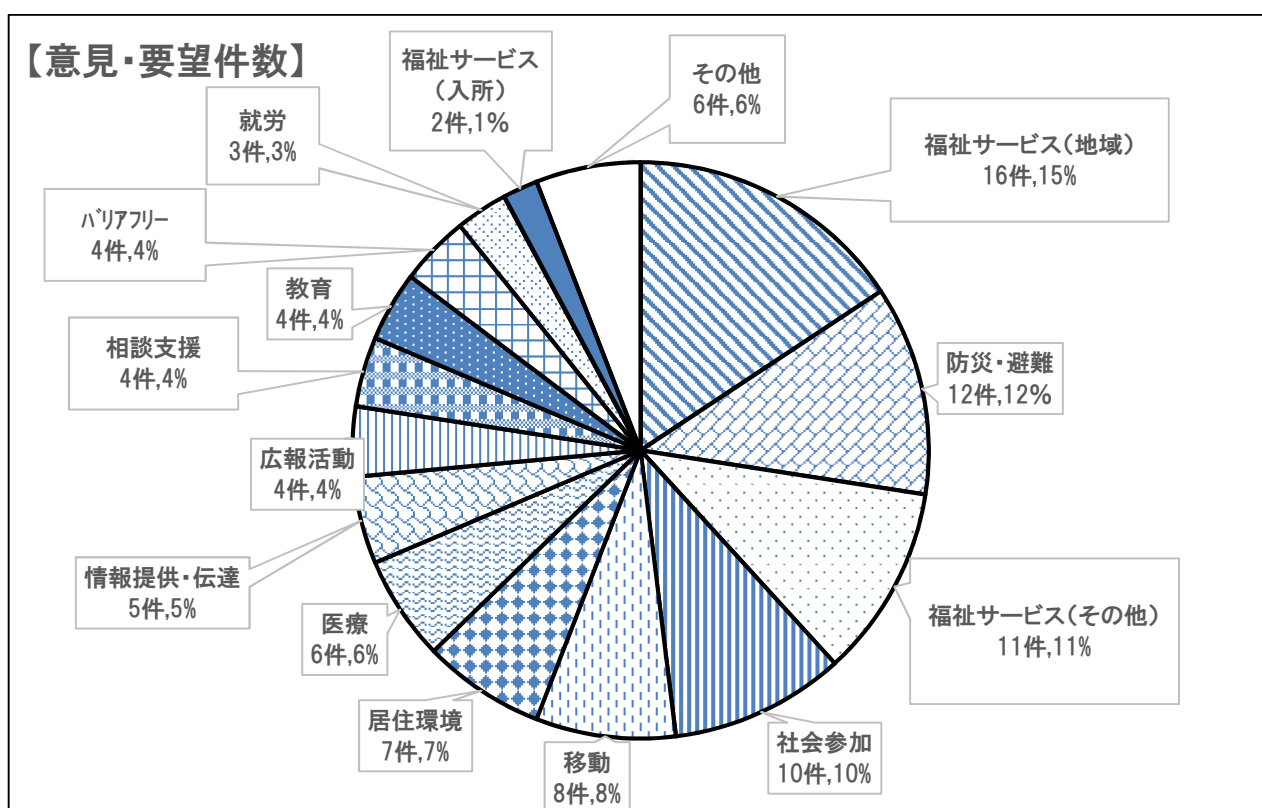
事業名			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			実施事業所数	利用者数	実施事業所数	利用者数	実施事業所数	利用者数
1 日常生活支援事業								
ア	訪問入浴サービス事業	見込量	3	9	3	10	3	11
		実績	4	9	4	12	4	11
イ	生活訓練等事業	見込量	1	3	1	3	1	3
		実績	1	2	1	1	1	2
ウ	日中一時支援事業	見込量	15	30	16	32	16	32
		実績	14	13	14	24	15	30
エ	巡回支援専門員整備事業 ※「箇所」欄に訪問先施設 (保育所・幼稚園等)数、 「利用者」欄に延べ訪問回数 を記載	見込量	79	635	79	635	79	635
		実績	81	549	84	555	99	326
2	知的障害者職親委託事業 (個人事業主が行う生活指導 や技能取得訓練)	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1	1	1
3 社会参加促進事業								
ア	文化芸術活動振興事業 (障がい者作品展) ※○は実施中を表す	見込量	○		○		○	
イ	点字・声の広報等発行事業 ※○は実施中を表す	見込量	○		○		○	

5 障がい者団体及び計画相談支援事業所の意見・要望からの取り組むべき課題

(1) テーマ別意見・要望の傾向等について

いただいた意見・要望をテーマ別に分けた傾向は次のとおりです。

意見・要望数全 101 件のうち、「福祉サービス（地域）」が最も多く、多い順に「防災・避難」、「福祉サービス（その他）」、「社会参加」、「移動」、「居住環境」、「医療」、「情報提供・伝達」、「広報活動」、「相談支援」、「教育」、「バリアフリー」、「就労」、「福祉サービス（入所）」となっています。



(2) テーマ別に見る取り組むべき課題等

① 「福祉サービス（地域）」における課題

「福祉サービス（地域）」における要望等としては、短期入所、日中サービス支援型グループホームの不足が挙げられています。また、重度訪問介護等の支給決定量の増加や居宅介護のサービス提供内容の見直しを望むものなどが挙げられています。

サービス提供事業所の不足については、サービス提供従事者等の質の問題も含めて、改善していく必要があります。

② 「防災・避難」における課題

「防災・避難」における要望等としては、避難所での環境変化や設備・物資・サ

ポート体制への不安、福祉避難所への直接避難、非常用電源の確保などが挙げられています。これらの不安の解消には「自助・共助・公助」の連携を進めるとともに、「自助」で可能な範囲を踏まえた上で、「公助」でのバックアップ体制を示していく必要があります。

また、個別避難計画の作成の遅れが指摘されており、記載内容や専門職の参画等について、検討します。

③「福祉サービス（その他）」における課題

「福祉サービス（その他）」における要望等としては、自動車税軽減の見直しや手話通訳者の市役所配置回数の増加、補聴器補助の範囲の拡大、福祉車両の購入費助成など要望は多岐にわたっています。

課題を精査し、市としての対応の可否も含めて、調査・検討が必要です。

④「社会参加」における課題

「社会参加」における要望等としては、駐車場の問題並びに障がい者スポーツの場所や機会及び障がい当事者や家族等の交流の場の不足が挙げられています。

令和5年11月1日に「埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）」が施行されるなど、障がいのある方が暮らしやすい社会の実現に向けた取組が始まっています。

⑤「移動」における課題

「移動」における要望等としては、既存のサービスの内容（違い）がわからない、希望どおりに予約がとれない、通勤・通学・定期通院で利用可能な選択肢がタクシーしかない、UDタクシーが利用しにくい等がありました。生活サポート事業所の増加を図るとともに、福祉有償運送制度の周知啓発に努めます。

⑥「居住環境」における課題

「居住環境」における要望等としては、地域生活支援拠点の整備や地域のアパート等で暮らす際の設備面の情報集約が挙げられています。また、ここ数年増加しているグループホームの質の向上に対する要望もあったことから、事業者から開設について問合せがあった際に、直接伝えます。

⑦「医療」における課題

「医療」における要望・提案としては、重度心身障害者医療費助成の対象者の拡充や窓口無料の要望がありましたが、本市としては埼玉県の基準により制度運用するものと考えており、埼玉県の動向を注視してまいります。

また、重度障がい者や障がい児が受診できる医療機関を増やしてほしいという意見については、今後、関係機関に伝えます。

⑧「情報提供・伝達」における課題

「情報提供・伝達」における要望等としては、情報に関する日常生活用具の支給要件の緩和や福祉サービス、バリアフリーマップ、障がい児者向けのイベント情報をウ

ウェブサイトで閲覧できるようにしてほしいなどの要望が挙げられています。

アプリやブラウザを用いた閲覧が可能で、紙媒体の地図よりも情報更新が容易なバリアフリーマップが作成されていますので、周知に努めます。

⑨「広報活動」における課題

「広報活動」における要望等としては、障がい児者の暮らしの中にあるバリアについての理解、手話の普及が図られていないという課題が挙げられています。引き続き「心のバリアフリー教室」の機会の増加や情報発信媒体の精査等を検討します。

⑩「相談支援」における課題

「相談支援」における要望等としては、計画相談支援事業所及び相談支援員の不足解消や国の報酬単価の増額が挙げられています。

引き続き、埼玉県主催の相談支援研修会について情報提供をしていくとともに、自立支援協議会相談部会を通じて研修会を開催し、相談支援員の質の向上に取り組みます。

⑪「教育」における課題

「教育」における要望等としては、小・中学校の特別支援学級やことばの教室、難聴学級について挙げられていますので、教育機関と連携し推進します。

⑫「バリアフリー」における課題

「バリアフリー」における要望等としては、駅での案内表示や設備に対するもの、車椅子やバギーでの電車への乗り降りの不便さ、駐車場の屋根の問題が挙げられています。埼玉県では高齢者、障がい者等優先駐車施設の整備基準を「埼玉県福祉のまちづくり条例」により設けていますが、要望の内容までは義務づけられていないのが現状です。

⑬「就労」における課題

「就労」における要望等としては、重度障がい者の職場での介護の問題、視覚障がい者の就労の場の不足が挙げられています。今後の課題と捉え、調査・研究してまいります。

⑭「福祉サービス（入所）」における課題

「福祉サービス（入所）」における要望等としては、市内の入所施設が不足しているため、入所を希望しても入れないというものです。国や県は、入所者の地域生活への移行を進めているところですが、本市の状況把握に努め、中長期的な内容を本計画に反映させます。

⑮「その他」における課題

「その他」の要望等としては、手話講習会のコース増や地域生活支援拠点等整備事業の課題、介護従事者の人材確保と人権を守る施策の必要性などが挙げられています。

以上の障がい者団体及び計画相談支援事業所から頂いた意見・要望につきましては、取り組むべき課題として抽出し、重点施策として後述の「施策の展開」に反映し、障害福祉課から関係部局に情報発信及び連携しながら少しずつでも改善に努めます。

また、国や県の基準に関わる事項や他の機関等に関わる事項に関しては、市民の意見として機会を捉え要望を伝達してまいります。

(個々の意見・要望及び回答等については「資料編」P113～124において掲載)

第4章 熊谷市障がい者支援計画(第7期)の基本的な考え方

1 基本理念

「障がいのある人もない人も、誰もが個人として等しく尊重されるとともに、自分の生き方を主体的に選択し、住み慣れた地域の中でともに支え合いながら、いきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指す。」との考え方は、計画を通じての一貫した考え方です。

個人の自立を基本として、家庭はもちろんのこと、地域コミュニティ及びNPO、企業などとの連携により、住み慣れた地域で暮らし続けるという考え方に立ち、福祉サービス提供主体の優良なサービスを活用しつつ、地域住民がお互いに支え合い、力を合わせて暮らす地域社会をつくりあげていくことを目指し、引き続き「**ともに生き、ともに暮らせるまちづくり**」を基本理念に掲げます。

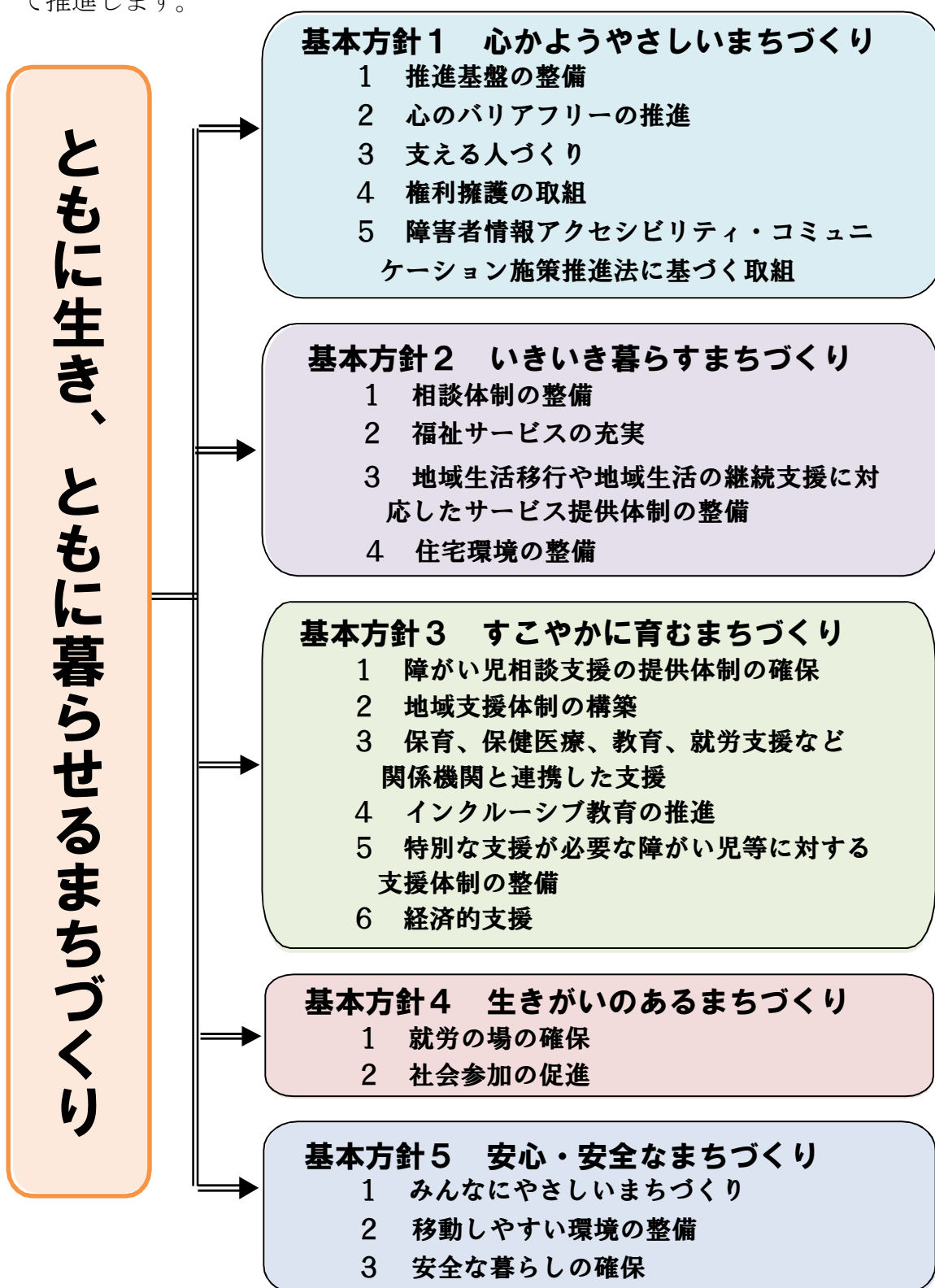
基本理念

ともに生き、ともに暮らせるまちづくり



2 施策の基本方針

「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」を実現するため、5つの基本方針に沿って推進します。



3 重点施策

施策を展開する中で、障がい者団体及び計画相談事業所からの意見・要望、障がい者計画（第3次）、障害福祉計画（第6期）、障害児福祉計画（第2期）での取組状況からの課題、大里地域自立支援協議会[※]で取り上げている課題などを踏まえ、本計画期間内において、特に重点的に取り組むべき「施策」を以下のとおりといたします。

※ 「大里地域自立支援協議会」：熊谷市、深谷市及び寄居町で共同設置され、地域内の学識経験者、障がい者団体、保健・医療、教育、雇用などの関係機関、民生委員・児童委員、企業、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所による地域の障がい福祉に関する協議の場として、組織されている協議会です。

1 障害福祉サービスの提供体制の確保により、切れ目のない支援を図ります

地域のあらゆる住民が、ともに認め合うことができる共生社会を実現するために、障がいのある方の自己決定を尊重し、障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスを利用することで、自立と社会参加の実現が図られるように、障害福祉サービスの提供体制の整備に努めます。

また、基幹相談支援センター（くまさぼ）を中心に、障がいのある方及びその家族からの相談に応じる体制の構築や相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言等の実施に努めます。

施設入所から地域生活への移行が進められるように、地域における居住の場としてグループホームの質の向上や、訪問系・日中活動系サービスの充実を図るとともに、重症心身障がい者の親亡き後の受入れ先としての施設入所支援施設の確保などが課題です。このことから「障害福祉サービスの提供体制の確保」を本計画の重点施策として取り上げます。

基本方針2 いきいき暮らすまちづくり

1 相談体制の整備

施策No.35 障害者相談支援センターの充実

施策No.36 基幹相談支援センター（くまさぼ）の充実

2 福祉サービスの充実

施策No.39～53 （1）日中活動の場の確保、（2）住まいの場の確保

3 地域生活移行や地域生活の継続支援に対応したサービス提供体制の整備

施策No.82 医療体制の充実

施策No.83 在宅医療体制の充実

2 障がいのある方の社会参加を進めます

障がいのある方が社会の一員として、経済、文化、スポーツなど社会のあらゆる場面に自ら積極的に関わっていけるようにするために、交流の場の提供や雇用の促進、社会的障壁の除去、障がい特性に応じた情報の提供など多様なニーズに対応していく必要があります。このことから「障がい児者の社会参加の促進」を本計画の重点施策として取り上げます。

基本方針1 心かようやさしいまちづくり

1 推進基盤の整備

施策No.1 地域住民との交流の推進

2 心のバリアフリーの推進

施策No.8 交流環境の充実

施策No.13 心のバリアフリーの普及啓発

5 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく取組

施策No.31 障がいのある方への効果的な情報提供

施策No.32 広報活動の充実

基本方針4 生きがいのあるまちづくり

1 就労の場の確保

施策No.125 雇用の場の拡大

施策No.126 就労支援施策の推進

施策No.127 就労移行支援

施策No.128 就労定着支援

施策No.133 就労継続支援（A型・B型）

2 社会参加の促進

施策No.136 障がい児者の公共施設利用の促進

施策No.139 市主催のイベントにおける障がいのある方の参加の促進

施策No.141 障がい者スポーツの推進

基本方針5 安心・安全なまちづくり

1 みんなにやさしいまちづくり

施策No.145 住みやすいまちづくりの総合的推進

施策No.147 交通環境の整備

2 移動しやすい環境の整備

施策No.155 福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援

施策No.157 コミュニティバスによる移動支援

3 災害発生時における避難支援体制を整備します

平成23年に発生した東日本大震災や令和元年に発生した東日本台風以降、災害時避難対策への関心が高くなっています。災害対応の基本理念である「自助・共助・公助」の連携体制の構築のため、災害状況に応じて、何がどこまでできるのか、またどんな支援が必要なのか調整しなければなりません。このことから、「災害発生時における避難支援」を本計画の重点施策として取り上げます。

基本方針5 安心・安全なまちづくり

3 安全な暮らしの確保

施策No.160 避難行動要支援者支援制度の推進

4 障がい児に対するきめ細かな支援体制を確保します

子ども・子育て支援法に基づく教育、保育の利用状況を踏まえ、障がいの疑いのある段階から当該児及びその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、居宅介護や短期入所などの障害福祉サービス、障がい児通所支援などの専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育などの関係機関とも連携を図った上で、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

また、重症心身障がい児、医療的ケア児、強度の行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい児、虐待を受けた障がい児につきましても、地域における課題の整理や地域資源の開発を行いながら、支援体制の充実を図る必要があります。このこと

から、「障がい児に対するきめ細かな支援体制の確保」を本計画の重点施策として取り上げます。

基本方針3 すこやかに育むまちづくり

1 障がい児相談支援の提供体制の確保

施策No.93 児童発達支援センターや障害児相談支援事業所による相談支援

施策No.94 障害児通所支援事業所による育児相談支援

2 地域支援体制の構築

施策No.97 児童発達支援

施策No.98 医療型児童発達支援

施策No.99 居宅訪問型児童発達支援

施策No.100 放課後等デイサービス

4 インクルーシブ教育の推進

施策No.113 インクルーシブ教育の推進

施策No.116 幼稚園における障がいのある幼児の受入れの促進

5 特別な支援が必要な障がい児等に対する支援体制の整備

施策No.119 重症心身障がい児や医療的ケア児等への支援体制の確保

施策No.121 医療的ケア児等の停電時の電源確保

4 計画の推進体制

1 庁内関係各課の連携による取組

本計画の推進に当たり、関係各課（所・室）を横断的に連携する体制を継続し、進捗状況調査を行うなど、効率的な事務執行を推進します。

2 関係機関との協働による推進

行政及び社会福祉法人をはじめとする市内外の関連施設・機関がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組む体制の整備を推進します。

「協働」を基本に、個人情報保護に配慮しつつ情報の共有を進め、地域社会を構成する市民及び市民団体、事業者、障がい者団体、行政の連携のもと、計画的に施策を推進します。また、法制度の改正など、国・県の動向を的確に把握すると同時に、地方分権社会にも対応できるよう努めます。

3 進捗管理の点検・評価

各施策の達成状況について年度ごとにその取組を点検し、評価していく必要があります。

点検・評価には、関係部課が連携し、進捗管理していくとともに、熊谷市障がい者施策推進委員会など関係機関に意見を求めます。

第 5 章 施策の展開

基本方針1 心かようやさしいまちづくり

～障がいや障がいのある方への理解の推進～

市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域の一員として、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指し、社会全体として基盤整備を行い、心かようやさしいまちづくりを進めます。

1 推進基盤の整備

現状と課題

障がいのある方が地域住民との交流機会を増やすための拠点として、熊谷市立障害福祉会館を位置付けていますが、機能の充実には至っていません。今後も引き続き、交流機会の創出と機能の充実に努めます。

各施策の取組

(1) 障がいのある方と地域住民との交流の推進

No.	施策名	内容	担当課						
1	地域住民との交流の推進	<p>障がいのある方と地域住民との交流を図る活動を支援し、交流の機会づくりを進めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後援数</td> <td>6件</td> <td>8件</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	後援数	6件	8件	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
後援数	6件	8件							

(2) 交流拠点づくり

No.	施策名	内容	担当課						
2	交流の場としての「熊谷市立障害福祉会館」機能の充実	<p>熊谷市立障害福祉会館は、障がいのある方の交流のための施設であり、その機能を充実させるため、障がい者団体等が行っている活動とともに、交流を目的としたワークショップや講習の機会などの増加に努めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害福祉会館利用件数</td> <td>606 件</td> <td>800 件</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	障害福祉会館利用件数	606 件	800 件	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
障害福祉会館利用件数	606 件	800 件							

(3) 行政の推進体制の確立

No.	施策名	内容	担当課
3	福祉総合相談窓口の設置	複合課題を抱える世帯への支援を行うため、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の各福祉分野にとらわれない、包括的な総合支援体制づくりとして、福祉総合相談窓口を設置し、課題解決に向けた支援を行います。	福祉総務課
4	庁内各課連携体制の確立	熊谷市障がい者施策推進庁内連絡会議を通じて、市の施策や事業に福祉的視点を取り入れるとともに、庁内関係課との連携を図ります。	障害福祉課
5	関係機関との連携体制の確立	本計画を総合的に推進するため、国や県をはじめとして、保健・医療・福祉において近隣市町や関係機関との連携を図ります。	健康づくり課 熊谷保健センター 母子健康センター 障害福祉課
6	広域行政の推進	埼玉県では、広域的な障害福祉サービス等の必要量を見込むため、「埼玉県障害者支援計画」で、県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定しており、障がいのある方に対応した設備や専門的な知識、経験等が必要な施設等を広域的なバランスに配慮して配置しています。北部圏域に位置付けられる本市は、県、関係市町と連携し、施策を進めます。	障害福祉課

7	市民の個人情報保護	個人情報保護法に則り、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用について慎重に配慮して業務を行っています。引き続き関係法令に従った適切な取扱いを行います。	庶務課
---	-----------	---	-----

2 心のバリアフリーの推進

現状と課題

障がいのある方が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、障がいの有無にかかわらず、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくるのが重要です。そのために、障がいや障がいのある方に対する理解を深め、活動を制限し社会への参加を制約している物事、制度、慣行、観念等の社会的障壁を取り除いていく必要があります。これまでも、社会的障壁を除去するために、広報活動、交流環境、福祉教育の充実に努めてきましたが、十分とはいえません。引き続き障がいや障がいのある方に対する理解を深めていくように、心のバリアフリーの推進に努めます。

また、「熊谷市手話言語条例」や「読書バリアフリー法」の施行により、手話は言語であるという理解や、読書環境の整備などを通して、心のバリアフリーを進めます。

各施策の取組

(1) 理解と交流の促進

No.	施策名	内容	担当課
8	交流環境の充実	市民一人一人が自然に障がいのある方と交流し、思いやりをもって必要なときに必要な手助けができる環境となるよう、集会施設のバリアフリー化等を支援し、障がいのある方との交流環境の充実に努めます。	市民活動推進課

9	障害者週間における啓発	<p>国では「障害者基本法」において、毎年12月3日から12月9日までを「障害者週間」と定め、障がいのある方の自立と社会参加への意欲を高め、同時に国民の障がいのある方に対する理解を深めるための運動を展開しています。</p> <p>「障害者週間」を中心に、市民の福祉意識の啓発と正しい知識の普及に関する事業を実施します。</p>	障害福祉課
10	知的障がいのある方への理解の推進	<p>知的障がいに対する理解はいまだ成熟しておらず、知的障がいのある方やその家族も社会の中で、偏った見方をされることがあります。このような思いが解消されるよう、地域社会において、「心のバリアフリー」を進めるための施策に努めます。</p>	障害福祉課
11	精神障がいのある方への理解の推進	<p>精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいも含む）や様々な理由から精神保健に課題を抱える方が増えています。地域でともに暮らしていくために、精神保健事業を充実させるなど、必要に応じ保健所等と連携しながら、精神障がいのある方に対する「心のバリアフリー」を進めるための施策に努めます。</p>	熊谷保健センター 障害福祉課
12	日常生活時におけるヘルプマークや愛のワッペン、ヘルプカード等の周知、活用促進	<p>外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要とすることを知らせることで、援助が得やすくなるよう埼玉県において作成された「ヘルプマーク」や障がい児向けの「愛のワッペン」、障がいのある方や高齢者が災害時や日常生活の中で、障がいや病気について周囲の人に伝え、支援を求めるための「ヘルプカード」について、日常生活においても活用されるよう、周知・啓発に努めます。</p>	障害福祉課 こども課

13	心のバリアフリーの普及啓発 [再掲(152)]	<p>点字ブロック上への放置自転車など、せつかくの施設・設備も周囲の人も含めて理解がなければ、新たなバリアを生み出しかねません。バリアフリー化をより効果的なものとし、配慮や手助けに関して理解を深めるため、障がい当事者による講話や、車椅子などを用いた体験学習をする「心のバリアフリー教室」を設定し、普及啓発を推進します。</p>	都市計画課 障害福祉課			
		<table border="1"> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> <tr> <td>心のバリアフリー教室開催団体数</td> <td>8 団体</td> <td>10 団体</td> </tr> </table>		進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値				
心のバリアフリー教室開催団体数	8 団体	10 団体				

(2) 福祉教育の充実

No.	施策名	内容	担当課					
14	福祉教育の充実	<p>障がいのある方の理解を深めるためには、「学校での福祉教育の充実」が必要です。</p> <p>保育所(園)、幼稚園、学校教育を通じて、ボランティア・福祉教育を進め、幼少期から社会福祉への関心を持ち、共に生きていこうとする心と態度を身に付けられるよう、障がい者施設の訪問や、車椅子の乗車などを通して、命の尊厳や障がいのある方への思いやりの心を子どもたちに学ばせるなど、福祉教育が充実するよう努めます。</p> <p>また、社会福祉協議会では、市内の各保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校、高等学校を福祉協力校に指定し、福祉の心を育む支援を進めます。</p>	福祉総務課 保育課 学校教育課					
		<table border="1"> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> <tr> <td>福祉協力指定校数</td> <td>76 校</td> <td>84 校</td> </tr> </table>		進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	福祉協力指定校数	76 校
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値						
福祉協力指定校数	76 校	84 校						

(3) 手話言語条例に基づく取組

No.	施策名	内容	担当課									
15	手話への理解及び手話の普及の促進	<p>手話への理解及び手話の普及の促進のため、広報やホームページ等でPRし、毎年開催している手話講習会については、啓発活動を通して、参加数の増加を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話講習会受講人数</td> <td>37人</td> <td>50人</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	手話講習会受講人数	37人	50人	障害福祉課			
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値										
手話講習会受講人数	37人	50人										
16	手話による円滑な情報の発信及び取得	<p>引き続き、市職員への手話研修の機会を確保します。また、市内事業者に対しても、広く手話の通用が図られるよう、研修の機会の充実に努めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話研修受講者</td> <td>12人</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>手話講演会受講者</td> <td>32人</td> <td>47人</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	手話研修受講者	12人	12人	手話講演会受講者	32人	47人	職員課 障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値										
手話研修受講者	12人	12人										
手話講演会受講者	32人	47人										
17	手話による意思疎通の支援	<p>引き続き、聴覚障がいのある方の社会参加と福祉の増進を図るため、手話通訳派遣事業及び要約筆記者派遣事業を行い、意思疎通の支援に努めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話通訳派遣件数</td> <td>599件</td> <td>600件</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	手話通訳派遣件数	599件	600件	障害福祉課			
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値										
手話通訳派遣件数	599件	600件										

(4) 視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（読書バリアフリー法）に基づく取組

No.	施策名	内容	担当課									
18	図書館サービスの充実	<p>視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な方）の読書環境の整備を推進するため、大活字本、点字図書、映像、録音資料などを充実させていくとともに、マルチメディア DAISY 図書の収集に努めます。また、さわる絵本・布絵本など障がいのある子どもが利用しやすい本の収集に努めます。</p> <p>図書館への来館が困難な利用者に向けて、個人及び団体への図書の配本サービスを促進します。</p> <p>パソコンやスマートフォンから利用できる図書館電子書籍を充実させて、来館が困難な利用者向けのサービスとしても提供を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大活字本冊数</td> <td>3,129 冊</td> <td>4,000 冊</td> </tr> <tr> <td>点字図書冊数</td> <td>31 冊</td> <td>100 冊</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	大活字本冊数	3,129 冊	4,000 冊	点字図書冊数	31 冊	100 冊	市立図書館
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値										
大活字本冊数	3,129 冊	4,000 冊										
点字図書冊数	31 冊	100 冊										
19	人材の育成	<p>視覚障がい者等の円滑な図書館利用のための支援に関わる研修への参加など、職員の人材育成や資質の向上に努めます。</p>	市立図書館									

3 支える人づくり

現状と課題

障がいのある方の生活を支援していくためには、その障がいの特性を理解し、特性に応じた支援が行える人材の育成や確保が必要になります。引き続き、地域における福祉のニーズに合った専門的な人材を育成するとともに、ボランティアの確保に努めます。

また、市の職員も障がいのある方の立場を理解して、福祉の心をもって市民に接するよう資質を向上していく必要があります。今後も、手話研修や人権問題研修を通して、人材の育成に努めます。

各施策の取組

(1) 人材の育成・確保

No.	施策名	内容	担当課
20	専門的人材の育成・確保	福祉サービスを実施するためには、専門的知識のある人を育成し、確保していくことが欠かせません。サービス事業所の連絡会等と連携し、介護人材や福祉人材の育成や確保に努めます。 また、手話講習会等の開催に取り組み、手話通訳者、要約筆記者、朗読奉仕員、点訳奉仕員など、専門的人材の確保と資質向上に努めます。	障害福祉課
21	職員研修の充実	聴覚障がいのある方の立場を理解し、安心して意思の疎通ができるように、市職員の手話研修を実施しています。人にやさしい思いやりのある職員を育成するため、研修の充実を図ります。	職員課

(2) 市民活動の支援

No.	施策名	内容	担当課						
22	ボランティア講座の充実	<p>社会福祉協議会のボランティアセンターでは、様々なボランティア講座を行っています。 ボランティアは、個人の自由な意思に基づく活動であり、個人の自発性が期待され、講座には、社会貢献活動に興味を持っている市民の参加が見込まれます。ボランティア講座や市民活動講座の開催を通じて、市民活動への積極的な参加を支援します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座開催数</td> <td>60回</td> <td>98回</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	講座開催数	60回	98回	市民活動推進課 福祉総務課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
講座開催数	60回	98回							

23	市民活動情報の提供	ボランティア等の市民活動を依頼するとき、また、その活動に参加するときなど、より多くの情報が求められます。社会福祉協議会では、ホームページやボランティアセンター窓口及び同センターのSNSで情報提供を行い相談に応じます。市では、ホームページで市民活動の情報サイトに登録されたNPOやボランティア団体等の紹介を進めます。市民活動支援センターでは、市民活動団体の活動拠点として団体の紹介や活動を支援します。	市民活動推進課 福祉総務課
----	-----------	---	------------------

4 権利擁護の取組

現状と課題

「障害者差別解消法」が施行されたとはいえ、障がいのある方への差別が解消されたとはいえません。引き続き、「不当な差別的取扱い」の禁止や「合理的配慮」の提供などについて普及活動を行い、障がいのある方への差別解消の推進を図ります。

また、認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある方の中には福祉サービスの利用や金銭管理の不安を抱えている方もいます。このような方々が安心した生活が送れるように、今後も権利擁護に取り組むと同時に、成年後見制度の普及にも取り組めます。

各施策の取組

(1) 権利擁護事業の推進

No.	施策名	内容	担当課						
24	権利擁護事業の普及	<p>判断能力の不十分な高齢者や知的障がい、精神障がいのある方などが安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うあんしんサポートねっと事業及び成年後見制度を必要とする方の相談、手続の支援を行う熊谷市成年後見センターの各事業の実施主体である熊谷市社会福祉協議会と連携し、事業の普及、促進を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="576 1883 1160 2002"> <thead> <tr> <th data-bbox="576 1883 895 1921">進捗状況の判断基準項目</th> <th data-bbox="895 1883 1031 1921">R4 実績値</th> <th data-bbox="1031 1883 1160 1921">R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="576 1921 895 2002">あんしんサポートねっと事業利用契約者数</td> <td data-bbox="895 1921 1031 2002">29件</td> <td data-bbox="1031 1921 1160 2002">40件</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	あんしんサポートねっと事業利用契約者数	29件	40件	福祉総務課 長寿いきがい課 障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
あんしんサポートねっと事業利用契約者数	29件	40件							

25	成年後見制度の普及 [再掲(70)]	高齢者や知的障がい、精神障がいのある方で判断能力が十分でない方を保護（財産管理や身上監護）するため、代理権や同意権・取消権が付与された後見人などが行う成年後見制度の普及を図り、相談体制の拡充など、制度の利用を促進するための体制を整備します。	長寿いきがい課 障害福祉課
----	-----------------------	--	------------------

(2) 障がいのある方への虐待防止

No.	施策名	内容	担当課						
26	虐待防止センターの活用	民間委託により運営している障害者相談支援センターに虐待防止センターの機能を付加し、24時間体制で受付相談が可能な体制を整え、迅速な対応を行い、相談者を支援します。 <table border="1" data-bbox="614 952 1184 1041"> <tr> <td>進捗状況の判断基準項目</td> <td>R4 実績値</td> <td>R8 目標値</td> </tr> <tr> <td>虐待相談件数</td> <td>5件</td> <td>5件</td> </tr> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	虐待相談件数	5件	5件	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
虐待相談件数	5件	5件							

(3) 障がいのある方に対する差別の解消

No.	施策名	内容	担当課
27	相談及び紛争防止などの支援体制の充実	地域において、障がいを理由として「不当な差別的取扱い」を受けたことに対する相談窓口を障害福祉課へ設け、相談体制の充実を図るとともに、紛争防止などの支援の充実に努めます。	障害福祉課
28	職員対応要領に基づく差別解消の推進	市職員が法律の趣旨を理解し、適切な対応をとることができるよう、職員の責務や相談体制、研修等について定めた「熊谷市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を平成28年4月に作成しました。同要領により、職員に対し、必要な研修・啓発等を行い、差別解消の推進を図ります。	職員課

29	啓発活動の推進	障害者差別解消法及び合理的配慮の理解を促進するため、人権啓発パンフレット「わたしたちにできること」の作成、市民対象の公民館研修の実施、障害者差別解消法についてホームページ等で紹介するなど、啓発活動に努めます。	人権政策課 障害福祉課 社会教育課
30	市の事務事業における「合理的配慮」の励行	障がいのある方とない方の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供する「合理的配慮」について、市の事務事業を再確認し、励行に努めます。	全課

5 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく取組

現状と課題

障がいのある方が地域へ参加していく環境整備として、インターネットによる情報提供など効果的な情報システムを構築してきましたが、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行により、全ての障がいのある方が必要とする情報を取得し、利用できる環境の整備に努めます。

各施策の取組

(1) 情報提供体制の確立

No.	施策名	内容	担当課
31	障がいのある方への効果的な情報提供	障がいのある方への公的サービスをまとめた『明日へのはばたき』（しおり）を作成し、新たな障害者手帳取得者等に配布します。 視覚障がいのある方には、点字と音声による『市報くまがや』や『くまがや市議会だより』を作成・提供します。聴覚障がいのある方には、メール配信サービス「メルくま」を活用して効果的な情報提供を行い、また、市政に関する重要事項等については、文字による発信とともに、手話通訳の導入を図ります。 市ホームページのよくある質問FAQを活用するなど障がいのある方に必要と思われる情報を効果的に伝えられるように、研究・検討を進めます。	政策調査課 広報広聴課 障害福祉課 議会事務局

32	広報活動の充実	『市報くまがや』や『市ホームページ』をわかりやすく構成し、障がいのある方に対しても読みやすい紙面づくりに努め、広報活動の充実を図ります。	広報広聴課						
33	点字・声の広報等発行事業 [再掲 (79)]	文字による情報入手が困難な方のために、「市報くまがや」の点訳、声の広報等わかりやすい方法により、障がいのある方が地域生活を送る上で、必要度の高い情報等を定期的に提供します。	広報広聴課						
34	奉仕員養成研修事業 [再掲 (80)]	<p>手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成研修を行います。</p> <table border="1" data-bbox="582 692 1155 801"> <thead> <tr> <th data-bbox="582 692 887 734">進捗状況の判断基準項目</th> <th data-bbox="887 692 1019 734">R4 実績値</th> <th data-bbox="1019 692 1155 734">R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="582 734 887 801">手話講習会修了者数</td> <td data-bbox="887 734 1019 801">33 人</td> <td data-bbox="1019 734 1155 801">40 人</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	手話講習会修了者数	33 人	40 人	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
手話講習会修了者数	33 人	40 人							

基本方針2 いきいき暮らすまちづくり

～障害福祉サービスの提供による切れ目のない支援～

障がいのある方が地域の中で自立した生活を送れるよう、地域で暮らしていくためのサービスを充実させ、障がいのある方自らが、サービスを主体的に選択することにより、いきいき暮らすまちづくりを進めます。また、障害者支援施設に入所している障がいのある方や、精神科病院に入院していて条件が整えば地域での生活が可能な精神障がいのある方についても、本人の意思を尊重しながら地域で暮らすことができるように環境の整備に努めます。

1 相談体制の整備

現状と課題

障害のある方やその家族は、日常生活や福祉サービスの利用等に関する多様な問題を抱えています。これまでも、様々な相談に対し、適切な支援を提供できるように、熊谷市障害者基幹相談支援センター（くまさぼ）や障害者相談支援センターの整備を行ってきました。引き続き熊谷市障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図ります。

各施策の取組

(1) 相談体制の整備

No.	施策名	内容	担当課						
35	障害者相談支援センターの充実	<p>障がいのある方が、様々な心配事を相談できる障害者相談支援センターを設置し、様々な相談に対応するとともに、障がいのある方による相談体制（ピア・カウンセリング）を取り入れ充実を図ります。</p> <p>また、障害者虐待防止法に規定されている「障害者虐待防止センター」の役割を当センターが担うことで、より一層の相談体制の充実を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者相談支援センターの相談件数</td> <td>2,586 件</td> <td>2,500 件</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	障害者相談支援センターの相談件数	2,586 件	2,500 件	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
障害者相談支援センターの相談件数	2,586 件	2,500 件							
36	基幹相談支援センター（くまさぼ）の充実	<p>障がいのある方やその家族などからの身近な相談窓口として熊谷市役所内に設置しています。相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担うことで、より一層の相談体制の充実を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹相談支援センター相談件数</td> <td>1,041 件</td> <td>1,000 件</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	基幹相談支援センター相談件数	1,041 件	1,000 件	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
基幹相談支援センター相談件数	1,041 件	1,000 件							
37	障害者差別解消法に関する相談窓口の充実	<p>「熊谷市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、引き続き、市職員による障がいを理由とする差別に関する相談窓口を職員課、教育総務課、消防総務課に設置するなどし、相談体制の充実を図ります。</p>	職員課 障害福祉課 教育総務課 消防総務課						
38	熊谷市消費者安全確保推進会議による連携推進	<p>障害者虐待防止法第 43 条に規定する「財産上の不当取引による被害の防止」について、熊谷市消費者安全確保推進会議を活用し、消費生活センターを含む関係部署の連携を推進することで、複合的・専門的な相談サポート体制の強化を図ります。</p>	市民活動推進課						

39	ケアラーへの支援の推進	ケアラーについて、広報を通じた周知を図るとともに、相談があった場合には、適切な関係機関へつなぐようにします。また、ケアラーが孤立しないよう家族介護教室を開催するとともに、「自立支援協議会」等で個別の相談支援の事例を通じて明らかになった課題を共有し、包括的相談支援体制を構築します。	長寿いきがい課 障害福祉課
----	-------------	--	------------------

2 福祉サービスの充実

現状と課題

共生社会を実現するために、障がいのある方の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある方が必要とする支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図っていただけるように、引き続き障害福祉サービスの充実を進めます。また、難病患者や発達障がい及び高次脳機能障がい者、強度行動障がい者、各種依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）についても障害者総合支援法に基づく支援給付の対象であることから、障害福祉サービスの提供を行っていきます。

各施策の取組

(1) 日中活動の場の確保(訪問系サービス、日中活動系サービス)

No.	施策名	内容	担当課
40	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、及び相談や助言等の生活全般の援助を行います。	障害福祉課
41	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	障害福祉課
42	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	障害福祉課
43	同行援護	重度の視覚障がいや移動が困難な方に、外出時に同行して移動等の支援を行います。	障害福祉課

No.	施策名	内容	担当課						
44	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	障害福祉課						
45	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	障害福祉課						
46	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害福祉課						
47	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課						
48	就労移行支援 [再掲（127）]	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課						
49	就労定着支援 [再掲（128）]	一般就労へ移行した方に対し、相談支援や企業訪問を行い、就労定着のための課題の把握と関係機関との連絡調整、課題解決に向けた支援を行います。	障害福祉課						
50	就労継続支援 (A型・B型) [再掲（133）]	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課						
51	福祉サービス提供事業所の確保	<p>埼玉県が指定するサービス事業所開設に当たり、本計画を踏まえた意見書を作成することで、利用見込数に応じた事業所数の確保を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス提供事業所開設のための意見書作成件数</td> <td>9件</td> <td>5件</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	サービス提供事業所開設のための意見書作成件数	9件	5件	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
サービス提供事業所開設のための意見書作成件数	9件	5件							
52	施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害福祉課						

(2) 住まいの場の確保（居住系サービス）

No.	施策名	内容	担当課
53	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。	障害福祉課
54	自立生活援助	居宅における自立した生活を営む上での問題等について、定期的な巡回訪問等により、円滑な地域生活に向けた相談助言を行います。	障害福祉課

(3) 補装具の援助

No.	施策名	内容	担当課						
55	補装具の援助 [再掲(122)]	<p>障がいのある方が暮らしやすくなるよう、必要な補装具費の支給を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補装具支給件数</td> <td>346 件</td> <td>350 件</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	補装具支給件数	346 件	350 件	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
補装具支給件数	346 件	350 件							

(4) 各種福祉サービスの支援

No.	施策名	内容	担当課						
56	障害児・者生活サポート事業の推進 [再掲(158)]	障がいのある方や子どもの家族等の介護負担の軽減と生活を支援するため、一時預かり、送迎サービス、外出援助などを行います。実情を考慮し、サービスの推進を図ります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4実績値</th> <th>R8目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活サポート利用登録者数</td> <td>1,295人</td> <td>1,350人</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4実績値	R8目標値	生活サポート利用登録者数	1,295人	1,350人	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4実績値	R8目標値							
生活サポート利用登録者数	1,295人	1,350人							
57	配食サービス事業の推進	自分で昼食の支度をするのが困難で、同居の親族などからも食事の提供が受けられない重度心身障がいのある方に、サービスを提供するとともに、日常の安否を確認します。	障害福祉課						
58	生活ホーム事業の支援	家庭環境や住宅事情などによって、自立した生活が困難な身体及び知的障がいのある方に、地域での自立生活を支援するため、生活の場を提供し、生活面での指導や援助を行います。	障害福祉課						
59	あんしんコールの整備	ひとり暮らしで重度の身体障がいのある方への緊急通報装置（あんしんコール）の設置を支援します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4実績値</th> <th>R8目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>317人</td> <td>360人</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4実績値	R8目標値	利用者数	317人	360人	長寿いきがい課 障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4実績値	R8目標値							
利用者数	317人	360人							
60	難病患者に対する施策	埼玉県発行の「特定疾患医療受給者証」、「指定難病医療受給者証」、「小児慢性特定疾病医療受給者証」又は「指定疾患医療受給者証」を有し、治療を受けている方に対して1回に限り見舞金を支給し、福祉の増進を図ります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4実績値</th> <th>R8目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>難病患者見舞金支給人数</td> <td>172人</td> <td>180人</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4実績値	R8目標値	難病患者見舞金支給人数	172人	180人	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4実績値	R8目標値							
難病患者見舞金支給人数	172人	180人							

61	自作品の出店の機会の創出	現行の社会福祉協議会主催の「ふれあい広場」や他の市民参加のイベント等への参加による自作品の出店等の促進を図りつつ、公共施設等への安定的な出店についても継続課題とし、社会生活や人的交流の楽しさを感じる機会の創出に努めます。	障害福祉課									
62	福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援 [再掲(155)]	<p>重度の身体障がい及び知的障がいのある方に、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の助成により外出時の移動にかかる費用の一部を支援します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4実績値</th> <th>R8目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タクシー制度利用枚数</td> <td>7,885枚</td> <td>7,890枚</td> </tr> <tr> <td>燃料制度支給件数</td> <td>1,669件</td> <td>1,670件</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4実績値	R8目標値	タクシー制度利用枚数	7,885枚	7,890枚	燃料制度支給件数	1,669件	1,670件	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4実績値	R8目標値										
タクシー制度利用枚数	7,885枚	7,890枚										
燃料制度支給件数	1,669件	1,670件										

(5) その他支援メニューの周知

No.	施策名	内容	担当課									
63	各種軽減制度	<p>障害者手帳の種類や程度に応じ、JR・私鉄・有料道路及びタクシー運賃などの割引や、税金の控除、NHK受信料の免除、点字郵便物などの無料扱い、「ゆうゆうバス」の利用料免除など様々な割引制度があり、周知の徹底を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4実績値</th> <th>R8目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有料道路料金の割引申請件数</td> <td>840件</td> <td>840件</td> </tr> <tr> <td>NHK受信料の減免申請件数</td> <td>141件</td> <td>140件</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4実績値	R8目標値	有料道路料金の割引申請件数	840件	840件	NHK受信料の減免申請件数	141件	140件	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4実績値	R8目標値										
有料道路料金の割引申請件数	840件	840件										
NHK受信料の減免申請件数	141件	140件										
64	年金・手当制度の周知 [再掲(124)]	障害年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当、在宅重度心身障害者手当など、公的年金及び手当制度について周知の徹底を図ります。	障害福祉課									
65	障害者のしおり「明日へのはばたき」による各種支援メニューの周知	障害者のしおり「明日へのはばたき」は、障害者手帳交付の際に配布する、障がい者支援メニュー全般を紹介した情報誌です。障がいのある方の生活支援のため、広く情報収集に努め、わかりやすく、かつ、詳しい内容が掲載されるよう、充実に努めます。また、ホームページに掲載し、最新の情報を盛り込めるよう努めます。	障害福祉課									

66	福祉マップ「熊谷市内障害福祉サービス提供事業所一覧」の内容充実	福祉マップ「熊谷市内障害福祉サービス提供事業所一覧」は、事業所紹介誌として、重要な役割を果たしています。よりわかりやすい表記で、かつ詳しい内容が掲載されるよう充実に努めます。また、ホームページに掲載し、最新の情報を盛り込めるよう努めます。	障害福祉課
67	外出支援マップの作成	障がいのある方が安心して外出できるよう、駐車場の状況やトイレなどの所在をわかりやすく示した外出支援マップの作成に努めます。	都市計画課

3 地域生活移行や地域生活の継続支援に対応したサービス提供体制の整備

現状と課題

地域生活支援の拠点づくりとして、地域にある社会資源を最大限に活用するとともに連携体制を強化し、体制の整備に努めます。自立を希望する障がいのある方が地域生活への移行に伴い、地域で安心して暮らしていくためには、自立に係る相談の場や一人暮らし又はグループホームの入居など体験の機会及び場の提供並びに短期入所など緊急時の受入対応体制の確保など様々な課題があります。障がいのある方の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据えて、地域拠点の整備を進めていきます。また、相談支援を中心として障がいのある方等が、学校からの卒業、就職などの生活環境の変化の機会にあわせて支援が途切れることがないように中長期的視点に立って継続した支援を進めていきます。

精神病棟における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神障がいのある方（発達障がい及び高次脳障がいを含む）が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がいのある方にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

各施策の取組

(1) 地域生活支援の充実（地域生活支援事業）

No.	施策名	内容	担当課						
68	地域生活支援拠点の整備	<p>障害福祉サービス事業所をはじめとするあらゆる社会資源を有機的につなぐネットワークを強化し、障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の整備に努めます。</p> <table border="1"> <tr> <td>進捗状況の判断基準項目</td> <td>R4 実績値</td> <td>R8 目標値</td> </tr> <tr> <td>地域生活支援拠点登録事業所数</td> <td>20 事業所</td> <td>25 事業所</td> </tr> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	地域生活支援拠点登録事業所数	20 事業所	25 事業所	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
地域生活支援拠点登録事業所数	20 事業所	25 事業所							
69	相談支援事業	<p>障がい者福祉に関する様々な問題について、障がいのある方、その家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行います。また、既に設置されている大里地域自立支援協議会を運営し、問題事例の検討や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。</p>	障害福祉課						
70	成年後見制度の普及 [再掲 (25)]	<p>高齢者や知的障がい、精神障がいのある方で判断能力が十分でない方を保護（財産管理や身上監護）するため、代理権や同意権・取消権が付与された後見人などが行う成年後見制度の普及を図り、相談体制の拡充など、制度の利用を促進するための体制を整備します。</p> <table border="1"> <tr> <td>進捗状況の判断基準項目</td> <td>R4 実績値</td> <td>R8 目標値</td> </tr> <tr> <td>成年後見等市長申立件数</td> <td>6 件</td> <td>26 件</td> </tr> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	成年後見等市長申立件数	6 件	26 件	長寿いきがい課 障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
成年後見等市長申立件数	6 件	26 件							
71	コミュニケーション支援事業	<p>引き続き、聴覚障がいのある方の社会参加と福祉の増進を図るため、手話通訳派遣事業及び要約筆記者派遣事業を行います。また、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の相談に応じ、必要な意思疎通手段の調整・充実に努めます。</p>	障害福祉課						
72	日常生活用具給付等事業 [再掲 (122)]	<p>重度障がいのある方に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>進捗状況の判断基準項目</td> <td>R4 実績値</td> <td>R8 目標値</td> </tr> <tr> <td>日常生活用具支給件数</td> <td>4,458 件</td> <td>4,640 件</td> </tr> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	日常生活用具支給件数	4,458 件	4,640 件	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
日常生活用具支給件数	4,458 件	4,640 件							

73	移動支援事業 〔再掲（156）〕	屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加を実現するための外出について支援を行います。	障害福祉課						
74	地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を通して、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行います。	障害福祉課						
75	訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な身体障がいのある方の居宅に、簡易浴槽を持ち込み、入浴サービスを提供します。	障害福祉課						
76	知的障がい者職親委託制度	知的障がいのある方の更生援護に理解を有する個人事業主等が、障がいのある方を預かり、生活指導や技能習得訓練等を行います。	障害福祉課						
77	日中一時支援事業	日中、障がいのある方や子どもを障害福祉サービス事業所や地域の社会資源等を活用して一時的に預かり、家族の就労や休息を支援します。	障害福祉課						
78	芸術・文化講座開催等事業（障がい者作品展） 〔再掲（143）〕	障がいのある方が生きがいづくりが行えるように、芸術・文化活動を振興し、作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けます。また、障がいのない方が障がいのある方に対する関心と理解を深めるための環境整備や必要な支援を行います。	障害福祉課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者作品展出展者数</td> <td>302人</td> <td>305人</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	障がい者作品展出展者数	302人	305人	
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
障がい者作品展出展者数	302人	305人							
79	点字・声の広報等発行事業 〔再掲（33）〕	文字による情報入手が困難な方のために、「市報くまがや」の点字版・音声版の発行等わかりやすい方法により、障がいのある方が地域生活を送る上で、必要度の高い情報等を定期的に提供します。	広報広聴課						
80	奉仕員養成研修事業 〔再掲（34）〕	手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成研修を行います。	障害福祉課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話講習会修了者数</td> <td>33人</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	手話講習会修了者数	33人	40人	
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
手話講習会修了者数	33人	40人							

81	自動車運転免許取得費・改造費補助事業	身体障がいのある方が就労等に伴い、自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする場合に費用の一部を助成します。	障害福祉課									
		<table border="1"> <tr> <td>進捗状況の判断基準項目</td> <td>R4 実績値</td> <td>R8 目標値</td> </tr> <tr> <td>補助金支給状況（自動車免許）</td> <td>1人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>補助金支給状況（自動車改造）</td> <td>3人</td> <td>7人</td> </tr> </table>		進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	補助金支給状況（自動車免許）	1人	2人	補助金支給状況（自動車改造）	3人	7人
		進捗状況の判断基準項目		R4 実績値	R8 目標値							
補助金支給状況（自動車免許）	1人	2人										
補助金支給状況（自動車改造）	3人	7人										
82	生活訓練等事業	地域支援事業との連携を図り、生活機能の低下・生活環境上の問題等の改善に努め、自立支援を推進していきます。また、医療機関、介護保険施設や県の「総合リハビリテーションセンター」をはじめ、高度なリハビリテーションを行う専門機関と連携し、障がいの軽減や二次的障がいの予防に努めます。	障害福祉課									

(2) 医療環境の充実

No.	施策名	内容	担当課						
83	医療体制の充実	<p>救急医療体制を確保するため、関係機関と連携し、救急患者の受入れなど、適切な救急医療が受けられるよう体制の確保と充実を図ります。また、医療保護入院が必要な精神障がいのある方で、本人及び家族が入院の可否の意思表示ができない場合に、市長同意書を交付し緊急対応を支援します。</p> <table border="1"> <tr> <td>進捗状況の判断基準項目</td> <td>R4 実績値</td> <td>R8 目標値</td> </tr> <tr> <td>市長同意交付件数</td> <td>20件</td> <td>20件</td> </tr> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	市長同意交付件数	20件	20件	健康づくり課 障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
市長同意交付件数	20件	20件							
84	在宅医療体制の充実	訪問看護事業所の協力を得ながら、在宅医療体制の充実を図ります。また、歯科訪問診療体制の充実を図ります。	健康づくり課 長寿いきがい課						
85	がんや生活習慣病の早期発見・早期治療	生活習慣病予防の普及啓発を図るとともに、各種検診、健康相談等の保健サービスの充実を図り、市民の健康づくりを推進します。	熊谷保健センター 母子健康センター						

86	精神疾患の早期発見予防	心の健康に問題が生じている本人やその家族、関係者を対象とした「こころの健康相談・ひきこもり相談」を定期的に開設し、問題点の整理や心理的負担の軽減を図ります。精神疾患（高次脳機能障がいを含む）を抱える方が適切に治療につながるよう、関係部署・関係機関との連携に努めます。また、インターネットで手軽にストレス度や必要な相談機関の案内を表示するシステム「こころの体温計」の運用を継続します。	熊谷保健センター						
87	自立支援医療の促進	自立支援医療は、更生医療、育成医療、精神通院医療の3つで構成されています。自立支援医療の周知に力を入れ、その円滑な利用を進めます。	障害福祉課						
88	重度心身障害者医療費助成制度の推進	心身に重度の障がいのある方が病院などで診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費負担の一部負担額（自己負担分）を助成します。 <table border="1" data-bbox="616 992 1185 1122"> <thead> <tr> <th data-bbox="616 992 919 1032">進捗状況の判断基準項目</th> <th data-bbox="919 992 1051 1032">R4 実績値</th> <th data-bbox="1051 992 1185 1032">R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="616 1032 919 1122">利用登録者数</td> <td data-bbox="919 1032 1051 1122">3,544 人</td> <td data-bbox="1051 1032 1185 1122">3,500 人</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	利用登録者数	3,544 人	3,500 人	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
利用登録者数	3,544 人	3,500 人							

(3) 地域移行・定着の推進

No.	施策名	内容	担当課
89	地域移行・定着の推進	施設入所している精神障がいのある方の地域移行・定着を進めるため、障がいについて理解を深め、家族や医療機関、相談支援事業所等と連携し、社会資源等を有効活用しながら地域で暮らせるよう支援します。	熊谷保健センター 障害福祉課

4 住宅環境の整備

現状と課題

障がいのある方が、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るには、障がいのある方だけでなく、介護者の負担を軽減できるよう住宅環境の整備が必要となります。これまでも、障がいのある方の日常生活に適するように住居の整備を促進してきました。引き続き住宅環境の整備を支援します。

各施策の取組

(1) 住宅環境の整備促進

No.	施策名	内容	担当課						
90	重度障害者居宅改善整備費補助事業の推進	<p>下肢又は体幹機能障がいのある障害等級2級以上の方を対象に、居宅改善の資金を援助します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4実績値</th> <th>R8目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給件数</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4実績値	R8目標値	支給件数	1件	1件	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4実績値	R8目標値							
支給件数	1件	1件							
91	高齢者及び障害者住宅整備資金貸付事業の推進	<p>高齢者と障がいのある方を対象に、居住する住宅の整備について、資金の貸付けを行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4実績値</th> <th>R8目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>0人</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4実績値	R8目標値	利用者数	0人	1人	長寿いきがい課 障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4実績値	R8目標値							
利用者数	0人	1人							
92	障がいのある方に配慮した市営住宅の整備	<p>本市には現在、6団地735戸の市営住宅がありますが、一部の市営住宅では、高齢者及び車椅子用住宅としてエレベーターの設置、車椅子対応の浴室、玄関の引戸、台所の高さ調整機能付流し台、手すりの設置等の整備をしています。また、市営住宅を長期的に使用し、ライフサイクルコストを削減するため平成23年2月に「熊谷市営住宅等長寿命化計画」を策定し、令和2年度に新たな計画を作成しました。今後も、高齢者及び車椅子利用者等に配慮した住宅の整備に努めます。</p>	営繕課						

基本方針3 すこやかに育むまちづくり

～障がい児に対するきめ細かい支援体制の確保～

子ども・子育て支援法に基づく教育、保育の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所などの障害福祉サービス、障害児通所支援などの専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族（以下「障がい児等」という。）に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

1 障がい児相談支援の提供体制の確保

現状と課題

障がい児相談支援は、障がいの疑いのある段階から当該児及びその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たり関係機関をつなぐ中心として、重要な役割を担っています。障害者基幹相談支援センターを活用し、質の確保及びその向上に努めます。

各施策の取組

(1) 障がい児相談支援の提供体制の確保

No.	施策名	内容	担当課
93	児童発達支援センターや障害児相談支援事業所による相談支援 〔再掲（107）〕	発育・発達に不安や心配のある児童とその家族への相談支援やピアカウンセリング機能を持つ「児童発達支援センター」及び児童のモニタリングを行う障害児相談支援事業所の専門員による、きめ細かい支援を行います。早期からの相談活動の充実と、学習環境の整備を図ります。	障害福祉課
94	障害児通所支援事業所による育児相談支援	障害児通所支援事業所による障がいのある子どもへの生活訓練などの支援とともに、保護者への育児相談支援も行います。	障害福祉課

95	乳幼児の療育相談体制の充実	障がいにより療育が必要な乳幼児を持つ保護者に対して、訪問や面接を行い療育相談の充実を図ります。	母子健康センター
96	障がいのある子どもの療育相談の充実	「あかしあ育成園」において、障がいのある子どもや発達に遅れのある子ども、また疾病を原因として長期にわたり療養を必要とする子どもの保護者に対して、療育相談や障がいのある子どもの親が抱えている様々な悩みの専門相談を行います。	保育課

2 地域支援体制の構築

現状と課題

障害児通所支援事業所等における障がい児等に対する支援について、障がい児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供することが必要です。埼玉県指定の中核発達支援センターと連携し、地域における支援体制の整備に努めます。

各施策の取組

(1) 地域支援体制の構築

No.	施策名	内容	担当課			
97	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	障害福祉課			
		<table border="1"> <tr> <td>進捗状況の判断基準項目</td> <td>R4 実績値</td> <td>R8 目標値</td> </tr> <tr> <td>重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所設置数</td> <td>3 事業所</td> <td>4 事業所</td> </tr> </table>		進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値				
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所設置数	3 事業所	4 事業所				
98	医療型児童発達支援	児童発達支援、発達段階に応じた定期的な訓練及び健康管理などを行います。	障害福祉課			

99	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がいのある子どもを対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	障害福祉課						
100	放課後等デイサービス	<p>授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。</p> <table border="1" data-bbox="572 600 1163 752"> <thead> <tr> <th data-bbox="572 600 896 640">進捗状況の判断基準項目</th> <th data-bbox="896 600 1031 640">R4 実績値</th> <th data-bbox="1031 600 1163 640">R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="572 640 896 752">重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所設置数</td> <td data-bbox="896 640 1031 752">4 事業所</td> <td data-bbox="1031 640 1163 752">5 事業所</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所設置数	4 事業所	5 事業所	障害福祉課 学校教育課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所設置数	4 事業所	5 事業所							

3 保育、保健医療、教育、就労支援など関係機関と連携した支援

現状と課題

障がい児の早期発見及び支援並びに健全な育成を進めていくため、行政内部の福祉担当部局、子育て支援担当部局及び保健医療担当部局で緊密な連携を図るとともに、熊谷保健所や民間の障がい児通所支援事業所等の関係機関についても連携を図ります。

さらに、就学時及び卒業時においても、支援が円滑に引き継がれるように、学校、障害児通所支援事業所等、障害児相談支援事業所及び就労移行支援施設、就労継続支援A型及びB型施設（以下「就労移行支援事業所等」という。）などが緊密な連携を図ることに努めます。

各施策の取組

(1) 健康診査の充実

No.	施策名	内容	担当課
101	疾病や発育発達上の遅れがある乳幼児の早期発見・早期治療・早期療育	乳幼児健診やその他の事業を通して、疾病や発育発達上心配がある乳幼児を早期発見し、医療につなげ、専門職による助言等の支援を行います。	母子健康センター

(2) 地域療育体制の整備

No.	施策名	内容	担当課
102	機能訓練・保育の充実	「あかしあ育成園」において、未就学の心身に障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもに対し、理学療法士による機能訓練を行います。また、併せて保護者にも訓練の方法、子どもへの対処の仕方を指導するなど、様々な保育を通して、日常生活能力の向上や集団生活への適応の指導を行います。	保育課
103	「あかしあ育成園」の施設整備の充実	心身障害児通園施設として、「あかしあ育成園」の施設整備と機能整備の充実を図ります。	保育課
104	保育所等訪問支援サービスの提供体制の確保	障がいのある子どもが集団生活に適応していくための支援として、訪問支援員を派遣するとともに、訪問施設等の受入体制の確保に努めます。	障害福祉課 保育課 学校教育課
105	発達障がい児等に関する支援	地域の支援機関等（保育所や障害福祉サービス事業所等）と連携し、支援効果のあるペアレントプログラムやペアレントトレーニング等による支援の確保に努めます。 ※ ペアレントプログラム：育児に不安のある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラム。	障害福祉課

106	重症心身障がい児や医療的ケア児への支援体制の確保 [再掲(119)]	医療的ケアを必要とする障がい児者や重度心身障がい児者とその家族を地域全体で支援していくため、医療的ケア児コーディネーターや、保健、医療、福祉、教育等の各関係機関と連携、協議し、支援体制の充実に努めます。	障害福祉課			
		<table border="1"> <tr> <td>進捗状況の判断基準項目</td> <td>R4 実績値</td> <td>R8 目標値</td> </tr> <tr> <td>医療的ケア児等支援者連携会議開催回数</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> </table>		進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値				
医療的ケア児等支援者連携会議開催回数	2回	2回				
107	児童発達支援センターによる相談支援 [再掲(93)]	発育・発達に不安や心配のある児童及びその家族への相談支援やピアカウンセリング機能を持つ「児童発達支援センター」について、実施事業所と連携し、利用体制の整備に努めます。	障害福祉課			

(3) 学校教育の充実

No.	施策名	内容	担当課
108	就学・教育相談の充実	就学相談や教育相談において、障がいのある幼児・児童・生徒の障がいの特性を的確に把握し、保護者に通常の学級、特別支援学級、特別支援学校の教育課程（学習内容等）の情報提供をするとともに、本人・保護者と合意形成が図れるよう、指導・助言をしています。早期から相談に応じ、一人一人に適した教育が受けられるよう、就学相談など活動の充実を図ります。	学校教育課
109	特別支援教育の充実	小・中学校の特別支援学級では、知的障がいや自閉症・情緒障がいなどのある児童・生徒一人一人の障がいの状態や適性に応じて指導する教育課程の編成や個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成して指導・支援しています。障がいのある児童・生徒が可能な限り積極的に社会に参加し、自立できるよう、継続して特別支援学級の充実を図ります。	学校教育課

110	交流及び共同学習の推進	<p>障がいのある幼児・児童・生徒と、障がいのない幼児・児童・生徒と一緒に学習に取り組むことや学校生活を送ること等、お互いにふれあう機会を設けることは、双方にとって、豊かな人間性や社会性を育む上で大きな意義があります。現在、小・中学校における通常の学級と特別支援学級、あるいは特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習などが行われています。障がいのある児童・生徒の経験を広げ、社会性を身に付け、好ましい人間関係を築けるよう、より幅広い交流及び共同学習の実践を推進します。</p> <p>また、授業においてタブレット端末の活用等により、難聴や弱視の子どもたちの支援に努めます。</p>	学校教育課
111	通級による指導の充実	<p>きこえやことばに課題がある児童・生徒の指導・支援のために熊谷西小学校内に難聴・言語障がい通級指導教室を、また、学習面や行動面に課題がある児童・生徒の指導・支援のために、熊谷西小・石原小・吉岡小・三尻小・妻沼小・富士見中・大麻生中・三尻中・妻沼東中内に、発達障がい・情緒障がい通級指導教室を設置し、一人一人の課題に応じた個別指導を進めることによって、その子の能力を最大限に発揮できるように努めます。通級を利用する児童・生徒の在籍学級担任と連携を図りながら、一人一人を見守り、その力を伸ばすよう努めます。</p>	学校教育課
112	巡回支援専門員による支援	<p>小・中学校等を訪問し、障がいのない児童・生徒との集団生活適応のための専門的な支援を行います。</p>	学校教育課

4 インクルーシブ教育の推進

現状と課題

障害児通所支援事業所等が行う保育所等訪問支援を活用し、保育所、幼稚園、小学校及び特別支援学校などが「育ちの場」として協力できるよう、障がいのある子どもへのインクルーシブ教育を推進します。

各施策の取組

(1) インクルーシブ教育の推進

No.	施策名	内容	担当課
113	インクルーシブ教育の推進	共生社会の実現のためには、障がいのある幼児・児童・生徒と、障がいのない幼児・児童・生徒が同じ場で学ぶことが大切です。そのために、就学相談や教育相談の充実を図りながら、一人一人の「合理的配慮」に基づいた指導・支援に取り組みます。また、個別の教育的ニーズに応じるため、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の連続性のある「多様な学びの場」の整備、充実を図ります。	学校教育課
114	障がいのある子どもの保育の充実	市内全ての公立・民間保育所で、集団保育が可能な障がいのある子どもを受け入れる統合保育を実施しています。引き続き、関係機関と連携を図りながら、配慮が必要な児童に対して適正な保育を行うため、公認心理師等による保育所等への巡回相談のほか、加配保育士の活用等により、子ども一人一人に応じた保育が実施できるよう努めます。	保育課
115	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのない子どもとの集団生活適応のための専門的な支援を行います。	障害福祉課
116	幼稚園における障がいのある幼児の受入れの促進	障がいのある幼児の教育は、発育段階に応じた、きめ細かい支援や援助が大切です。また、集団生活における友達とのふれあいの中から、人とのかわりを広げることも大切です。受入れを促進するために、早期からの相談活動の充実と、学習環境の整備を図ります。	学校教育課

117	学童保育の充実	市立児童クラブ、民間学童クラブでは、集団保育が可能な障がいのある子どもの受入れをします。安心、安全な保育に配慮し、障がいのある子どもの受入れを継続します。	保育課
118	学校施設のバリアフリー化の推進	市内の小・中学校に通う障がいのある児童・生徒が、校内で快適に過ごせるように、通学児童・生徒のいる学校を対象に校舎階段の手すり、多機能トイレ、スロープ等を設置し、学校施設の環境整備を進め、バリアフリー化の推進に努めます。	教育総務課

5 特別な支援が必要な障がい児等に対する支援体制の整備

現状と課題

重症心身障がい児、医療的ケア児、強度の行動障がいや高次脳機能障がいのある子どもなど、特別な支援が必要な障がいのある子どもが、身近な地域にある障害児通所支援事業所等においての適切な支援やサービスが受けられるように、障害者基幹相談支援センター、発達支援センター及び埼玉県医療的ケア児等支援センター（地域センター）と協働し、地域における課題の整理や地域資源の開発を行いながら支援体制の充実に努めます。

また、常時介護や医療的ケアの必要な障がいのある子どもの介護を行う家族への負担軽減のためレスパイトケアを支援します。虐待を受けた障がいのある子どもに対しては、状況に応じたきめ細かい支援を行うように努めます。

各施策の取組

（1）特別な支援が必要な障がい児等に対する支援体制の整備

No.	施策名	内容	担当課						
119	重症心身障がい児や医療的ケア児等への支援体制の確保 [再掲（106）]	医療的ケアを必要とする障がい児者や重度心身障がい児者とその家族を地域全体で支援していくため、医療的ケア児等コーディネーターや、保健、医療、福祉、教育等の各関係機関と連携、協議し、支援体制の充実に努めます。	障害福祉課						
120	重症心身障がい児や医療的ケア児を介護する家族のためのレスパイトケア	常時介護や医療的ケアの必要な障がいのある子どもの介護を行う家族への負担軽減のために、受入事業所へ補助金を支給します。 <table border="1" data-bbox="646 1541 1216 1675"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金支給状況（利用者数）</td> <td>14名</td> <td>24名</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	補助金支給状況（利用者数）	14名	24名	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
補助金支給状況（利用者数）	14名	24名							
121	医療的ケア児等の停電時の電源確保	在宅で人工呼吸器・機械式排痰補助装置・在宅酸素・吸引器など、電気を必要とする医療機器を使用して生活している医療的ケア児等が、災害時等による停電に備えるための非常用電源を日常生活用具として支給します。	障害福祉課						

6 経済的支援

現状と課題

障がい児の身体の障がいを補い日常生活を容易にするために必要な補装具の購入や、修理、借受けに対する費用の公費負担を行っているほか、重度障がい児の生活上の便宜を図るために必要な日常生活用具の購入に要した費用の公費負担を行っています。

また、障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の発育を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成しています。

各施策の取組

(1) 経済的支援

No.	施策名	内容	担当課									
122	補装具費支給事業・日常生活用具給付等事業 [再掲 (55・72)]	障がいのある子どもの身体の障がいを補い日常生活を容易にするために必要な補装具の購入や、修理、借受けに対する費用を援助する補装具費支給事業や、重度障がい児の生活上の便宜を図るために必要な日常生活用具の購入に要した費用を援助する日常生活用具給付等事業を引き続き行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補装具支給件数</td> <td>346 件</td> <td>350 件</td> </tr> <tr> <td>日常生活用具支給件数</td> <td>4,458 件</td> <td>4,640 件</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	補装具支給件数	346 件	350 件	日常生活用具支給件数	4,458 件	4,640 件	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値										
補装具支給件数	346 件	350 件										
日常生活用具支給件数	4,458 件	4,640 件										
123	補聴器購入助成	障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の発育を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。	障害福祉課									
124	年金・手当制度の周知 [再掲 (64)]	障害年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当、在宅重度心身障害者手当など、公的年金及び手当制度について周知の徹底を図ります。	障害福祉課									

基本方針4 生きがいのあるまちづくり

～障がい者の就労支援・社会参加への支援～

障がいのある方が生きがいを持ちながら社会で暮らしていくために、就労の場を確保できるための支援を行うとともに、スポーツ、文化、芸術活動など様々なイベント等に参加できるように社会基盤の整備を行い、生きがいのあるまちづくりを進めます。

1 就労の場の確保

現状と課題

就労は、収入を得るだけでなく、社会参加の促進と生きがいにつながり、障がいのある方が地域で自立した生活をするためには、非常に大切なことです。これまでも、障がいのある方がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する方には、障害者就労支援センターを通じて支援してきました。

また、一般就労が困難な方に対しては、就労移行支援、就労継続支援等の利用促進を図り、障がいの程度や適性に応じた能力を開発する訓練を行い、一般就労をした方に対しては、就労定着支援で企業を含めた連絡体制を確保し、定着が図れるよう必要な支援を行ってきました。引き続き、適性に応じた就労の場が確保できるように支援するとともに、就労先に定着できるように支援を進めます。

さらに、雇用主に対しては、障害者雇用促進法に基づき、短時間労働や障害特性への配慮など障がいのある方が働きやすい労働環境の整備を促進します。

各施策の取組

(1) 一般就労の支援

No.	施策名	内容	担当課	
125	雇用の場の拡大	障がいのある方の適性や能力に応じた就労の場の確保のために、ハローワーク等との連携を図り、事業主へ働きかけを行います。また、障がい者雇用の啓発活動を行い、障がいのある方が働きやすい職場環境づくりを促進します。	企業活動支援課	
126	就労支援施策の推進	障がいのある方が、生きがいを持って生活できるよう、障がいのある方、その家族、事業主等からの就労全般にわたる相談に応じ、能力開発から就労まで一貫して支援するため、障害者就労支援センターを設置しています。引き続き障がいのある方の就労へ向けた支援の充実を図ります。	障害福祉課	
		進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値
		熊谷市障害者就労支援センター相談件数	1,367件	1,400件
		福祉施設から一般就労へ移行する障がい者数	8人	15人
127	就労移行支援 [再掲(47)]	一般企業等への就労を希望する障がいのある方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課	
128	就労定着支援 [再掲(48)]	一般就労へ移行した方に対し、相談支援や企業訪問を行い、就労定着のための課題の把握と関係機関との連絡調整、課題解決に向けた支援を行います。	障害福祉課	
		進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値
		就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	1事業所	1事業所
129	市内企業への雇用促進及び啓発	一人でも多く、障がいのある方が雇用されるよう、熊谷地区雇用対策協議会、ハローワークなどの関係機関と連携をとりながら、事業主の研修会等を通じて障がい者雇用促進のための啓発活動及びPR活動を進めます。	企業活動支援課	

(2) 障がい者雇用の促進

No.	施策名	内容	担当課
130	職員採用の推進	令和5年6月1日現在、市職員の障がいのある方の雇用状況は、地方公共団体の法定雇用率2.6%を達成しています。 引き続き、障がいのある方が定着して活躍できるよう、計画的な採用に努めます。	職員課
131	障害者就労支援事業所からの物品調達の促進	障害者優先調達推進法に基づき、市では、「熊谷市障害者優先調達推進方針」を策定し、それを公表することにより障害者就労支援事業所等から優先的に物品を購入するよう促進します。	障害福祉課
132	労働環境の整備促進	障害者雇用促進法に基づき、雇用者に対し、短時間労働など障がいのある方が働きやすい労働環境の整備について促進を図ります。	企業活動支援課 障害福祉課
133	就労継続支援 (A型・B型) [再掲(49)]	一般企業等での就労が困難な障がいのある方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課

2 社会参加の促進

現状と課題

障がいのある方にとって、文化活動やスポーツ活動、障がいのない人との交流は、健康づくりや生きがいがづくりに役立つばかりでなく、人間として成長するために非常に重要なことです。これまでも、障がいのある方が気軽にイベント等に参加できるように社会的条件を整え、支援に努めてきましたが、十分とはいえません。引き続き社会参加を促進するように支援を進めます。

各施策の取組

(1) 社会参加への支援

No.	施策名	内容	担当課						
134	交流ふれあい活動の推進	<p>障がいのある方をはじめ、多くの市民が参加し、気軽に楽しむことができる社会福祉協議会主催の「ふれあい広場」事業を支援し、交流・ふれあい活動を推進します。</p> <table border="1"> <tr> <td>進捗状況の判断基準項目</td> <td>R5 実績値</td> <td>R8 目標値</td> </tr> <tr> <td>ふれあい広場参加福祉施設(団体)数</td> <td>25 団体</td> <td>30 団体</td> </tr> </table> <p>※ ふれあい広場は感染症により R2~R4 が中止のため、実績値が R5 となっています。</p>	進捗状況の判断基準項目	R5 実績値	R8 目標値	ふれあい広場参加福祉施設(団体)数	25 団体	30 団体	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R5 実績値	R8 目標値							
ふれあい広場参加福祉施設(団体)数	25 団体	30 団体							
135	障がいのある方に配慮した選挙の実施	郵便投票制度の周知や投票所へのスロープ設置など、障がいのある方が投票しやすい投票環境の整備を図り、選挙情報の配信や投票所での対応についても、配慮に努めます。	選挙管理委員会						
136	障がい児者の公共施設利用の促進	令和6年1月に「熊谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例」を施行したことに伴い、各施設の障がいのある方の利用促進を図ります。	障害福祉課						
137	埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度)の推進	令和5年11月に「埼玉県思いやり駐車場制度」が開始されたことに伴い、制度の普及に努めるとともに、対象者へ利用証を交付します。	障害福祉課						
138	市営本町駐車場の整備	市営本町駐車場に障がいのある方などが優先利用できるスペースを確保するなど、快適な交通環境の整備に努めます。	商業観光課						

(2) 文化・スポーツ活動への支援

No.	施策名	内容	担当課
139	市主催のイベントにおける障がいのある方の参加の促進	本市が主催するイベントに、障がいのある方のみならず誰もが参加しやすいよう、会場整備の配慮に努めます。	関係課 障害福祉課

140	スポーツ大会の支援	障がいのある方が、各種のスポーツ大会などに参加し、楽しむことができるよう関係団体等と連携し支援します。	スポーツタウン推進課 障害福祉課						
141	障がい者スポーツの推進	障がいのある方が気軽に身近な施設でスポーツに親しむ機会を広げるため、スポーツ施設のバリアフリー化を進めるとともに、スポーツ大会やイベント等の周知を行います。	スポーツタウン推進課 障害福祉課						
142	文化活動支援	障がい者団体の文化活動に対して、広報や情報提供などにより、障がいのある方が積極的に文化活動に参加できるよう支援します。また、活動の場として、障害福祉会館とともに、障がいのある方が利用しやすいよう整備された熊谷市スポーツ・文化村「くまびあ」の活用についても促進します。	社会教育課 障害福祉課						
143	芸術・文化講座開催等事業（障がい者作品展）【再掲（77）】	障がいのある方が生きがいづくりを行えるように、芸術・文化活動を振興し、作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けます。また、障がいのない方が障がいのある方に対する関心と理解を深めるための環境の整備や必要な支援を行います。	障害福祉課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者作品展出展者数</td> <td>302人</td> <td>305人</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	障がい者作品展出展者数	302人	305人	
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
障がい者作品展出展者数	302人	305人							

(3) 社会教育の充実

No.	施策名	内容	担当課
144	生涯学習講座の充実	「障がい者青年学級」について、広報するとともに運営費を助成し、活動を支援しています。また、情報を得にくい聴覚障がいのある方を対象に「ろう者のための社会教養講座」を設け、世界各地の歴史や文化にふれた情報を提供したり、社会で活躍している聴覚障がいのある方から学ぶ機会を提供しています。引き続き障がいのある方の生涯学習講座を充実します。	社会教育課

基本方針5 安心・安全なまちづくり

～バリアフリー化や防災対策の推進～

障がいのある方が地域の中で安全で快適に生活していくために、社会にある様々な障壁（バリア）について、バリアフリー化を目指し、ハード面のみならず、防犯、防災など地域体制づくりを含め整備を行い、安心・安全なまちづくりを進めます。

1 みんなにやさしいまちづくり

現状と課題

社会には、障がいのある方が地域の中で安全で快適に生活していく上で、様々な障壁（バリア）が存在します。これまでも、高齢者や障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、様々なバリアフリー化が行われてきました。しかしながら、障がいのある方が安全・安心に暮らしていくためには、十分とはいえません。平成18年に施行され、令和2年に改正された「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、道路、公園、公共交通機関、官公庁施設等を含む全ての生活関連施設において、高齢者や障がいのある方、妊産婦、けが人など全ての人々が利用しやすい施設になるようなハード面を整備するとともに、バリアフリーに対する広報・啓発、教育、市民活動の支援等、心のバリアフリーに向けた取組を進め、あらゆる人々が利用しやすい生活環境をつくるために、ユニバーサルデザインの考え方が形となった、ユニバーサル社会の実現を目指します。

各施策の取組

(1) 生活空間の整備

No.	施策名	内容	担当課						
145	住みやすいまちづくりの総合的推進	まちづくりは、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての人が、安全で住みやすい環境を実感できるように進めなければなりません。歩きやすい歩道の整備や公共交通機関等との連携、多機能トイレやわかりやすい案内表示の整備促進など、環境の総合的な整備が必要です。全ての市民に安全で快適なユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進します。	都市計画課						
146	歩道の整備	歩道は、移動空間として重要なため、新たに整備を行う歩道については、段差解消など障がいのある方などに配慮した歩道整備を推進します。また、既設歩道についても、市民の要望を踏まえながら、計画的に改善を図るとともに、適切な維持管理を実施します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既設歩道の補修件数</td> <td>—</td> <td>2件</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	既設歩道の補修件数	—	2件	維持課 道路課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
既設歩道の補修件数	—	2件							
147	交通環境の整備	安全で歩きやすい歩行空間を確保するため、ユニバーサルデザインブロックの整備や自転車通行環境整備を行い、バリアフリー化を推進します。また、駅周辺を中心に、通行の妨げとならないよう放置自転車や違法看板等の撤去や啓発活動を実施し、快適な交通環境の整備に努めます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車通行環境整備距離</td> <td>—</td> <td>20.1 km</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	自転車通行環境整備距離	—	20.1 km	安心安全課 都市計画課 管理課 道路課 維持課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
自転車通行環境整備距離	—	20.1 km							
148	バリアフリーの商店街づくりの推進	障がいのある方、高齢者、児童などが安心して買物を楽しめるように、ドアの改善などのハード面、陳列表示、販売方法などのソフト面の充実を各商店街に働きかけます。	都市計画課 商業観光課						

(2) 生活環境の整備

No.	施策名	内容	担当課
149	家庭ごみのハートフル収集の実施	家庭ごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者や障がいのある方の自宅を訪問し、安否確認を兼ねて定期的な訪問収集を行います。	環境美化センター

(3) 公共建築物の整備

No.	施策名	内容	担当課
150	公共施設のバリアフリー化の推進	利用しやすい公共施設にするため、ゆとりのあるエレベーター、多機能トイレ、スロープなどを設置し、バリアフリー化をするとともに、バリアフリー設備の情報の公開に努めます。	都市計画課 全市有施設所管課
151	交通ターミナル施設のバリアフリー化の推進	交通の要であるターミナル施設について、視覚障がいのある方にもわかりやすい案内の整備やエレベーター、スロープの整備などを関係機関に働きかけます。	企画課 都市計画課

(4) 理解の促進

No.	施策名	内容	担当課						
152	心のバリアフリーの普及啓発 [再掲 (13)]	<p>障がいのある方のための施設や設備も、点字ブロック上への放置自転車など利用者の理解がなければ、新たなバリアを生み出しかねません。バリアフリー化をより効果的なものとし、配慮や手助けに関して理解を深めるため、障がい当事者による講話や、車椅子などを用いた体験学習をする「心のバリアフリー教室」を設定し、普及啓発を推進します。</p> <table border="1"> <tr> <td>進捗状況の判断基準項目</td> <td>R4 実績値</td> <td>R8 目標値</td> </tr> <tr> <td>心のバリアフリー教室開催団体数</td> <td>8 団体</td> <td>10 団体</td> </tr> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	心のバリアフリー教室開催団体数	8 団体	10 団体	都市計画課 障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
心のバリアフリー教室開催団体数	8 団体	10 団体							

153	市政宅配講座への講師派遣	市政宅配講座において、講座メニュー「よくわかる障害福祉制度」と「ろう者のことを知って、手話で挨拶しよう」を開設しています。市民の方の申込みにより、講師を派遣し、障がいのある方への理解の促進を図ります。	障害福祉課			
		進捗状況の判断基準項目			R4 実績値	R8 目標値
		講師派遣件数			4件	6件

2 移動しやすい環境の整備

現状と課題

自由に移動できなければ、暮らしの幅が限られたものになります。これまでも障がいのある方の日常生活や社会参加を容易にし、生活領域の拡大を図るため、環境の整備に努めてきましたが、十分とはいえません。引き続き移動しやすい環境の整備を進めます。

各施策の取組

(1) 交通機関の利用促進

No.	施策名	内容	担当課
154	人にやさしいバスの整備要請	障がいのある方のみならず、誰もが利用しやすいバスにするため、バス車両のバリアフリー化を推進し、わかりやすい案内表示装置や音声案内の導入などを関係機関に働きかけます。	企画課 都市計画課

(2) 移動手段・外出支援の充実

No.	施策名	内容	担当課									
155	福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援 [再掲 (62)]	<p>重度の身体障がい及び知的障がいのある方に、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の助成により外出時の移動にかかる費用の一部を支援します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タクシー制度利用枚数</td> <td>7,885 枚</td> <td>7,890 枚</td> </tr> <tr> <td>燃料制度支給件数</td> <td>1,669 件</td> <td>1,670 件</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	タクシー制度利用枚数	7,885 枚	7,890 枚	燃料制度支給件数	1,669 件	1,670 件	障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値										
タクシー制度利用枚数	7,885 枚	7,890 枚										
燃料制度支給件数	1,669 件	1,670 件										
156	移動支援事業 [再掲 (73)]	屋外での移動が困難な障がいのある方の社会参加を実現するための外出について支援します。	障害福祉課									
157	コミュニティーバスによる移動支援	障害者手帳または、障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示された方とその介助・付添人 1 人は無料で乗車できます。	企画課									
158	障害児・者生活サポート事業の推進 [再掲 (56)]	<p>障がいのある方や子どもの家族等の介護負担の軽減と生活支援のため、一時預かり、送迎サービス、外出援助などを行います。実情を考慮し、サービスの推進を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進捗状況の判断基準項目</th> <th>R4 実績値</th> <th>R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活サポート利用登録者数</td> <td>1,295 人</td> <td>1,350 人</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	生活サポート利用登録者数	1,295 人	1,350 人	障害福祉課			
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値										
生活サポート利用登録者数	1,295 人	1,350 人										
159	福祉有償運送の推進	安全な福祉有償運送を推進するため、大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会の活動を支援します。	障害福祉課									

3 安全な暮らしの確保


現状と課題

援護が必要な障がいのある方に対する犯罪や事故の防止、災害発生時における避難支援に積極的に取り組む必要があります。これまでも、防犯に関する啓発活動や、災害時への備えとしての地域体制づくりとして、要支援者名簿等を通して地域住民への周知や啓発を行い、福祉関係団体等に対しては、災害対応への意識啓発や、防災

計画の策定、協定福祉避難所の増加などを通して連携・協議等に努めてまいりましたが、まだ十分とはいえません。本市として「公助」の充実に向け、取組を進めます。

各施策の取組

(1) 地域の防災対策の推進

No.	施策名	内容	担当課
160	避難行動要支援者支援制度の推進	災害時に自力で避難することが難しい障がいのある方の所在や状況などを把握し、避難行動要支援者名簿の作成に努めます。民生委員・児童委員や自治会、地域の自主防災組織との協力関係を築き、障がい特性に応じた情報伝達、避難誘導等の対応ができるよう避難行動要支援者一人一人の実情に応じた個別避難計画の作成を推進するとともに、避難行動要支援者に関する支援機関等と連携し、より実効性のある計画づくりに努めます。	福祉総務課 長寿いきがい課 障害福祉課
161	緊急時のヘルプマークやヘルプカード等の活用周知	災害時や日常生活の中で困った時に、障がいや難病のある方が、周囲の方の支援を得やすくするため、県が作成している「ヘルプマーク」や市作成の「ヘルプカード」について、配布・活用を促進し、市民の方へ周知・理解に努めます。  ヘルプマーク ヘルプカード ※ どちらも障害福祉課で配布しています	障害福祉課
162	防災知識の普及・啓発	広報紙などにより、災害時における障がいのある方の援助に関する知識の普及・啓発に努めます。また、地域での障がいのある方を支援する自主防災組織や防災に関するボランティアの育成と併せ、地域の防災訓練に障がいのある方が参加しやすい体制づくりを促進します。	危機管理課 長寿いきがい課 障害福祉課 警防課

163	災害情報伝達体制の整備	在宅の障がいのある方に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、多様な情報伝達手段を調査研究し、災害情報伝達体制の整備に努めます。	危機管理課 障害福祉課 警防課						
164	障がいのある方に配慮した防災基盤の整備	ハザードマップの整備や、各施設等において、わかりやすい案内板を設置するなど、障がいのある方に配慮した防災基盤の整備の推進を図ります。	都市計画課 危機管理課						
165	障がいのある方に対する健康管理	災害によるショックや避難先の長期にわたる不自由な生活は、障がいのある方や難病患者の心身に大きな影響をもたらすため、それぞれの障がいに配慮した健康管理が必要です。在宅療養者からの相談に応じながら、保健所、医療機関等の関係機関と協議し、必要な体制づくりに努めます。	健康づくり課 熊谷保健センター 母子健康センター 障害福祉課						
166	障がいのある方への情報提供・相談支援	災害情報や避難情報を配信するに当たり、文字による伝達である「メルくま」による情報伝達や県及びNHK、テレビ埼玉、ケーブルテレビ、FMクマガヤ等放送事業者と連携し、視聴覚障がいのある方に対しての文字や音声放送等による広報など要配慮者への対策を積極的に行います。	広報広聴課						
167	災害時ボランティア人材の育成	<p>災害時ボランティア及び福祉ボランティアの応援体制の充実を図るため、ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会と協力・連携し、人材の育成に努めます。</p> <table border="1" data-bbox="512 1529 1099 1626"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 1529 831 1570">進捗状況の判断基準項目</th> <th data-bbox="831 1529 967 1570">R4 実績値</th> <th data-bbox="967 1529 1099 1570">R8 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 1570 831 1626">災害ボランティア登録者数</td> <td data-bbox="831 1570 967 1626">135 人</td> <td data-bbox="967 1570 1099 1626">150 人</td> </tr> </tbody> </table>	進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値	災害ボランティア登録者数	135 人	150 人	福祉総務課 障害福祉課
進捗状況の判断基準項目	R4 実績値	R8 目標値							
災害ボランティア登録者数	135 人	150 人							

(2) 施設の防災対策の推進

No.	施策名	内容	担当課
168	防災計画の策定	福祉施設は、入所者や利用者の安全な避難を確保するため、防災計画が必要です。災害発生時の職員の任務分担・動員体制などの防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織などとの連携について、防災計画を策定するよう、施設管理者に対して指導します。	危機管理課 長寿いきがい課 障害福祉課 警防課
169	防災教育・防災訓練の実施	災害時に防災計画が有効に機能するためには、施設ごとの入所者や利用者への防災教育や、定期的な防災訓練が欠かせません。施設管理者に対し、防災教育・防災訓練の実施を促すとともにその充実を図るよう働きかけます。また、施設管理者や職員に対し、講習会を行うなどして総合的な防災力の向上を図ります。	警防課
170	施設・設備の整備・充実	施設や設備が災害時に機能を生かせるよう、それらの定期的な整備・充実・点検の実施を施設管理者に対し指導します。	警防課
171	社会福祉施設と地域の連携	災害時に速やかに避難するためには、施設関係者だけでなく、地域の協力が欠かせません。ふだんから、災害時を想定した地域の自主防災組織や事業所などとの連携体制の整備に努めるよう施設管理者に対して働きかけます。	危機管理課 長寿いきがい課 障害福祉課 警防課
172	被災した在宅の障がいのある方の受入体制の整備	災害時、施設管理者に対し、在宅の重度障がいのある方や寝たきりの高齢者の受入体制の整備を進めるよう働きかけていきます。また、生活上特別な配慮が必要な重度障がいのある方に対しては、関係機関や事業者と連携を図り、補装具、日常生活用具、ガイドヘルパー、手話通訳などについて、適切な対応がとれるよう努めます。	障害福祉課

173	福祉避難所の体制整備	<p>災害時に高齢者等避難又は避難指示が出された場合、避難行動要支援者等を含めた市民は、避難所へ避難することになります。避難所では要配慮者専用スペース等を適切な場所に設置するなど要配慮者の避難生活に配慮することになっていますが、これら避難所において避難生活を送ることが困難な特別な支援を必要とする方を対象に、福祉避難所を開設します。市では、高齢者施設や障がい者施設などを福祉避難所として指定し、環境の整備を図ります。</p>	<p>危機管理課 長寿いきがい課 障害福祉課</p>
-----	------------	--	------------------------------------

(3) 安心して生活できる環境づくり

No.	施策名	内容	担当課
174	交通安全知識の普及・啓発	<p>交通事故を防止するため、交通安全教室の開催や広報活動を実施するなど、交通安全知識の普及・啓発に努めます。</p>	<p>安心安全課</p>
175	防犯知識の普及・啓発	<p>防犯教室等を開催し、犯罪に応じた防犯指導や広報活動を実施し、防犯知識の普及・啓発に努めます。</p>	<p>安心安全課</p>
176	防犯と安全対策の充実	<p>地域や関係機関における支援体制づくりを推進し、日常における障がいのある方への犯罪被害防止と緊急時の安全を確保するための支援施策の充実に努めます。</p>	<p>安心安全課</p>

第 6 章 計画期間における見込量

1 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

1 障害福祉サービスの見込量

障害福祉サービス			令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	利用時間（時間）	3,056	3,094	3,132
		利用者数（人）	160	162	164
	重度訪問介護	利用時間（時間）	5,538	5,538	5,538
		利用者数（人）	16	16	16
	同行援護	利用時間（時間）	988	1,060	1,132
		利用者数（人）	41	44	47
行動援護	利用時間（時間）	348	375	415	
	利用者数（人）	26	28	31	
日中活動系	生活介護	利用日数（日）	9,326	9,507	9,688
		利用者数（人）	464	473	482
	自立訓練 （機能訓練）	利用日数（日）	54	72	90
		利用者数（人）	6	8	10
	自立訓練 （生活訓練）	利用日数（日）	224	241	258
		利用者数（人）	13	14	15
	就労移行支援	利用日数（日）	855	855	855
		利用者数（人）	57	57	57
	就労継続支援 （A型）	利用日数（日）	1,432	1,488	1,543
		利用者数（人）	77	80	83
	就労継続支援 （B型）	利用日数（日）	6,744	6,885	7,027
		利用者数（人）	381	389	397
就労定着支援	実利用者数（人）	7	8	9	
療養介護	実利用者数（人）	22	23	23	

障害福祉サービス			令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中活動系	短期入所 (福祉型)	利用日数(日)	495	531	576
		利用者数(人)	55	59	64
	短期入所 (医療型)	利用日数(日)	55	64	78
		利用者数(人)	12	14	17
居住系	自立生活援助	利用者数(人)	0	0	1
	共同生活援助	利用者数(人)	288	308	318
	施設入所支援	利用者数(人)	229	232	250
相談支援	計画相談支援	利用者数(人)	263	292	324
	地域移行支援	利用者数(人)	1	1	1
	地域定着支援	利用者数(人)	0	0	1
障害児支援	児童発達支援 医療型児童発達支援	利用日数(日)	1,593	1,755	1,935
		利用者数(人)	177	195	215
	放課後等デイサービス	利用日数(日)	5,587	6,091	6,638
		利用者数(人)	388	423	461
	保育所等訪問支援	利用日数(日)	3	4	5
		利用者数(人)	3	4	5
	居宅訪問型 児童発達支援	利用日数(日)	0	1	1
		利用者数(人)	0	1	1
	障害児相談支援	実利用者数(人)	71	73	75
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	人数(人)	3	3	3

※ 利用時間、利用者数(実利用者数)及び利用日数は、月平均値です。

2 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
1	理解促進研修・啓発事業 (「心のバリアフリー教室」事業)	○	○	○	
2	自発的活動支援事業 (障がい者団体運営補助)	○	○	○	
3	相談支援事業				
	ア 相談支援事業(委託事業所数)	2	2	2	
	基幹相談支援センター	○	○	○	
	イ 基幹相談支援センター等機能強化事業 (事業所への指導助言業務)	○	○	○	
	ウ 住宅入居等支援事業 (居住サポート業務)	○	○	○	
4	成年後見制度利用支援事業 (実利用見込件数)	4	4	4	
5	成年後見制度法人後見支援事業	○	○	○	
6	意思疎通支援事業				
	ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (利用見込件数)	715	736	758	
	イ 手話通訳者設置事業	社会福祉 協議会	社会福祉 協議会	社会福祉 協議会	
7	日常生活用具給付等事業 ※給付見込件数を記載				
	ア 介護・訓練支援用具	12	12	12	
	イ 自立生活支援用具	22	22	22	
	ウ 在宅療養等支援用具	20	20	20	
	エ 情報・意思疎通支援用具	19	19	19	
	オ 排泄(せつ)管理支援用具	4,545	4,727	4,917	
	カ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	4	4	4	
8	手話奉仕員養成研修事業 ※実養成研修修了者数(登録者数)を記載	30(1)	30(1)	30(1)	
9	移動支援事業 ※上段に実利用者見込者数、下段に延べ利用見込時間数を記載	87 8,700	90 9,000	92 9,200	
10	地域活動支援センター事業 (創作活動又は生産活動の機会を提供する施設) ※上段から施設数と下段は実利用者数	自市分	1	1	1
			90	90	90
		他市町 村分	3	3	3
			3	3	3

※ ○は実施中を表しています。

(2) 任意事業

事業名		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実施事業所数	利用者数 (年間実利用者数)	実施事業所数	利用者数 (年間実利用者数)	実施事業所数	利用者数 (年間実利用者数)
1 日常生活支援事業							
ア	訪問入浴サービス事業	4	12	4	13	4	14
イ	生活訓練等事業	1	3	1	3	1	3
ウ	日中一時支援事業	15	30	17	34	17	34
エ	巡回支援専門員整備事業 ※「箇所」欄に訪問先施設（保育所・幼稚園等）数、「利用者」欄に延べ訪問回数を記載	99	560	99	560	99	560
2 知的障害者職親委託事業(件数) (個人事業主が行う生活指導や技能取得訓練)		1	1	1	1	1	1
3 社会参加促進事業							
ア	文化芸術活動振興事業 (障がい者作品展)参加者数	305		305		305	
イ	点字・声の広報等発行事業	○		○		○	

※ ○は実施中を表しています。

資 料

1 第3次障がい者計画施策別評価

第3次障がい者計画に位置付けた170施策について、担当課がその進捗状況について自己評価したものです。「評価」欄の記号は以下を表しています。

ア：進捗している。イ：どちらかと言えば進捗している。ウ：どちらともいえない

エ：どちらかといえば進捗していない。オ：進捗していない。

※ 施策 No. 31「合理的配慮」について、ア：実施できた。イ：検討したが実施には至らなかった。ウ：事例はあったが、実施できなかった。エ：事例がなかった。

※ 施策 No. 134については、ア：実施できた。イ：検討したが実施には至らなかった。ウ：事例はあったが、実施できなかった。エ：事例がなかった。

※ 施策 No. 144「バリアフリー」について、ア：情報公開している。イ：情報公開を検討中。ウ：情報公開していない。エ：バリアフリー化が不十分。

※ 「担当課」につきましては、令和5年4月1日現在の行政組織名となっております。

基本方針	大項目	施策	施策名	担当課	評価
1 心かようやさしいまちづくり	1 推進基盤の整備	(1) 障がいのある方と地域住民との交流の推進	1 地域住民との交流の推進	障害福祉課	イ
		(2) 交流拠点づくり	2 交流の場としての「熊谷市障害福祉社会館」機能の充実	障害福祉課	ア
		(3) 情報提供体制の確立	3 障がいのある方への効果的な情報提供	政策調査課	イ
				広報広聴課	イ
				障害福祉課	ア
				議会事務局	ア
		(4) 行政の推進体制の確立	4 庁内各課連携体制の確立	障害福祉課	イ
			5 関係機関との連携体制の確立	健康づくり課	ウ
				熊谷保健センター	イ
				母子健康センター	イ
				障害福祉課	ア
6 広域行政の促進	障害福祉課	ア			
7 市民の個人情報保護	庶務課	ア			

基本方針	大項目	施策	施策名	担当課	評価	
1 心かようやさしいまちづくり	2 心のバリアフリーの推進	(1) 理解と交流の促進	8	広報活動の充実	広報広聴課	イ
			9	交流環境の充実	市民活動推進課	ウ
			10	障害者週間における啓発	障害福祉課	ア
			11	知的障がいのある方への理解の推進	障害福祉課	ウ
			12	精神障がいのある方への理解の推進	熊谷保健センター	イ
					障害福祉課	ウ
			13	日常生活時におけるヘルプマークや愛のワッペン、ヘルプカード等の周知、活用促進	障害福祉課	イ
					こども課	ア
		14	心のバリアフリーの普及啓発 [再掲 (146)]	都市計画課	ア	
				障害福祉課	イ	
		(2) 福祉教育の充実	15 福祉教育の充実	福祉総務課	イ	
				保育課	エ	
				学校教育課	イ	
				社会教育課	ウ	
	(3) 手話言語条例に基づく取組	16	手話への理解及び手話の普及の促進	障害福祉課	イ	
			17	手話による円滑な情報の発信及び取得	職員課	ア
					障害福祉課	イ
	18	手話による意思疎通の支援 [再掲 (68)]	障害福祉課	ア		
	(4) 視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律に基づく取組	19	図書館サービスの充実	市立図書館	ア	
			20	人材の育成	市立図書館	ア
	3 支える人づくり	(1) 人材の育成・確保	21	専門的人材の育成・確保	障害福祉課	イ
			22	職員研修の充実	職員課	ア
		(2) 市民活動の支援	23	ボランティア講座の充実	市民活動推進課	イ
					福祉総務課	ア
24		市民活動情報の提供	市民活動推進課	イ		
			福祉総務課	ア		

基本方針	大項目	施策	施策名	担当課	評価
1 心かようやさしいまちづくり	4 権利擁護の取組	(1) 権利擁護事業の推進	25 権利擁護事業の普及	福祉総務課	イ
				長寿いきがい課	イ
				障害福祉課	イ
			26 成年後見制度の普及 [再掲 (67)]	長寿いきがい課	イ
				障害福祉課	ウ
			(2) 障がいのある方への虐待防止	27 虐待防止センターの活用	障害福祉課
		(3) 障害のある方に対する差別の解消	28 相談及び紛争防止などの支援体制の充実	障害福祉課	イ
			29 職員対応要領に基づく差別解消の推進	職員課	ア
			30 啓発活動の推進	人権政策課	ア
				障害福祉課	イ
				社会教育課	ア
31 市の事務事業における「合理的配慮」の励行	全課	エ			
2 いきいき暮らしすまじづくり	1 相談体制の整備	(1) 相談体制の整備	32 障害者相談支援センターの充実	障害福祉課	イ
			33 基幹相談支援センター（くまさぼ）の充実設置	障害福祉課	イ
			34 障害者差別解消法に関する相談窓口の設置	職員課	ア
				障害福祉課	ア
				消防総務課	ア
				教育総務課	イ
	35 熊谷市消費者安全確保推進会議による連携推進	市民活動推進課	イ		
	2 福祉サービスの充実	(1) 日中活動の場の確保（訪問系サービス、日中活動系サービス）	36 居宅介護（ホームヘルプ）	障害福祉課	ア
			37 重度訪問介護	障害福祉課	ア
			38 行動援護	障害福祉課	ア
			39 同行援護	障害福祉課	ア
			40 重度障害者等包括支援	障害福祉課	ウ
			41 療養介護	障害福祉課	ア
			42 生活介護	障害福祉課	ア
43 短期入所（ショートステイ）			障害福祉課	ア	

基本方針	大項目	施策	施策名	担当課	評価	
2 いきいき暮らしを支援する	2 福祉サービスの充実	(1) 日中活動の場の確保（訪問系サービス、日中活動系サービス）	44	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	障害福祉課	ア
			45	就労移行支援 [再掲（124）]	障害福祉課	ア
			46	就労定着支援 [再掲（125）]	障害福祉課	ア
			47	就労継続支援（A型・B型） [再掲（126）]	障害福祉課	ア
			48	福祉サービス提供事業所の確保	障害福祉課	ア
			49	福祉マップ「熊谷市内障害福祉サービス提供事業所一覧」の内容充実	障害福祉課	イ
		(2) 住まいの場の確保（居住系サービス）	50	施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	障害福祉課	ア
			51	共同生活援助（グループホーム）	障害福祉課	ア
			52	自立生活援助	障害福祉課	ウ
		(3) 補装具の援助	53	補装具の援助 [再掲（119）]	障害福祉課	ア
		(4) 各種福祉サービスの支援	54	障害児・者生活サポート事業の推進[再掲（152）]	障害福祉課	ア
			55	配食サービス事業の推進	障害福祉課	ウ
			56	生活ホーム事業の支援	障害福祉課	ウ
			57	外出支援マップの作成	都市計画課	イ
			58	あんしんコールの整備	長寿いきがい課	イ
					障害福祉課	ウ
			59	難病患者に対する施策	障害福祉課	ア
			60	自作品の出店の機会の創出	障害福祉課	ウ
		61	福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援 [再掲（149）]	障害福祉課	ア	

基本方針	大項目	施策	施策名	担当課	評価	
2 いきいき暮らしづくり	2 福祉サービスの充実	(5) その他支援メニューの周知	62	各種軽減制度	障害福祉課	ア
			63	年金・手当制度の周知 [再掲 (121)]	障害福祉課	ア
			64	障害者のしおり「明日へのはばたき」による各種支援メニューの周知	障害福祉課	ア
	3 地域生活移行や地域生活の継続支援に対応したサービス提供体制の整備	(1) 地域生活支援の充実 (地域生活支援事業)	65	地域生活支援拠点の整備	障害福祉課	イ
			66	相談支援事業	障害福祉課	ア
			67	成年後見制度の普及 [再掲 (26)]	長寿いきがい課	イ
					障害福祉課	ウ
			68	コミュニケーション支援事業 [再掲 (18)]	障害福祉課	ア
			69	日常生活用具給付等事業 [再掲 (119)]	障害福祉課	ア
			70	移動支援事業 [再掲 (150)]	障害福祉課	イ
			71	地域活動支援センター事業	障害福祉課	イ
			72	訪問入浴サービス事業	障害福祉課	ア
			73	知的障がい者職親委託制度	障害福祉課	ウ
			74	日中一時支援事業	障害福祉課	ウ
			75	芸術・文化講座開催等事業 (障がい者作品展) [再掲 (138)]	障害福祉課	イ
			76	点字・声の広報等発行事業	広報広聴課	ウ
			77	奉仕員養成研修事業	障害福祉課	ア
			78	自動車運転免許取得・改造費補助事業	障害福祉課	ウ
			79	生活訓練等事業	障害福祉課	イ

基本方針	大項目	施策	施策名	担当課	評価
2 いきいき暮らしづくり	3 地域生活移行や地域生活の継続支援に対応したサービス提供体制の整備	(2) 医療環境の充実	80 地域ケア体制の整備	障害福祉課	ウ
			81 医療体制の充実	健康づくり課	ウ
				障害福祉課	ウ
			82 在宅医療体制の充実	健康づくり課	ウ
				長寿いきがい課	イ
			83 がんや生活習慣病の早期発見・早期治療	熊谷保健センター	ウ
				母子健康センター	ウ
			84 精神疾患の早期発見予防	熊谷保健センター	イ
	85 自立支援医療の促進	障害福祉課	ア		
	86 重度心身障害者医療費助成制度の推進	障害福祉課	ア		
	(3) 機能訓練対策の推進	87 地域移行・定着の推進	熊谷保健センター	イ	
			障害福祉課	イ	
	4 住宅環境の整備	(1) 住宅環境の整備促進	88 重度障害者居宅改善整備費補助事業の推進	障害福祉課	イ
			89 高齢者及び障害者住宅整備資金貸付事業の推進	長寿いきがい課	エ
				障害福祉課	エ
	90 障がいのある方に配慮した市営住宅の整備	営繕課	イ		
3 すこやかに育むまちづくり	1 地域支援体制の構築	(1) 地域支援体制の構築	91 児童発達支援	障害福祉課	ア
			92 医療型児童発達支援	障害福祉課	ウ
			93 居宅訪問型児童発達支援	障害福祉課	ウ
			94 放課後等デイサービス	障害福祉課	ア
	学校教育課	イ			
2	(1) 健康診査の充実	95 疾病や発育発達上の遅れがある乳幼児の早期発見・早期治療・早期療育	母子健康センター	ウ	

基本方針	大項目	施策	施策名	担当課	評価	
3 すこやかに育むまちづくり	2 保育、保健医療、教育、就労支援など関係機関と連携した支援	(2) 地域療育体制の整備	96	乳幼児の療育相談体制の充実	母子健康センター	ウ
			97	障がいのある子どもの療育相談の充実	保育課	イ
			98	機能訓練・保育の充実	保育課	ア
			99	「あかしあ育成園」の施設整備の充実	保育課	イ
			100	障がいのある子供の保育の充実	保育課	イ
			101	保育所等訪問支援サービスの提供体制の確保	障害福祉課	ウ
					保育課	イ
					学校教育課	イ
			102	発達障がい児等に関する支援	障害福祉課	イ
			103	重症心身障がい児や医療的ケア児への支援体制の確保 [再掲 (115)]	障害福祉課	イ
		104	児童発達支援センターによる相談支援 [再掲 (117)]	障害福祉課	ア	
		(3) 就学前教育の充実	105	幼稚園における障がいのある幼児の受け入れの促進	学校教育課	イ
		(4) 学校教育の充実	106	就学・教育相談の充実	学校教育課	イ
			107	特別支援教育の充実	学校教育課	イ
	108		交流及び共同学習の推進	学校教育課	イ	
109	インクルーシブ教育の推進		学校教育課	イ		
110	通級による指導の充実		学校教育課	イ		
111	学童保育の充実		保育課	ア		
112	学校施設のバリアフリー化の推進		教育総務課	ア		
113	巡回支援専門員による支援		学校教育課	イ		
3 の参加の促進	(1) 地域社会への参加の促進	114	保育所等訪問支援	障害福祉課	ウ	

基本方針	大項目	施策	施策名	担当課	評価		
3 すこやかに育むまちづくり	4 特別な支援が必要な障がい児等に対する支援体制の整備	(1) 特別な支援が必要な障がい児等に対する支援体制の整備	115	重症心身障がい児や医療的ケア児等への支援体制の確保 [再掲 (103)]	障害福祉課	イ	
			116	重症心身障がい児や医療的ケア児を介護する家族のためのレスパイトケア	障害福祉課	イ	
	5 障がい児相談支援の提供体制の確保	(1) 障がい児相談支援の提供体制の確保	117	熊谷市児童発達支援センターや障害児相談支援事業所による相談支援	障害福祉課	ア	
			118	障害児通所支援事業所による育児相談支援	障害福祉課	ア	
	6 経済的支援	(1) 経済的支援	119	補装具費支給事業・日常生活用具給付等事業 [再掲 (53・69)]	障害福祉課	ア	
			120	補聴器購入助成	障害福祉課	イ	
			121	年金・手当制度の周知 [再掲 (63)]	障害福祉課	ア	
	4 生きがいのあるまちづくり	1 就労の場の確保	(1) 一般就労の支援	122	雇用の場の拡大	企業活動支援課	ア
				123	就労支援施策の推進	障害福祉課	ア
				124	就労移行支援 [再掲 (45)]	障害福祉課	ア
				125	就労定着支援 [再掲 (46)]	障害福祉課	ア
				126	就労継続支援 (A型・B型) [再掲 (47)]	障害福祉課	ア
(2) 障がい者雇用の促進				127	職員採用の推進	職員課	ア
		128	市内企業への雇用促進及び啓発	企業活動支援課	ア		
		129	障害者就労支援事業所からの物品調達の促進	障害福祉課	イ		
		130	労働環境の整備促進	企業活動支援課	イ		
障害福祉課				ウ			
2 社会参加の促進	(1) 社会参加への支援	131	社会参加への支援	障害福祉課	イ		
		132	交流ふれあい活動の推進	障害福祉課	ウ		
		133	障がいのある方に配慮した選挙の実施	選挙管理委員会	イ		

基本方針	大項目	施策	施策名	担当課	評価	
4 生きがいのあるまちづくり	2 社会参加の促進	(2) 文化・スポーツ活動への支援	134 市主催のイベントにおける障がいのある方の参加の促進	関係課	エ	
				障害福祉課	ウ	
			135 スポーツ大会の支援	スポーツタウン推進課	ウ	
				障害福祉課	ウ	
			136 障がい者スポーツの推進	スポーツタウン推進課	ウ	
				障害福祉課	ウ	
		137 文化活動支援	社会教育課	イ		
障害福祉課	イ					
138 芸術・文化講座開催等事業 (障がい者作品展) [再掲 (75)]	障害福祉課	イ				
	(3) 社会教育の充実	139 生涯学習講座の充実	社会教育課	イ		
5 安心・安全なまちづくり	1 みんなにやさしいまちづくり	(1) 生活空間の整備	140 住みやすいまちづくりの総合的推進	都市計画課	ア	
				141 歩道の整備	維持課	ウ
			142 交通環境の整備		道路課	オ
				安心安全課	イ	
					商業観光課	ア
					都市計画課	イ
					管理課	ウ
		道路課	イ			
		維持課	イ			
		(2) 公共建築物の整備	143 バリアフリーの商店街づくりの推進	都市計画課	イ	
商業観光課	ウ					
144 公共施設のバリアフリー化の推進	都市計画課		イ			
	全市有施設所管課	ア				
145 交通ターミナル施設のバリアフリー化の推進	企画課	ア				
	都市計画課	イ				

基本方針	大項目	施策	施策名	担当課	評価		
5 安心・安全なまちづくり	1 みんなにやさしいまちづくり	(3) 理解の促進	146 心のバリアフリーの普及啓発 [再掲 (14)]	都市計画課	ア		
				障害福祉課	イ		
			147 市民宅配講座への講師派遣	障害福祉課	イ		
	2 移動しやすい環境の整備	(1) 交通機関の利用促進		148 人にやさしいバスの整備要請	企画課	ア	
					都市計画課	イ	
		(2) 移動手段・外出支援の充実			149 福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援 [再掲 (61)]	障害福祉課	ア
						150 移動支援事業 [再掲 (70)]	障害福祉課
					151 コミュニティーバスによる移動支援	企画課	ア
					152 障害児・者生活サポート事業の推進 [再掲 (54)]	障害福祉課	ア
					153 福祉有償運送の推進	障害福祉課	ア
		3 安全な暮らしの確保	(1) 地域の防災対策の推進		154 避難行動要支援者避難支援計画の充実	生活福祉課	イ
						長寿いきがい課	イ
						障害福祉課	イ
	155 緊急時のヘルプマークやヘルプカード等の活用周知				障害福祉課	ア	
	156 防災知識の普及・啓発				危機管理課	ウ	
					長寿いきがい課	イ	
					障害福祉課	イ	
警防課		イ					
157 災害情報伝達体制の整備	危機管理課	ア					
	障害福祉課	イ					
	警防課	イ					

基本方針	大項目	施策	施策名	担当課	評価
5 安心・安全なまちづくり	3 安全な暮らしの確保	(1) 地域の防災対策の推進	158 障がいのある方に配慮した防災基盤の整備	都市計画課	イ
				危機管理課	ア
			159 障がいのある方に対する健康管理	健康づくり課	ウ
				熊谷保健センター	ウ
				母子健康センター	ウ
				障害福祉課	イ
			160 障がいのある方への情報提供・相談支援	広報広聴課	ウ
			161 災害時ボランティア人材の育成	福祉総務課	ア
				障害福祉課	オ
		(2) 施設の防災対策の推進	162 防災計画の策定	危機管理課	ア
				長寿いきがい課	イ
				障害福祉課	ア
				警防課	ア
			163 防災教育・防災訓練の実施	警防課	ア
			164 施設・設備の整備・充実	警防課	ア
			165 社会福祉施設と地域の連携	危機管理課	ウ
				長寿いきがい課	イ
				障害福祉課	イ
				警防課	ア
			166 被災した在宅の障がいのある方の受入体制の整備	障害福祉課	エ
			167 福祉避難所の体制整備	危機管理課	エ
長寿いきがい課	イ				
障害福祉課	イ				
(3) 安心して生活できる環境づくり	168 交通安全知識の普及・啓発	安心安全課	イ		
	169 防犯知識の普及・啓発	安心安全課	イ		
	170 防犯と安全対策の充実	安心安全課	イ		

2 障がい者団体及び計画相談支援事業所からの意見・要望等

1 御協力いただいた障がい者団体（順不同）

- ・熊谷地区精神障害者家族会（みのり会）：精神疾患のある方を抱えるご家族が互いに悩みを分かち合い、励まし合う団体です。
- ・熊谷市身体障害者福祉会：障がい者の融和と親睦を目的に、障がい者と高齢者の交流の場の提供など、福祉の増進に寄与する活動を行っている団体です。
- ・熊谷市立あかしあ育成園保護者会：あかしあ育成園を利用している障がい児のご家族が、悩みを分かち合い、また情報交換などを行っている団体です。
- ・熊谷若草親の会：知的障がいの方を抱えるご家族が教育・福祉・就労などの施策の整備や充実のための活動をしている団体です。
- ・熊谷市ろう者協会：耳の聴こえない方のための福祉の向上や手話の普及のために様々な活動をおこなっている団体です。
- ・熊谷市視覚障害者福祉会：視力に障がいのある方々が社会参加するための情報の提供や生活用具・補装具などの相談を行っている団体です。
- ・自立生活センター遊TO ピア：障がいの有無にかかわらず、自分らしく地域の中で共に学び、共に暮らせる社会を目指して活動している団体です。
- ・熊谷市難聴児をもつ親の会：きこえに障がいのある子どものご家族が、悩みを分かち合い、また情報交換などを行っている団体です。
- ・ロービジョン アイの会：視力に障がいのある方々のための福祉の向上のために活動している団体です。
- ・NPO法人にじいろ：重症心身障がい児者とそのご家族が、住み慣れた地域で将来に渡り安全に暮らせる環境を創ることを目標に、家族支援を第一に活動をしている団体です。

2 御協力いただいた計画相談支援事業所（順不同）

- ・地域生活支援センター向陽
- ・熊谷市障害者相談支援センター
- ・福祉医療センター太陽の園

- ・相談支援センターあいのいえ
- ・相談支援センターさくら
- ・相談支援YOUゆう
- ・相談支援センターさいこん
- ・相談支援センター ハーテップ
- ・相談支援室あすか
- ・相談支援センターいぶき

3 実施方法：様式を障がい者団体及び計画相談支援事業所宛に送付し、回収した。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望・提案	回答等
1	熊谷地区 精神障害者家族 会(みのり会)	医療	・自立支援医療(精神通院医療)は窓口負担が1割となっているが、精神保健福祉手帳1級所持者については重度心身障害者医療助成制度が適用となっている。 当事者は精神薬を長期にわたり服用したために起こる副作用や、高齢になると成人病等の発症で精神科以外の通院も多くなる。年収100万円未満という方が多く、医療費負担は物価高騰の中でさらに大変になっている。少しくらいならと受診を控えてしまうことにもなりかねない。	精神保健福祉手帳2級まで、重度心身障害者医療費助成制度を入院時まで適用してほしい。	重度心身障害者医療費の支給は、精神障害者手帳2級以上の方のうち、65歳以上で後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合は対象としておりますが、全ての精神障害者2級までの対象者拡大及び入院費の補助は、現在の財政状況を勘案しますと困難です。
2	熊谷地区 精神障害者家族 会(みのり会)	福祉サービス(その他)	通院時公共交通機関を利用できない当事者がいる。 (人目が気になる、音に敏感等で他の人の話し声が気になる。) その為、通院や移動の手段として家族が車で送迎していることが多い。	精神保健福祉手帳2級所持者まで自動車税の軽減をお願いしたい。	県税である自動車税、市税である軽自動車税の減免については、それぞれ埼玉県、熊谷市の条例で定められていますが、その取扱いは埼玉県、熊谷市ともに国から示された基準を考慮し決定しているため、減免の適用区分は共通しています。 減免の対象となる障がいの級は手帳の種類や障がいの区分によって異なります。精神障害者保健福祉手帳は1級でかつ精神通院医療を受けている方を対象としていますので、御理解をお願いいたします。
3	熊谷地区 精神障害者家族 会(みのり会)	防災・避難	周りの雑音や光が苦手な人がいる。また、急激な環境の変化に対して臨機応変に対応することが難しい。	・状況が十分理解できない場合に、指示や決定などの支援がほしい。	主に避難先となる、学校の指定避難所では、要支援者用スペースを施設利用計画の中に設定しておりますので、必要に応じてお申し出ください。また、避難所の運営に際しては、例えば気象警報の状況等、現在の状況を避難者にお知らせするよう、避難所運営に関するマニュアルを通じ職員に周知しておりますので、お困りの際は、御相談ください。
4	熊谷地区 精神障害者家族 会(みのり会)	防災・避難	服薬している場合、薬がなくなることへの不安がある。	・服薬している薬に関して、医療機関との連携をお願いしたい。	服薬している薬については、熊谷市防災ハザードマップの中でも、「非常用持出袋とともに持ち出すとよい『持病の薬』」として例示しております。学校などの指定避難所で各人の状況に応じたものを個別に御用意することは困難ですので、平時から持ち出せる分の確保をお願いします。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望・提案	回答等
5	熊谷市身体障害者福祉会	移動	[UDタクシー] ・乗り降りの場所を指定される。 ・別途料金をとられることがある。 ・TELで予約した場合でも利用できないことがある。	・UDタクシーの当初の目的どおりに、障がいのある人が自由にタクシーを利用できるようにしてほしい。 ・タクシー会社に事情を確認し指導してほしい。	市として指導するのは困難であるため、大里地区福祉有償運送運営協議会の場にて、情報提供してまいります。
6	熊谷市立あかしあ育成園保護者会	バリアフリー	・熊谷駅のエレベーターの位置が分かりにくく利用しにくい。	・案内板を増やすなどして利用しやすくしてほしい。	熊谷駅南口のエレベーターにつきましては、案内を複数箇所に掲示しております。案内の追加の御要望につきましては、設置を希望する箇所を明示の上、維持課まで御連絡ください。熊谷駅北口のエレベーターについては、管理者が東日本旅客鉄道株式会社となりますので、東日本旅客鉄道株式会社まで御連絡ください。
7	熊谷市立あかしあ育成園保護者会	バリアフリー	・籠原駅北口にエスカレーターがなく、階段のみのため、身体に負担がかかる。	・片側だけでもエスカレーターにしてほしい。	籠原駅北口と南口にはエレベーターを設置しております。階段の御利用が困難な場合は、エレベーターの御利用も御検討ください。
8	熊谷市立あかしあ育成園保護者会	バリアフリー	・駅で電車に乗る際、バギーや車椅子だと乗り込むのが大変。	・ノンステップバスのようにスロープを利用できるようにしてほしい。	駅構内におけるホームへの案内や列車への乗降時に介助が必要な場合は、事前に鉄道事業者に連絡し、介助が可能な範囲を御確認ください。
9	熊谷市立あかしあ育成園保護者会	バリアフリー	・車椅子マークの駐車場に屋根がないことが多く、雨の日はずぶ濡れになってしまう。	・屋根の下で乗せ降ろしができるように行政から商業施設へ声かけてほしい。	埼玉県では高齢者、障害者等優先駐車施設の整備基準を「埼玉県福祉のまちづくり条例」により設けています。駐車場の台数に基づき、その数や大きさ、形状、表示方法等についての基準が設けられていますが、屋根の設置は義務付けられていません。市といたしましてはその基準の順守をお願いしています。
10	熊谷市立あかしあ育成園保護者会	相談支援	・相談支援事業所が足りない。	相談支援事業所を増やし、相談機能の充実を図ってほしい。閉校した学校などを上手く利用できないか。	学校跡地については、庁内における利活用意向調査を行うとともに、閉校した学校区の地域の意見を聴取しながら、検討することとしています。また、相談支援事業所の不足は相談員不足に起因していると考え、相談員の人員増を図るため、研修等への積極的な参加を促しています。
11	熊谷市立あかしあ育成園保護者会	社会参加	障がい者の駐車場に止められないので、県や市が許可証などを発行し、市販の障がい者マークとは別で管理してほしい。	他県では県や市が許可証を使って、障がい者の駐車場を本当に必要な人だけが利用できるようにしているので、本市でもそのようになってほしい。	令和5年11月1日から「埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度)」が開始となりました。交付基準、申請方法につきましては、今後周知してまいります。詳細につきましては、埼玉県ホームページを御確認ください。
12	熊谷市立あかしあ育成園保護者会	医療	重度障がいに対応できる病院が少ない。	施設を増やしてほしい。	御要望については拝聴し、関係機関にお伝えします。
13	熊谷市立あかしあ育成園保護者会	情報提供・伝達	支援事業の情報が少なく、分かりにくい。	インターネット上で情報が収集できるよう、ウェブサイト充実させてほしい。	障害者手帳交付の際にお渡ししている障害者のしおり「明日へのはばたき」をホームページに掲載していますので、参考にしてください。また、独立行政法人福祉医療機構が運営するWAM NET(ワムネット)のホームページも御活用ください。
14	熊谷若草親の会	福祉サービス(入所)	熊谷若草親の会の会員の知的障がい者や家族が、入所施設を希望しても空きがなく長時間待たされている。	熊谷市の地域生活支援拠点の活性化に期待しながら、一方ではどうしても地域には馴染まない重度知的障がい・行動障がいのある知的障がい者の受け皿として入所施設の整備を望んでいる。熊谷市の福祉計画の中で一考してもらいたい。	利用者からの御意見としてお受けし、本障がい者支援計画策定時に検討いたします。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望・提案	回答等
15	熊谷若草親の会	福祉サービス(地域)	熊谷市では知的障がい者のショートステイの施設が不十分である。	ショートステイの設置を望んでいるので、熊谷市福祉計画の中で一考してもらいたい。整備だけでなく、緊急時に利用できる運用体制を確保してほしい。	ショートステイの設置について利用者からの御意見としてお受けするとともに、緊急時対応の問題については、現在、地域生活支援拠点等整備事業を進め、緊急時受け入れ体制の整備・強化を進めています。
16	熊谷若草親の会	居住環境	(日中支援型グループホーム)グループホームは地域に増えてきているが、重度または行動障がいのある知的障がい者の方はなかなか受け入れてもらえない。	日中支援型グループホームでの重度知的障がい者の受け入れできる体制づくりをさらに進めてほしい。	日中支援型グループホームは、協議会等で年に1回以上、事業の実施状況等の報告を受け、評価することになっております。協議会等を通じ、必要な要望、助言等を事業所に伝えていきたいと考えております。
17	熊谷市ろう者協会	福祉サービス(その他)	月1回市役所に配置の手話通訳者がいる。	せめて毎週(月4～5回)に回数を増やしてほしい。	近隣市町の動向を見つつ、調査・研究を進めてまいります。
18	熊谷市ろう者協会	広報活動	熊谷市手話言語条例が制定(2017年)されて6年経っている。手話の普及の記事がない。	うちわ祭り、花火大会、ワールドナイツ等、熊谷になじみのある手話を定期的に載せてほしい。	発信媒体を精査し、検討してまいります。
19	熊谷市ろう者協会	その他	手話講習会の養成コースに昼間コースがない。	手話通訳のニーズが多いのが昼間なので、昼間の養成コースを設けてほしい。	講師等の人員配置を考慮しつつ、検討してまいります。
20	熊谷市ろう者協会	その他	手話言語条例があるのに市民向けの手話普及イベントがない。	市民向けの手話普及イベントを開催してほしい。 (例)・越谷市手話理解促進講習会(2022年度) 「手話ってなに?ことばってなに?」 ・朝霞市日本手話言語条例講演会(2021年度) 「デフフッド～ろうであること～」	近隣市町の動向を見つつ、調査・研究を進めてまいります。 また、熊谷市ろう者協会が主体となり、市が後援するという形での開催について御一考いただければと思います。
21	熊谷市ろう者協会	その他	手話言語条例に係る施策推進懇談会がない。	懇談会を開催し、取組実績や今後の推進について確認し合う場を作ってほしい。	近隣市町の動向を見つつ、調査・研究を進めてまいります。
22	熊谷市視覚障害者福祉協会	移動	契約事業所や通院患者が優先されているようで、有償自動車が機能していない状態である。当事者だけではバスを利用しにくい。	タクシーなどと連携してもらいたい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査・研究を進めてまいります。
23	熊谷市視覚障害者福祉協会	就労	視覚障がい者が仕事に就けていない状態である。公的な就労支援でも障がい者枠は全くない状態。	パソコンや点字などで仕事ができる場所をつくってもらいたい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査・研究を進めてまいります。
24	熊谷市視覚障害者福祉協会	教育	熊谷市には視覚障がい者の教育的なものはないに等しい。	パソコンや点字などでできる仕事はあると思う。公共施設などで考えてほしい。	障害者総合支援法における自立訓練(機能訓練)の利用を御検討ください。
25	熊谷市視覚障害者福祉協会	社会参加	健常者などとの交流の場が全くないように感じる。	お互いに何ができるのか、情報を交換できる場がほしい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査・研究を進めてまいります。
26	熊谷市視覚障害者福祉協会	防災・避難	地域との連携がない障がい者は周りとの関係が持たず、声をかけてもらえないため、知らない情報(防災情報)がたくさんある。	福祉委員(民生委員)や自治会などで、関係を深めるための機会を設けてほしい。	地域とつながりがない障がい者の方で、困りごとなどがありましたら、担当課から担当地区の民生委員・児童委員に連絡をいたします。 また、自治会に加入されていない場合は、自治会への加入を御検討ください。ただし、自治会内で防災情報等をどのように共有しているかは、地域により様々です。
27	熊谷市視覚障害者福祉協会	情報提供・伝達	視覚障がい者で読み聞きが難しい方がいる。	点字ディスプレイなどの日常生活用具を使用できるようにしていただきたい。	点字ディスプレイの給付対象者の要件緩和については、他市の支給要件や給付条件などを踏まえ、引き続き調査・検討を進めてまいります。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望・提案	回答等
28	特定非営利活動法人 自立生活センター遊TOピア	福祉サービス(地域)	(重度訪問介護) 現在希望する時間数が支給されず、やりたいことを我慢したり、控えざるをえない状況である。 また、計画相談の際にセルフプランで行っている人とできなくなってしまった人がいる。	個々に応じた時間を支給してほしい。 また、自分の生活やニーズは本人がよくわかっていることから、セルフプランを望む人にはできるようにしてほしい。	障害福祉サービスの支給量については、熊谷市障害福祉サービス支給決定基準に基づき、その範囲において、支給決定しております。個別の状況については、担当ケースワーカーに御相談ください。 申請の際には、原則として、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画書の提出を求めています。計画相談支援については、申請される障がい者の生活を把握し、生活課題の解決に向け、相談を受けることができる支援であるため、相談員に情報を共有した上で、申請者の生活やニーズを反映したサービス等利用計画書の作成をされますようお願いいたします。なお、計画相談支援給付費の支給に伴う負担は発生いたしません。
29	特定非営利活動法人 自立生活センター遊TOピア	福祉サービス(地域)	草取りや障子、ふすまの交換などがヘルパー制度でできない。	提供サービスで認められない部分を認めてほしい。または補完する仕組みを作してほしい。	福祉サービスは、法令の規定の範囲内での利用をお願いいたします。サービスが認められない部分については、シルバー人材センター等の民間サービスの活用を御検討ください。
30	特定非営利活動法人 自立生活センター遊TOピア	福祉サービス(地域)	(重度訪問介護) 厚生労働省の通達(令和4年11月9日)に「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」で、医療機関は介助者の支援を受け入れるようにとあるが、医療機関からはコロナやインフルエンザなどの感染予防を理由に「親族の面会でも断っている」との返答があり介助者が入れない。看護師も他の患者対応や業務のため、十分な介助は期待できない。	感染予防を徹底の上、同じ介助者を派遣するなど病院側と妥協点を模索することはできないか？	通達が徹底されるよう関係機関と共有いたします。
31	特定非営利活動法人 自立生活センター遊TOピア	福祉サービス(その他)	(障害者優先調達法) 現状でも利用していただいているが、行田市のように選挙の啓発品等で使ってもらえるとより納品回数も増えてありがたい。	事業所の製品を熊谷市の啓発品、宣伝商品として使ってもらいたい。	近隣市町の動向を見つつ、調査・研究を進めてまいります。なお、選挙啓発品につきましては、団体が納品可能なものの中から、品物の選定、数量、予算等を考慮する必要があります。
32	特定非営利活動法人 自立生活センター遊TOピア	福祉サービス(その他)	(生活サポート事業) 同一法人内の居宅介護派遣事業所のサービス提供責任者が、生活サポートの提供をしてはならないとある。そのため、介助者が見つからない場合にサービス提供責任者が提供する際、利用料金を全額実費負担している。	埼玉県県の単事業であり、国の障害者総合支援法のサービスには含まれておらず、別の事業所として存在している。サービス提供責任者が生活サポートを提供したとしても生活サポート事業所の非常勤職員という扱いになるのでは？	埼玉県の事業であるため、県作成のQ&Aに基づいた運営をお願いいたします。
33	特定非営利活動法人 自立生活センター遊TOピア	居住環境	(グループホーム) 重度の身体障がいをお持ちの方に対応した住環境を備えたグループホームが少ない。 グループホームの数は増えているようだが、この問題は解決されていないように感じている。	重度身体障がい者の受け入れの促進	利用者からの御意見としてお受けし、グループホーム開設の相談があった場合に、事業者へ伝えてまいります。
34	特定非営利活動法人 自立生活センター遊TOピア	居住環境	(地域生活支援拠点) 緊急時の受け入れに協力してくれる施設が、少しでも増えるとうい。	地域生活支援拠点の整備	これまでも会議の場や直接の訪問を通じ、緊急時の受け入れについて協力を要請してきましたが、今後も協力事業所が増えていよう自立支援協議会の部会などを通じ、協力を要請していきたいと考えております。
35	特定非営利活動法人 自立生活センター遊TOピア	居住環境	(障がい者の自立生活) 介助者を入れ一人で地域のアパートなどで暮らす場合、車椅子でも受け入れ可能なアパートやマンションの情報を知りたい。	行政で情報を集約し、発信や民間の不動産や大家への理解促進の機会を作してほしい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査・研究を進めてまいります。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望・提案	回答等
36	特定非営利活動法人 自立生活センター遊TOピア	就労	(重度障がい者の就労) 重度の障がいがあり介助が必要な場合、現在は職場介助を利用するしか方法がない。しかし職場介助は10年間の縛りや雇用関係にある人のみとなり、困っている当事者がたくさんいる。	就労中も重度訪問介護が利用できるか、または重度障害者等就労支援特別事業(令和2年10月より施行、令和3年9月末で11市1町が実施)を熊谷市でも実施してほしい。	重度訪問介護については、居宅における生活全般にわたる援助と規定されており、近隣市町の動向を見つつ、調査・研究を進めてまいります。
37	特定非営利活動法人 自立生活センター遊TOピア	社会参加	(UDタクシー) 対象となる車椅子ユーザーが乗れない大きさ、スロープの出し入れが複雑なため乗車拒否も珍しくない。 また、以前熊谷市内のUDタクシーを車椅子ユーザーが利用するにあたり、手間がかかるということで運賃とは別に1,000円を取り、道路運送法が禁じる「特定旅客への不当な差別的取り扱い」ということが問題になったが、現在はどうか？	大きさに関しては、車両の問題なので今後見直してほしいが、スロープなどの操作は当法人に車椅子のスタッフがいるため、研修として派遣する。	現在、市ではスタッフのあっせん等は行っておりません。恐れ入りますが個別に御確認いただくようお願いいたします。
38	特定非営利活動法人 自立生活センター遊TOピア	防災・避難	(災害時要援護者登録) 市から災害の際の救助の登録の用紙が届くが、近所の人2名を登録しなくては行けないのだが、見つからず登録できない当事者が多い。	条件を緩和してほしい。	避難行動要支援者名簿登録申請書兼事前提供同意書における避難支援者については、避難支援者の方が見つからない場合であっても御申請いただけます。
39	特定非営利活動法人 自立生活センター遊TOピア	防災・避難	避難した際には、どこまで障がい当事者に配慮してくれるのかといった不安がある。	災害時には、速やかに福祉避難所を開設してもらいたい。障がい者用のトイレや更衣、清拭ができるよう、パーテーションで仕切られたベット付きの広いスペースを用意してほしい。	関係機関と連携し、直接避難ができるよう調整していきます。
40	特定非営利活動法人 自立生活センター遊TOピア	広報活動	多様性が認められつつあるものの、まだまだ障がい者への理解は程遠いと感じる。地域の学校と、特別支援学校とで分かれていることも一因と言えるのでは？	心のバリアフリー教室など熊谷市と協働で行った時のように、小・中学校へ障がい者を講師として派遣し、講演やイベントなどを企画してほしい。	小・中学校の総合的な学習の時間で、車椅子の介助体験や視覚障がい者の疑似体験等に、外部からの指導者を招くなどして学習内容の充実を図ります。
41	熊谷市難聴児をもつ親の会	教育	重複障がいや肢体不自由のある難聴児は特別支援級に在籍している為、ことばの教室に通級できず訓練できない。	特別支援級に在籍していても通級できるようにしてほしい。	ことばの教室の教員に指導内容を相談したり、指導方法を在籍している学級の担当教員と共有したりするなど、通級指導教室と連携しながら支援を充実させることができますので、個別に御相談くださいますようお願いいたします。
42	熊谷市難聴児をもつ親の会	教育	ことばの教室は現在70数人在籍。そのうち4名が難聴児である。最大週8時間通級できることになっているが、週1時間しか通級できてない。	難聴学級に移行してほしい。	難聴学級につきましては、相談のありました翌年度以降の設置を検討することができますので、個別に御相談くださいますようお願いいたします。なお、学校により、準備に必要な期間が異なりますので、できる限り早期の御相談をお願いします。
43	熊谷市難聴児をもつ親の会	福祉サービス(その他)	人工内耳用のイヤーマールドと充電池が全額自己負担となっている。	助成の対象にさせていただきたい。(軽度・中等度難聴の支援のように1/3にする。1年未満の故障は無料にするなど検討していただきたい。)	市の難聴児補聴器助成制度は、国が定める補装具の基準や、県の補助要綱などを参考に、基準を定めております。助成対象の見直しについては、国や県の動向を注視しつつ、調査・研究を進めてまいります。
44	熊谷市難聴児をもつ親の会	医療	新生児スクリーニングが導入されるようになり、早期発見につながっているのか？	母子健康センター、市のホームページなどで情報提供の場として親の会のことを伝えてほしい。	新生児聴覚スクリーニング検査助成事業は、令和3年4月より、聴覚障がいの早期発見・早期療育を図るために実施しており、事業開始後、精密検査を経て、治療を開始している児童がいます。団体の紹介につきましては、手段を含め検討してまいります。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望・提案	回答等
45	ロービジョン アイの会	福祉サー ビス(地 域)		視覚障がい者のための音声 パソコンの勉強会や教室を 熊谷市でしてほしい。勉強会 や教室の運営のサポートを して下さる方の育成や講習 会を行ってほしい。 また、さいたま新都心にある 障がい者交流センターと同じ ような施設を熊谷市にも作っ てほしい。 上記により障がい者の人た ちとの交流を深めることが可 能になるのではないかな。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向 を見つつ、調査・研究を進めてまいり ます。 障がい者交流センターにつきましては、 本市では、障害福祉会館が当たる ものと考えます。
46	ロービジョン アイの会	福祉サー ビス(そ 他)	日常生活用具を申請して業者から届いた 際に、取り扱い方法を業者が把握しておら ず、すぐに使用ができなかった。	熊谷市から業者のサポート をしてほしい。	日常生活用具の給付を受けることによ って、これまでの生活がより円滑に 行うことができるかを確認していただ くためにも、申請前に事業所に取り扱い 方法等を確認していただいた上で、御 申請いただくよう案内しています。
47	ロービジョン アイの会	移動	催しへの参加のために数か所の同行援護 事業所に依頼したが、ヘルパーが見つから ず参加をキャンセルすることがあった。	同行援護事業所のガイドヘ ルパーを増やしてほしい。	利用者からの御意見としてお受けし、 事業所との連絡会の中で協議検討し てまいります。
48	ロービジョン アイの会	移動	旅行に行く際に地元のヘルパーを依頼す ると持ち時間が足りなくなってしまう。	旅先の同行援護事業所のガ イドヘルパーを手配する手 立てがほしい。	旅先の市町村や基幹相談支援セン ターに、御相談ください。
49	ロービジョン アイの会	移動	生活サポートで車での送迎をしてくれる事 業所がありません。	車での送迎を行う事業所を 増やしてほしい。	本市に登録のある生活サポート事業 所29事業所の内、送迎サービスを行 っている事業所は27事業所ありま すが、予約が取りづらいとの御意見も いただいていますので、安全面を考慮 しつつ、新規事業所開設に努めてまい ります。
50	ロービジョン アイの会	就労	視覚障がい者の就労先がほとんどないの が現状である。	視覚障がい者の雇用促進に 向けて市議会で議論をして ほしい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向 を見つつ、調査・研究を進めてまいり ます。
51	ロービジョン アイの会	情報提 供・伝達		連絡事項は音声やメール、 点字など本人の希望するも のでいただきたい。	希望する連絡手段については個人情報 とみなされ、情報共有はできません。 現状では、関係する課へ個別に希 望をお伝えいただければと思います。
52	ロービジョン アイの会	防災・避 難	避難場所に行ったとしても状況が分から ないため、サポートしていただけるボラン ティアがいるのか。 お手洗いといった場合など、一人では元 の場所に戻れない。	災害時にはどこへ避難した ら良いのか援助がほしい。 障がい者とともに実践的な 避難訓練を実施してほしい。	市政宅配講座「ともに考えよう。大災 害への備え」では、防災の基本的な事 項に加え、御希望に応じて講演内容を 調整して対応することも行っています。 また、個別の避難先の御相談や訓練 については、対象の方の御住所や状 況などにより対応すべきことが変わっ てきますので、危機管理課まで御相談 ください。
53	特定非営利活動 法人NPOにじい ろ	福祉サー ビス(地 域)	短期入所の利用希望者が多いため、予約 が取りづらい状況が続いている。結果的に 定期的な利用ができず、家庭内介護者の 休息につながっていない。また、緊急時の 利用も困難となっている。	短期入所施設を新たに整備 するなど、対策を講じてほし い。	短期入所の設置について利用者から の御意見としてお受けするとともに、 緊急時対応の問題については、現 在、地域生活支援拠点等整備事業を 進め、緊急時受け入れ体制の整備・ 強化に努めています。
54	特定非営利活動 法人NPOにじい ろ	福祉サー ビス(地 域)	重症心身障がい児者・医療的ケア児者が 利用できる医療型短期入所施設が限られ ている。	重症心身障がい児者・医療 的ケア児者が利用できる医 療型短期入所施設を新たに 整備してほしい。	医療型の短期入所施設は、医療機関 の協力が必要となります。機会を捉え 関係機関に要望を伝達してまいり ます。
55	特定非営利活動 法人NPOにじい ろ	福祉サー ビス(地 域)	熊谷市に重症心身障がい児者・医療的ケア 者が利用できる生活介護が限られている ため、市外の生活介護を利用せざるを得 ない。市外施設は送迎対象外の場合もあ り、送迎のために福祉有償車両を探すが 、確保が困難となっている。また、送迎 のために家族の就労等にも影響が出ている。	重症心身障がい児者・医療 的ケア者が利用できる生活 介護を新たに整備してほしい。	利用者からの御意見としてお受けし、 生活介護開設の相談があった場合 に、事業者へお伝えします。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望・提案	回答等
56	特定非営利活動法人NPOにじいろ	福祉サービス(その他)	子どもが成長すると抱っこでの移動が困難となり、移動手段が車椅子に変化する。外出時には、車椅子のまま昇降できる福祉車両(スロープ車)など、周辺環境の改善が必要となるが、福祉車両の購入は高額となる。	福祉車両の購入補助を検討してほしい。	現行の自動車関係の補助制度は、自動車改造費補助や、自動車税減免、高速道路減免があります。県内の状況から、補助の追加は困難です。
57	特定非営利活動法人NPOにじいろ	福祉サービス(地域)	市役所での各種申請や面談、相談の際に、窓口に直接足を運ばなければならないことが多く、重症心身障がい児者・医療的ケア児者のいる家族の負担になっている。また、コロナが5類に移行してもコロナが終わったわけではなく感染不安は引き続き続いている。	コロナ禍での各種申請や面談、相談の際、感染症対策として、電話や郵送でも手続きができることは、重症心身障がい児者・医療的ケア児者の家族にとってはありがたい変化です。コロナが5類に移行後も重症心身障がい児者・医療的ケア児者とその家族の希望があれば、窓口の手続きだけでなく、電話や郵送、リモートなどで手続きができるように柔軟な対応をしてほしい。	近隣市町の動向を見つつ、調査・研究を進めてまいります。
58	特定非営利活動法人NPOにじいろ	医療	基礎疾患を持つ子どもたちの小児科から成人診療科への成人移行が大変困難となっている。移行に向け、小児病院や大病院等のMSWのコーディネーターがない場合もあり、移行先(病院)を保護者が探さなければならないなど、安心して医療を受けられる環境が保証されていない。基礎疾患を持つ子どもが成人しても医療は生涯必要である。	小児科から成人診療科への成人移行が円滑に進み、地域で安心して医療を受けられる環境を整えてほしい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査・研究を進めてまいります。
59	特定非営利活動法人NPOにじいろ	情報提供・伝達	夏休みなどの長期休暇での体験イベント等の情報が、県立支援学校に届いていない。	市在住の子どもは市立小中学校だけでなく、県立支援学校にも通学している。同じ熊谷市の子どもでもあるので、分け隔てない情報提供と障がいのある子どもも参加できるようにしてほしい。	市立小・中学校と県立特別支援学校の情報共有について、市の担当者会議をおして働きかけます。
60	特定非営利活動法人NPOにじいろ	情報提供・伝達	数年前に配布されたバリアフリーマップ「あのくま」の情報と実情が合っていない。	バリアフリーマップ「あのくま」のデジタル化、情報更新をしてほしい。	5年前に立正大学のボランティアサークルとの協働により、紙媒体のバリアフリーマップ「あのくま」を作成しており、情報更新はしていませんでした。令和5年度でアプリやブラウザを用いた閲覧が可能で、紙媒体の地図よりも情報更新が容易なバリアフリーマップを作成しましたので、御活用ください。
61	特定非営利活動法人NPOにじいろ	社会参加	埼玉県で全国初のケアラー支援条例が制定されたが、障がいのある家族を介護・看護している(ヤング)ケアラー(家庭内介護者)が気軽に集えるサロンがない。	高齢者を介護している家族が集うオレンジカフェ(認知症カフェ)はあるが、障がい児者を介護・看護している家族が集まる場が無いため整えてほしい。	ケアラー全般を対象とした介護サロンが、隔月第2土曜日に市民活動支援センターにおいて開催されていますので、御活用ください。
62	特定非営利活動法人NPOにじいろ	社会参加	障がい児者がスポーツに親しむ機会が少ない。	障がい児者が生涯に渡りスポーツに親しめるような場所と機会を得られるよう、行政と障がい者団体、スポーツ団体、企業などが連携し、誰もが参加できる環境を整えてほしい。	スポーツ施設のバリアフリー化を推進し、障がいのある人が各種のスポーツ大会やイベントなどに参加し、楽しむことができるよう関係団体等と連携、周知してまいります。また、障がい者の社会参加の促進を目的とした「熊谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例」を制定したところです。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望・提案	回答等
63	特定非営利活動法人NPOにじいろ	社会参加	重症心身障がい児者・医療的ケア児者の外出時の排泄介助にはユニバーサルベッドが必要となるが、熊谷市内公共施設および商業施設、病院等の多目的トイレにユニバーサルシートの設備がないため、外出時にオムツ替えをする場所がなく、外出行動を躊躇する原因となっておりとても困っている。 (商業施設では唯一、イオン熊谷店のみユニバーサルベッド・オストメイトが設置されている)	今後も市内公共施設および商業施設、病院等の多目的トイレにユニバーサルシートの設備がされるまでの何年もの間、不便な状態は続くため、せめて別にベッドのある個室を用意する、医務室等を使えるなど、公共施設および商業施設、病院等に代替案を検討してほしい。	既存の市内公共施設および商業施設、病院等においてはスペースの問題などがあり、ユニバーサルシートの整備が難しい施設もあるのが現状です。各施設において合理的配慮に基づいた対応が行えるよう取り組み、新規の公共施設の整備においては、計画策定時に広く意見を公募するとともに、ユニバーサルデザイン化に取り組むことを基本的な考えとしています。 熊谷市公共施設等総合管理計画では、公共施設のユニバーサルデザイン化を推進していますので、改修、更新等の機会を捉えて、取り組んでいく必要があると考えています。
64	特定非営利活動法人NPOにじいろ	社会参加	公共施設や商業施設、病院にある身障者用駐車場は、自ら運転をする障がい者が乗降時にドアを全開に出来るように車室幅が広く設定されていることが多い。福祉車輛(スロープ車)を駐車する場合はスロープを引き出すことになるが、車止め側にスペースが無い場合が多く、その場合、フロント側から駐車することになり、スロープを車路に大幅にはみ出して乗降せざるを得ず大変危険である。	公共施設や商業施設、病院にある身障者用駐車場で福祉車輛(スロープ車)でも車椅子ユーザーが安全に乗降できるように、車止め側にスロープを引き出せるスペースを設けてほしい。	埼玉県福祉のまちづくり条例において、身障者用駐車場から利用施設までの間は、移動円滑化経路とすることから、車の乗降位置に関わらず安全な経路設定となるよう努めてまいります。
65	特定非営利活動法人NPOにじいろ	社会参加	公共施設や商業施設の身障者用駐車場に一般の方が駐車しており、利用できない場合がある。	「埼玉県思いやり駐車場制度」(パーキング・パーミット制度)【令和5年11月1日施行】が導入されるが、熊谷市による制度の導入方針、普及啓発について開示してほしい。	「埼玉県思いやり駐車場制度」(パーキング・パーミット制度)が令和5年11月1日から開始となりました。市民への情報提供は、市報及びホームページ、ポスター掲示等により行っています。
66	特定非営利活動法人NPOにじいろ	防災・避難	重症心身障がい児者・医療的ケア児者やきょうだいの年齢や人数、主たる介護者の年齢などにより、家族だけの避難行動が困難な場合がある。	家族だけで避難することが困難な場合に支援が入るように、避難時の移動支援を考えてほしい。(タクシーやバスなどの企業が個人や地域の集団避難を手伝う等の仕組みづくり)	立ち退き避難の可否やお住いの場所により変わるため、一緒に集団避難を推進する仕組みはございませんが、台風などの接近に備え、時間的な余裕が確保できるよう、避難情報の発令前に開設する自主避難所を整備しておりますので、自主避難所の御利用も御検討ください。
67	特定非営利活動法人NPOにじいろ	防災・避難	自然災害や突発的なトラブルによる停電から在宅で医療機器を使用している医療的ケア児者の命を守るため、家庭での非常用電源の必要性が言われているが、発電機や蓄電池、外部バッテリーなど高額となるため簡単に購入することが難しい。	発電機や蓄電池、外部バッテリーなどの非常用電源を日常生活用具の給付対象にしてほしい。	非常用電源の日常生活用具の給付対象への追加については、調査・研究の上、検討してまいります。
68	特定非営利活動法人NPOにじいろ	防災・避難	非常用電源の確保	市内で電動車や発電機、ソーラーパネル等を所有している企業や施設、自治会、一般家庭等で停電時に給電に協力してくださる場所を募り、給電ネットワークを構築する。給電協力者と非常用電源の必要な医療的ケア児者の家庭とのマッチングなど、電源確保の手段はいくつあっても良いので、公助として取り組んでほしい。	近隣市町の動向を見つつ、調査・研究を進めてまいります。
69	特定非営利活動法人NPOにじいろ	防災・避難	災害時に福祉避難所に直接避難できないことに大変不安を感じている。	警戒レベル3高齢者等避難を発令するタイミングで福祉避難所を開設し、要支援者が直接避難できる体制を整備してほしい。福祉避難所まで避難できない方もいるため、警戒レベル3で開設する指定避難場所および指定避難所に要配慮者を受け入れる福祉スペースを整備してほしい。	関係機関と連携し、直接避難ができるよう調整していきます。なお、学校の指定避難所では、施設利用計画の中で要支援者用スペースを設定しておりますので、必要に応じて、お申し出ください。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望・提案	回答等
70	特定非営利活動法人NPOにじいろ	防災・避難	要支援者名簿に登録をしたあと、個別避難計画の作成につながっていない。担当課より作成手順や時期などの開示もなく、どのような方々が作成や管理に係わるのかわからず、個人情報の取り扱い等にも不安を感じている。	個別避難計画を作成したい人のために、専門家などを招いて、作成講習会などを開いてほしい。個別避難計画に盛り込む内容を市で決める場合は当事者団体を検討の場に含めてほしい。	個別避難計画充実のため、記載内容や専門職の参画等、先進地域の事例を参考としながら検討してまいります。
71	特定非営利活動法人NPOにじいろ	広報活動	共生社会を目指しているが「共に生きる」場がないために、障がいのある人の気持ちや困りごとを想像することができず、障がい理解につながっていない。	障がい児者の暮らしの中で社会にあるバリア(物理的、制度的、文化・情報、意識上等)について、特に子どもたちが小さいうちから具体的に触れて、知って、考えられる機会を作ってほしい。	人権に関する作文を書く活動をおして障がいのある人の人権について学んだり、小学校の総合的な学習の時間で車椅子に座って移動する体験や高齢者の疑似体験などを実施したりして、バリアフリーについての考え方を深められる機会を更に作っていきます。
72	地域生活支援センター向陽	福祉サービス(地域)	ショートステイを受け入れ可能な障害種別が限られ、精神障がいの方が利用できる事業所が少ない。		今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査・研究を進めてまいります。
73	地域生活支援センター向陽	福祉サービス(その他)	相談支援専門員不足による依頼の増加等、業務が圧迫しており、一件ずつ丁寧な支援が難しくなっている。	モニタリングの簡略化やサインの省略、モニタリング月前後1か月でもモニタリング可など、柔軟な対応ができるとありがたい。	モニタリング月につきましては、利用者の状況を勘案し、担当ケースワーカーと御相談ください。
74	地域生活支援センター向陽	居住環境	グループホームは増えているが、スタッフの質に疑問がある。障がいに対する理解度や、状況を把握していない場合もあり、受け入れ前後で対応が異なるなどトラブルに発展する危険性がある。(受け入れる前は24時間職員がいると話していたが、実際はいない等)	全体の底上げをする研修や事前学習をする機会等、何かしらあるとよい。また受け入れ前後で対応が異なることについて注意喚起してほしい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査・研究を進めてまいります。なお、個別の監査・指導につきましては、埼玉県が行っております。
75	地域生活支援センター向陽	移動	各種支援の範囲が分かりづらい。(地域生活支援事業の移動支援や通院等介助、生活サポート等)	わかりやすい図や説明動画があるとよい。	移動サービスに特化した資料について、検討します。
76	地域生活支援センター向陽	医療	単身者の臨時受診時の支援が限られる	往診してくれる医療機関が増えるとうい。	御意見については拝聴し、関係機関にお伝えします。
77	地域生活支援センター向陽	社会参加	ピア・カウンセリング活動の場や交流の機会が十分ではない。		委託相談支援事業所と連携し、ピア活動の場、交流の機会の拡大に向け、検討を進めてまいります。
78	地域生活支援センター向陽	広報活動	一般の方で作品展を見る方が限られてしまう。	会場を一般の方が利用する場所にするともう少し理解が進むと思う。	現在、熊谷市役所近くの「緑化センター」で開催しています。こちら是一般の方も御利用いただける会場であり、また市報等でも開催周知を図っています。
79	熊谷市障害者相談支援センター	福祉サービス(地域)	他害行為や突発的な行動などの障がい特性のある強度行動障がいの利用者について、受け入れられる施設がなく、自宅で家族が支援し家族も疲弊している。	①ハード面のみではなく、研修実施回数や加算も増やすことで、既存の施設での受け入れ体制が変わるのでは？ ②強度行動障がいを持つ方を受け入れる生活介護事業所を増やしていく	基幹相談支援センターと連携し、強度行動障がいに関する研修等を通じ、受け入れ事業所の増加につなげていきたいと考えております。
80	熊谷市障害者相談支援センター	福祉サービス(地域)	障がい児を持つ家族(主たる介護者)に急病等何らかの緊急事態が生じた場合の受け入れ先がない。	障がい児短期受け入れ、日中一時預かり可能な施設を段階的に増やしてほしい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査・研究を進めてまいります。
81	熊谷市障害者相談支援センター	福祉サービス(地域)	放課後等デイサービスを利用していた方が生活介護に移行した場合に、夕方の時間帯における支援に空白が生じる。(15時～18、19時ごろまで) また、家族の就業時間の縮減になってしまう。(企業の人手不足も加速)	生活介護事業所において、家族が迎えに来るまで支援の延長をする。 生活介護事業所の日中一時支援登録の拡大も必要。	日中一時支援事業所の登録要件については、調査・研究を進めてまいります。サービス提供時間の延長や人員配置など事業所の協力も必要と考えます。
82	熊谷市障害者相談支援センター	その他	熊谷市では地域生活支援拠点等整備事業の面的整備型を推進している状況であるが、空床利用であることから、緊急時に居室が利用できない状況が想定される。また、面的整備事業での緊急時の相談など、地域の相談員不足から相談につながらず、緊急時の対応が遅れてしまうことが懸念される。	面的整備を進めるうえで、まずは多機能(緊急時に備えた相談や受け入れ対応機能・短期入所など)を持った核となる入所施設の整備が必要。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査・研究を進めてまいります。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望・提案	回答等
83	熊谷市障害者相談支援センター	相談支援	計画相談を行う事業所が段階的に増えていないことにより、基幹相談支援センターがセルフプラン作成支援を行うケースが増えている。そのことにより、基幹相談として本来行うべき業務ができない状況がある。	基幹相談支援センターと熊谷市が協力しながら、計画相談支援事業所を増やしていく努力を積み重ねていく。	相談員不足の課題に対しては、自立支援協議会の場で協議を進めるとともに、市と基幹相談支援センターで協働し、課題解決にむけ検討を進めてまいります。また、現行の相談支援事業所との協議をおとして、充実されるよう努めてまいります。
84	福祉医療センター太陽の園	福祉サービス(地域)	家族で介護を担うのが限界であったときに、一時的または速やかに入所、短期入所につなげたいが受け皿が少ない。また強度行動障がい児・者を受け入れてくれる事業所も少ない。	受け入れてくれる施設・事業所を増やすための働きかけをしてほしい。	緊急時対応の問題については、現在、地域生活支援拠点等整備事業を進め、緊急時受け入れ体制の整備・強化を進めています。また、強度行動障がい児・者の受け入れについては、基幹相談支援センターと連携し、強度行動障がいに関する研修等を通じ、受け入れ事業所の増加につなげていきたいと考えております。
85	福祉医療センター太陽の園	その他	本来であれば介護職は一般教養、医療、精神疾患、理学療法、栄養学、礼儀作法など多方面の知識やスキルが求められる。報酬面にも課題がある。一方で訪問系サービスでは訪問先での対応に悩み、苦しんでいるケースも多いと聞いている。	介護に携わる人材の確保とともに、支援を提供する人たちの守るために必要な施策を検討してほしい。	障害福祉課サービスの更新時に、埼玉県で作成した「STOP! ハラスメント」のチラシを利用者やその家族に配布し、支援者に対するハラスメントの防止について、周知を図っています。
86	福祉医療センター太陽の園	相談支援	第5期計画時より、相談支援機能の充実が取り上げられているが、相談支援事業所及び相談支援専門員が不足しており、計画作成の希望に応えられないことが喫緊の課題となっている。	相談支援事業所及び相談支援専門員の増加に向けて、具体的な方策やどれくらい増えればニーズに応えられるのか目標数値を示してほしい。	令和5年6月末時点での計画相談支援事業所等を導入していない福祉サービス利用者は、障がい者(18歳以上)では全体1,403名のうち220名(15.7%)、障がい児では全体566名のうち238名(42.0%)。近年の傾向としては、障害児通所支援の受給者の増加に伴い、障害児相談支援の導入率が低下しています。
87	福祉医療センター太陽の園	防災・避難	災害個別避難計画の作成が市町村の努力義務となっているが、作成に向けて努力している様子が見られない。	計画作成に関係する部署で協議し、対象となる方は市内に何名いるのか、災害時個別避難計画をどのように作成していくのか、目標とする作成数など具体的に示してほしい。	避難行動要支援者の範囲となる方は41,902名、その内避難行動要支援者名簿情報の事前提供同意者は6,436名です(令和5年1月1日時点)。個別避難計画充実のため、記載内容や専門職の参画等、先進地域の事例を参考としながら検討してまいります。
88	相談支援センターあいのいえ	福祉サービス(入所)	市内の入所施設の入所枠が少なく、入所希望者に応じられない。	市内入所施設の増床・新規入所施設の誘致を希望する。	障がい者福祉計画における国や県の方針は、地域生活への移行を掲げています。本市の状況も鑑み、計画策定いたしました。
89	相談支援センターあいのいえ	福祉サービス(その他)	対応困難な事例について、何度も訪問相談や各機関の連絡調整が必要になるため、計画相談の報酬だけではとても対応しきれない。	基幹相談支援センター、委託相談支援センターからの特定相談支援事業所へのサポートを強化してほしい。対応困難な基本相談部分を委託相談、ケアプランの作成を計画相談など、役割を分担してもらえれば、支援の継続が可能ではないか。	基幹相談支援センターによる各特定相談支援事業所の訪問を令和4年度から開始し、サポート体制の強化を図っているところです。また、委託相談支援事業所については、特定相談支援事業所が抱える処遇困難ケースに対する助言、同行訪問の実施等により、特定相談支援事業所へのサポートを行っております。委託相談支援事業所の追加設置については、調査・研究を進めてまいります。
90	相談支援センターさくら	移動	通学・通所・通勤等で使えるサービスが少なく、介護タクシーの利用にせざるを得ない。御家族から生活サポートを利用を行い移送したいという希望がある。	事業所によっては送迎ができないところもあり、本人の生活が制限されてしまうため、可能であれば生活サポートの利用ができるように制限を緩めてほしい。	生活サポートは県の補助事業であるため、市独自の制限緩和は難しいところです。福祉有償運送は、タクシー料金の1/2を超えない料金設定となっていますので、各事業所に相談してみてください。
91	相談支援センターさくら	居住環境	グループホームの広告について、1日預かりや世話人常駐と記入された広告をみる、実際はできないという所がある。	相談員も入居等に関して情報提供を行う関係から、事業所のことを信じて進めているが、いざ何かあった際に世話人が常駐できないと言われても対応ができない。できないのであればはじめから広告に記入しないでほしい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査・研究を進めてまいります。なお、個別の監査・指導につきましては、埼玉県が行っております。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望・提案	回答等
92	相談支援センターさくら	相談支援	実収入が少なく加算等でまかなうことが難しい。計画相談の収入が上がるようにしてほしい。	料金を上げてほしい。また、平均して40件以上の減算もやめてほしい。	計画相談支援の報酬の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第125号)」に基づき算定されております。変更等がありましたら、相談支援部会にて、情報共有をいたします。
93	相談支援センターさくら	福祉サービス(地域)	利用者本人が福祉サービスを利用する際、家族を含めた支援をすることがあるが、いきすぎたリクエストやサービスの拡大解釈をしている時がある。相談員・各事業所に対応し説明しているが御理解いただけないことがある。	各事業所(福祉サービス)に頼らず、本人・家族が地域で生活できるようにボランティアの利用や地域活動に参加できるようにする必要がある。そういった事業を行政から発信してほしい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査・研究を進めてまいります。
94	相談支援YOUゆう	教育	不登校や引きこもりについて、学校、医療機関では、登校刺激は行わず、保護者や本人の困り感に保護者が相談する場がない、わからない。	福祉サービス 放課後等デイサービスで学習支援を求められるケースがあるが、学びなおしや障がい特性を理解した支援を行っている放課後等デイサービスは少ない。不登校児童、生徒の居場所として、放課後以外の時間帯に放課後等デイサービスに通所を学校が認めないケースもあるが、家にこもらず、安心して関係が作れる場として、学校によってではなく、放課後でなくても認めてほしい。	放課後等デイサービスは、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものであり、学校での就学が前提となっております。市ホームページでは引きこもり支援に関する相談窓口等を掲載していますので、参考にしてください。
95	相談支援YOUゆう	居住環境	親が死亡した後、強度行動障がいの方や重度の方は、施設入所を希望されるが、待ちの状況、入れる入所施設がない。土日は自宅といったグループホームもあるが、高齢の両親には難しいところもある。	グループホームの多様化障がいの重い方も入居できるグループホーム、土日も安心して生活できるホームを増やしてほしい。	今後の課題と捉え、グループホームの開設相談があった場合に、事業者へお伝えします。
96	相談支援YOUゆう	社会参加	ヘルパーさんと出かけて過ごされている方はいる。しかし熊谷市は、少年団のスポーツは盛んなようだが、障がいのある方のスポーツや趣味を楽しむ場が少ない。	ウォーキングや軽度のスポーツ、余暇を楽しむ場や講座等の開催、または行っている団体等の紹介の情報提供をしてほしい。	障がいのある方がスポーツに親しむ機会を広げるため、スポーツ施設のバリアフリー化を進めるとともに、市ホームページや市報を活用し、スポーツイベント等の周知を図ってまいります。
97	相談支援センターさいごん	移動	福祉(介護)タクシーを希望する方がいても、対応可能な事業所が少なくて困っている。	事業者の参入を促すような施策を検討してほしい。	市として新規事業者等の把握は困難です。埼玉県が協定を結んでいる埼玉県乗用自動車協会等に参加しているタクシー会社の中には周辺市町も含め熊谷市で運行している事業者も多くなります。また、上記協会等に参加していない事業者より要望があった際には、速やかに本市と独自に協定を締結できるよう取り組んでおります。
98	相談支援センター ハーテップ	医療	障がい児が受診できる耳鼻科・眼科がわからない。	安全に受診ができる病院を設定してほしい。例えば、皆光園のような耳鼻科や眼科等。	当該病院を設定する予定はありません。御要望については、関係機関にお伝えします。
99	相談支援センター ハーテップ	福祉サービス(地域)	生活介護の事務所が少ない。	市内に生活介護事業所の新設があると良い。	市として、サービス提供事業所の総量規制は設けておりませんので、事業所開設の相談があった場合に、お伝えします。
100	相談支援室 あすか	福祉サービス(その他)	どんなサービスがあり、だれが受けられるのわからない。	概要だけでも知りたい。	本市作成、障害者のしおり「明日へのはばたき」を御参照ください。市ホームページにも、掲載されておりますので、御確認ください。
101	相談支援センターいぶき	その他		福祉マップに各事業所の所在地を示した全体図があるとよい。	次回作成時の課題として、共有します。

3 策定経過

年 月 日	内 容
令和5年4月24日	熊谷市障がい者施策推進庁内連絡会議作業部会（書面依頼） ・第3次障がい者計画関連事業の令和4年度進捗状況調査
6月23日	計画相談支援事業所へ意見・要望の提出依頼（書面依頼）
6月29日	障がい者団体へ意見・要望の提出依頼（書面依頼）
8月3日	熊谷市障がい者施策推進庁内連絡会議作業部会 ・第1回熊谷市障がい者施策推進委員会事前配布資料に対する委員からの質問への回答依頼
8月28日	第1回 熊谷市障がい者施策推進委員会 ・第6期計画の進捗状況評価について ・計画策定の概要：第7期熊谷市障がい者支援計画（骨子案）について
8月31日	熊谷市障がい者施策推進庁内連絡会議作業部会（書面依頼） ・第7期障がい者支援計画基礎資料作成
11月24日	熊谷市障がい者施策推進庁内連絡会議作業部会 ・第2回熊谷市障がい者施策推進委員会事前配布資料に対する委員からの質問への回答依頼
11月27日	第2回 熊谷市障がい者施策推進委員会 ・障がい者支援計画素案の検討について①
12月21日	第3回 熊谷市障がい者施策推進委員会 ・障がい者支援計画素案の検討について②
	【経営戦略会議において確認】
令和6年1月下旬 ～2月下旬	パブリックコメントの実施
2月26日	第4回 熊谷市障がい者施策推進委員会 ・パブリックコメントでの御意見と市の考え方について ・施策推進委員会としての提言について

4 熊谷市障がい者施策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における障害者施策に関する計画の策定及び円滑な推進を図るため、熊谷市障がい者施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務について意見聴取及び助言を行う。

- (1) 障害者施策に関する計画の策定に関すること。
- (2) 障害者施策に関する計画の推進及び調整に関すること。
- (3) その他、障害者施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から障がい者計画の終期とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

4 会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

5 熊谷市障がい者施策推進委員会委員名簿

(敬称 略)

区分	委員名	団体等名
学識経験者	白神 晃子	学校法人立正大学学園 社会福祉学部社会福祉学科准教授
	大野 駿弥	埼玉県立熊谷特別支援学校教諭
障がい者団体の代表	片岡 善生	熊谷市身体障害者福祉会代表理事
	松崎 竹司	熊谷若草親の会会長
	酒井 豊	精神障害者家族会みのり会 (熊谷地区みのり会) 理事
関係行政機関の職員	松本 正明	熊谷公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官
	小泉 優理	埼玉県熊谷保健所副所長
障がい者の福祉に関する事業に従事する者	江村 玲	社会福祉法人 翠浩会 新光苑 部長
	寺田 治子	熊谷市社会福祉協議会副会長
	熊谷 知洋	地域障害者相談支援センター向陽 センター長
	柳 康太	熊谷市障害者相談支援センター 主任
	田島 新市	熊谷市障害者就労支援センター 施設長
公募による市民	山本 遥香	公募による市民
	新井 孝志	公募による市民
その他市長が必要と認める者	田村 裕一	熊谷市民生委員児童委員協議会理事